

# 大分市国土強靱化地域計画

～ 改訂 ～

2026(令和8)年3月

～ はじめに ～

我が国は、これまで度重なる大規模自然災害から得られた教訓を踏まえて、災害対策基本法の制定をはじめとした様々な防災対策を講じてきました。しかしながら、その歴史を振り返ると、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。

こうした事態を避けるためには、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、まずは人命を守り、致命的な被害を回避し、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築しておくことが重要とされ、国は、平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成 26 年 6 月、同法に基づく「国土強靱化基本計画」を策定しました。

国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国のみならず、地方公共団体や民間事業者、市民などの関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、本市においても、南海トラフを震源とする巨大地震や、これまで経験したことのない集中豪雨などの大規模自然災害に対し、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた安全・安心な地域・経済社会の構築に向けて、国や県など一体となって強靱化に関する施策を計画的に推進するために、平成 28 年 12 月に「大分市国土強靱化地域計画」を策定しました。

計画策定後、全市を挙げて強靱化の取組を推進してまいりましたが、基本法の公布・施行から 10 年の節目を迎え、国が令和 5 年 7 月に基本計画の見直しを行い、これに合わせて県も令和 7 年 3 月に計画を見直しました。

本市においても近年の社会情勢の変化や気候変動等を踏まえ、国や県の計画との調和を図るため、本計画を見直し、引き続き、国土強靱化に関する施策を効率的、効果的に推進し、強靱な地域づくりを計画的に進めていきます。

## 目次

	(頁)
第1章 計画策定の趣旨、位置づけ .....	P. 1
第2章 強靱化の基本的考え方 .....	P. 5
第3章 対象とする自然災害 .....	P.15
第4章 脆弱性評価 .....	P.23
第5章 地域強靱化の推進方針 .....	P.28
第6章 計画の推進と重点化 .....	P.62
(用語の説明) .....	P.65
(部局一覧) .....	P.71
(別紙1) 施策分野ごとの脆弱性評価結果 .....	P.72
(別紙2) プログラムごとの脆弱性評価結果 .....	P.87

# 第 1 章

計画策定の趣旨、  
位置づけ

## 第1章 計画策定の趣旨、位置づけ

### 1 計画策定の趣旨

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。平成25年12月公布・施行）の前文では、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模自然災害等の脅威に触れた上で、「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性（※）を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」としている。国においては、この基本法に基づき、国土強靱化（※）に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成26年6月に策定し、基本計画を基本として関係する国の計画等の必要な見直しを進めることにより国土強靱化に関する施策を推進し、強靱な国づくりを計画的に進めていくとしている。このことを受けて、大分県においても、「大分県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を平成27年11月に策定した。

本市においても、今後高い確率で発生が予想されている南海トラフ地震や平成28年熊本地震のような内陸の活断層で発生する地震、これまで経験したことのない集中豪雨、近年、大型化する台風などによる被害が危惧される中、基本法の理念に基づき、平時から事前の備えを行っておくことが重要である。よって、大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくり（以下「地域強靱化」という。）を計画的に推進するために、「大分市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）」を策定する。

#### （改訂の経緯）

本市では平成28年に地域計画を策定後、「大分市強靱化アクションプラン」を毎年策定し、市をあげて地域強靱化の取組を推進してきた。そのような中、国は基本法の公布・施行から5年が経過したことから、平成30年12月に基本計画を改訂した。これを受けて、大分県は令和2年3月に県地域計画を改訂し、本市も令和3年3月に地域計画を改訂したところである。

その後、基本法の公布・施行から10年の節目を迎え、国は国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、令和5年7月に基本計画を改訂し、併せて大分県は令和7年3月に県地域計画を改訂している。

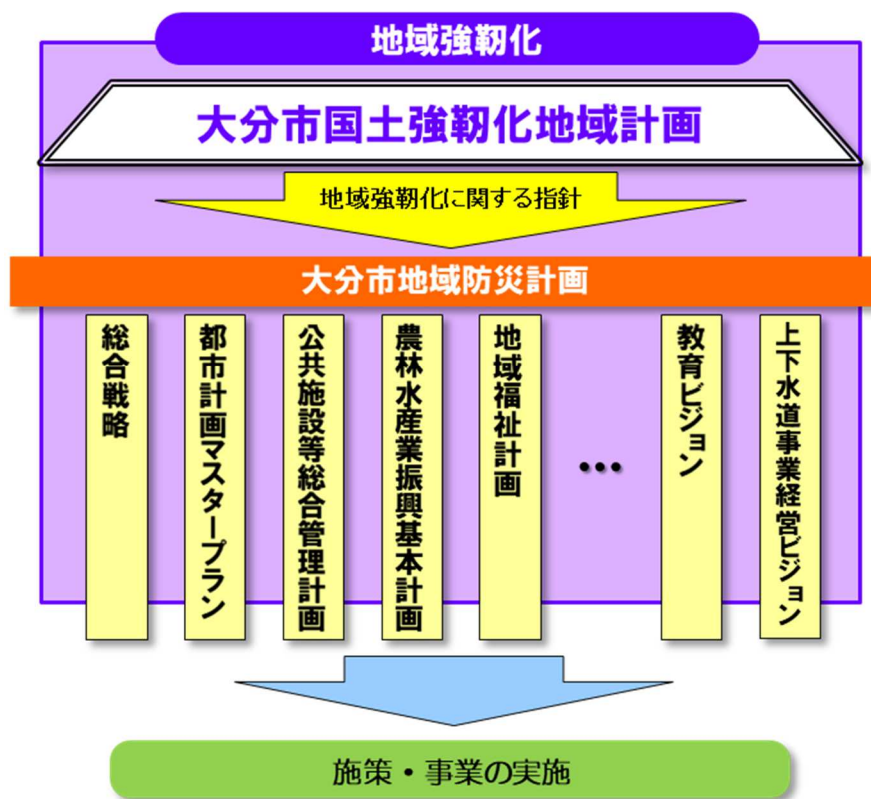
基本法第14条に鑑み、本市においても基本計画等との調和を図り、近年の災害から得られた知見や社会経済情勢の変化等を踏まえて、強靱化の取組をさらに進めるために地域計画

を改訂するものとする。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき、大規模自然災害に対して、本市が十分な強靱性を発揮できるよう、施策を総合的かつ計画的に推進していくため策定するものである。また、本市における様々な分野の計画等において「地域強靱化に関する施策の指針となるべきもの」であり、国における基本計画と同様に、次の図のとおり、いわゆる「アンブレラ計画（※）」としての性格を有するものである。

### - アンブレラ計画のイメージ -



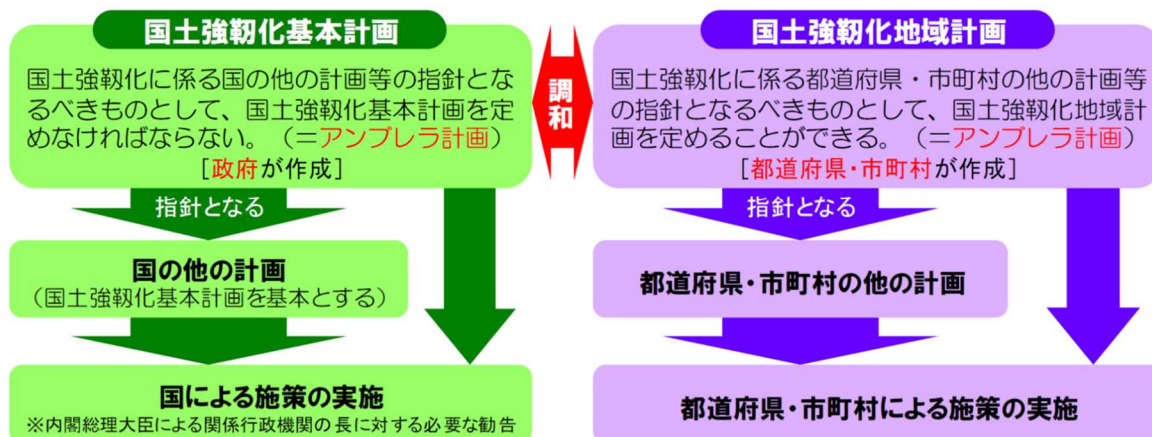
なお、本計画の策定においては、本市における最上位計画である総合計画と整合・調和を図ることに留意した。

また、本計画は、基本法第14条に「基本計画と調和が保たれたものでなければならない」と規定されており、国の基本計画と地域計画の関係は次の図のとおりである。

さらに、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインでは、「地域計画は、基本計画との調和が必要であり、また、地域計画の中で国の施策等の位置付けを検討する場合も想定されることから、地域計画の策定・改定に当たっては、地方公共団体と国が十分に連携・協力する必要がある」とされている。

上記を踏まえ、本市においては強靱化を推進する上で、国・県と相互に連携・調和を図りながら取組を推進していくこととする。

### - 国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係 -



# 第2章

地域強靱化の  
基本的考え方

## 第2章 強靱化の基本的考え方

### 1 基本目標

東日本大震災をはじめとする様々な災害から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、長期的な展望に立ち、総合的な対応を行っていくことが必要である。この対応を通じて、危機に翻弄されることなく打ち勝ち、本市の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てるようにする必要がある。

このため、次の4つの基本目標を設定し、いかなる災害等が発生しようとも、本市における「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進することとする。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

### 2 地域強靱化計画の見直しに当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

地域強靱化にあたっては、地域強靱化計画の見直しに当たって考慮すべき主要な事項や情勢の変化等を踏まえた上で、課題を整理し、政策の基本方針に沿って具体的な施策を推進することとする。

また、「大分市総合計画 未来へつなぐおおいたビジョン2034」に掲げる「すべてのひとが身体的・精神的・社会的にも満たされ、誰もが“幸せ”を実感することができるウェルビーイングな社会の実現」は、地域強靱化に取り組むうえでも重要な視点であり、災害時においても、市民一人ひとりが人権を尊重し、お互いに認め合い、誰ひとり取り残されないことが求められる。

このことを踏まえて、市民、地域、行政及び関係機関が一体となって本市の防災・減災対策及び地域強靱化の取組を進めることとする。

なお、市民生活や地域経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかにも新型コロナウイルス感染症のようなパンデミック(※)やコンビナート災害などの大規模事故等も含めたあらゆる事象が想定され得る。しかしながら、南海トラフ地震が近い将来に発生する可能性が高まっていること、気候変動の影響等により水災害、土砂災害が多発していることか

ら、本計画ではひとたび発生すれば市域内の広範囲に致命的な被害をもたらす大規模な自然災害等を対象とした。

### (1) 地域強靱化の理念に関する主要な事項

#### ① 南海トラフ地震などの巨大・広域災害への対応

未曾有の巨大・広域災害への対応に当たっては、最大クラスの地震・津波が発生する場合のみならず、時間差で大規模な地震が発生する場合の時間的・空間的影響を考慮し、広域交通ネットワークの整備をはじめとする事前の対策を強化するとともに、初動対応に必要な人材や物資を確保する体制の構築やサプライチェーン（※）の維持・確保のほか、過去の災害経験から得られた知見に基づく情報の発信・共有化、情報収集手段の冗長性の確保など、ハード・ソフトの両面から取り組む必要がある。

#### ② 地震後の大雨などの複合災害への対応

令和6年1月に発生した能登半島地震において、同年9月に発生した大雨により複合災害が発生したように、本市においても大規模地震後の復旧・復興中に風水害等が発生する可能性もある。そのため、複合災害を想定し、震災と水害等の双方に有効な事前防災を推進することが重要である。

また、災害発生に備え、地域間連携の強化による相互応援体制を構築するとともに、訓練等を通じて受援体制の実効性を高めていくことが必要である。

#### ③ 事前復興への取り組み

大規模な災害が発生した後の混乱の中で、被災前よりも災害に強い市に復興していく姿を描くことは容易ではないため、平時から被災後のより良い復興に向けた事前の取り組みを進めていくことが重要である。

### (2) 分野横断的に対応すべき事項

#### ① 環境との調和

気候変動の影響が深刻化する中、地域が有する豊かな自然の恵みをいかすグリーンインフラ（※）を活用していくことが必要である。

また、太陽光等の再生可能エネルギー（※）関連施設の設置に関しては、地域との共生の観点が必要となっていることから、地域環境の悪化を招かないよう、関係法令等に基づき、適切に調整する必要がある。

#### ② インフラの強靱化・老朽化対策

自然災害の頻発・激甚化やインフラ施設の老朽化が加速度的に進行している状況を踏まえ、インフラが求められる機能を発揮するためには、正しく設計・施工・維持管理される必要がある。

このため、防災関連施設はもとより、上下水道施設、交通インフラの適切な補強等を行うとともに、長寿命化計画に基づき定期的な点検・診断の結果による老朽化対策を講じていく必要がある。

併せて、新技術や点検・補修データの利活用などによるインフラメンテナンスの効率化も図る必要がある。

### (3) 社会情勢の変化に関する事項

#### ① 気候変動の影響

国内各地でこれまで経験のない気象災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化しており、「気候危機」の時代とも言われている。今後、地球温暖化の進行に伴って、その強度と頻度が増加することが懸念されており、気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策が必要となっており、防ぐことのできない災害も増加することを想定し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフトと一体となった対応をすることが重要である。

#### ② グリーン・トランスフォーメーション（GX(※)）の実現

本市では、令和6年に策定した「第4期大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、2050年（令和32年）のカーボンニュートラル（※）実現に向け、2030年（令和12年）の温室効果ガス（※）の排出を本市全体（特定事業所を除く）で50%以上削減（2013年比（平成25年））する目標を掲げている。

この目標を達成するため、市民・事業者・行政のすべての主体が積極的に取組を進める必要がある。

#### ③ SDGs(※)との協調

気象災害が頻発・激甚化し、南海トラフ地震等大規模地震の発生が切迫する中、市民の生命・財産を守り、災害の被害に遭う方を一人でも減らすため、防災・減災、地域強靱化に取り組み、官民が一体となって質の高いインフラ投資を行うことは、SDGsにおいても非常に重要である。

民間の力を活用し、社会課題解決に向けた取組を推進すると同時に、多様性に富んだ包摂的（※）な社会を形成し、地域を活性化するための施策を推進する必要がある。また、防災・災害対応の場において女性の参画を推進するほか、要配慮者（※）も含め「誰ひとり取り残さない」ための取り組みや、ジェンダーバランス（※）等の多様性に配慮した体制を確

保する必要がある。

#### ④ デジタル技術の活用

急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行し、過疎化や地域産業の衰退等が大きな課題となる中、ICT(※)の進化やネットワーク化により地域や社会の在り方、産業構造が急速に変化する大変革期、新しい時代（Society5.0(※)）の到来により、デジタル技術はその実証の段階から実装の段階へと着実に移行している。

このため、災害対応の迅速化・適切化等に人工知能（AI（※））やIoT（※）等のデジタル技術を活用し、防災・減災、地域強靱化をより効率的に進める必要がある。

また、単なるデジタル技術の活用にとどまらず、業務そのものや組織、プロセスの変革を含む概念であるデジタル・トランスフォーメーション（DX(※)）の取組により、様々な場面においてデジタルの力で対応力を強化することが重要である。

#### （４）近年の災害で得られた新たな知見

##### ① 災害関連死（※）に関する対策

熊本地震や能登半島地震など近年の災害では、避難生活における疲労や持病の悪化等による災害関連死も多く発生している。

このため、避難生活が長期化する場合、生活環境や、避難者に対する心身のケアについて改善を図るなど、災害関連死を防ぐ取組を進めることが必要である。

##### ② パンデミック下における自然災害の対応

令和２年にはコロナ禍により、避難所における感染症対策が課題となった。今後も、一たび感染症がまん延すれば、一定期間継続することを前提に、感染症と自然災害の同時発生を想定しておく必要がある。

その際、車中泊の活用も含め、感染の可能性がある避難者を他の避難者と隔離する手法など、具体的な避難所運営を見据えた事前の備えが必要である。

##### ③ 孤立集落に関する対策

能登半島地震では、道路の寸断により多くの孤立集落が発生し、物資の支援が滞る事態に陥った。

このため、孤立集落の発生に備えて、備蓄物資（食料等）の分散備蓄や家庭内備蓄の推進、訓練などの自助、共助の推進等により孤立想定集落内の備えの充実を図る必要がある。

### 3 中長期的に取り組むべき課題

前節の「地域強靱化基本計画の見直しに当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化」を踏まえ、中長期的に取り組むべき課題は次のとおりである。

#### (1) 大規模自然災害への備えをより盤石に

大規模地震の切迫性の高まりや、気候変動に伴う洪水発生頻度の増加及び平均海面水位の上昇が予測される中、事前防災対策を強化することが重要であり、南海トラフ地震等の大規模地震に係る推進計画に基づく取組を推進するほか、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据えた「流域治水」の取組として、国、県と連携し堤防の整備や河道掘削・浚渫（しゅんせつ(※)）を実施するなど、防災インフラの整備を更に推進する必要がある。

また、既存の防災インフラの高度化・効率化を進めるとともに、老朽化したインフラ施設の予防保全に取り組むなど、適切な維持管理を推進する必要がある。

さらに、自然環境が有する防災・減災等の多様な機能を活用する必要がある。

一たび自然災害が発生すると、防災拠点となる避難所等の環境を構築し、順次改善・充実させる必要がある。避難所等が相応の期間使用される場合には、災害関連死(※)を可能な限り生じさせない取組も重要である。

#### (2) 大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる地域づくり

大規模地震による直接死を最大限防ぐ観点から、建造物の耐震化・耐災害性強化を促進することが重要である。また、被害が長期化しても一定の水準で日常生活や社会経済活動が継続されるよう、幹線道路及びこれらを補完する道路網の構築や、浸水被害等の自然災害から命を守るための避難路の整備を進め、交通・物流の基盤を強化する必要がある。

#### (3) 限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくりの実現

より豊かな社会活動・地域づくりを行う上で、デジタル等新技術の活用は不可欠であり、地域強靱化の分野においても、衛星データやドローン(※)を活用した災害情報の収集・分析など、限られた人員でも効率的に災害対応等の活動を可能にする観点から、デジタル技術を最大限活用する必要がある。

あわせてデジタル技術の活用には、情報の収集や活用が困難な要配慮者(※)に対して配慮・工夫が必要である。

#### (4) 官民連携の促進と民間主導の取組の活性化

地域強靱化を実効性あるものにするためにも、国・県・市のみならず、民間事業者等の主体的取組が極めて重要であり、これらの適切な連携及び役割分担の下、自助や共助の活性化、民間事業者等の力を公助へ活用することを更に進めていく必要がある。

また、発災後の迅速な復旧復興に当たっては、被災者の支援体制を充実する必要があり、災害保険等の活用など相互扶助の分野も含めて総合的に取り組むべきである。民間企業の防災関連技術の活用や、民間主導による防災・減災に関する地域貢献活動等も進められており、民間主導の取組の活性化を図ることが重要である。

#### 4 大分市地域強靱化を推進する上での基本方針

前節で述べた「中長期的に取り組むべき課題」を踏まえ、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、地域強靱化の取組を進めていくことが重要であり、

「市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、「上下水道施設・交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」、「デジタル等の活用や災害対応の官民連携など地域強靱化施策の高度化」、「地域防災力の一層の強化」の4点を施策の柱とし、取組を進める。

##### (1) 市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

頻発・激甚化する水災害等には、国・県・市・民間事業者・関係団体・住民などあらゆる関係者と協働して農村環境の保全や流域全体で行う流域治水、土砂災害対策等に取り組み、気候変動等による将来の自然災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を推進する。

また、南海トラフ地震などの巨大地震から地域を守るため、令和6年1月に発生した能登半島地震などの教訓も踏まえ、橋梁や住宅等の耐震化、護岸、堤防の整備や避難所としても活用される学校施設等の環境改善・防災機能の強化など、危機感をもって地震・津波・高潮対策に取り組む。

加えて、高度経済成長期以降に整備したインフラの老朽化が急速に進んでいることから、将来にわたってインフラの機能を確保するため、戦略的なインフラメンテナンスを推進する。

##### (2) 上下水道施設・交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

テクノロジーの発展、産業基盤のデジタル化・高度化といった社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、上下水道施設・交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図る。

上下水道施設においては、災害時においても安全な水道水の提供や下水処理機能を確保するため、老朽化した施設の計画的な維持管理に努めながら、重要給水施設につながる基幹水道管路や重要な下水道幹線等の耐震化を推進する。

交通においては、災害時の救急搬送や緊急支援物資輸送のためにも、東九州自動車道の4

車線化や中九州横断道路などの高規格道路の整備の促進、緊急輸送道路（※）などの橋梁耐震化や道路のり面対策を促進する。

通信では、災害発生時に、市民の多くが携帯端末により避難行動に必要な情報を入手し、また被災者自身も情報発信することが定着しつつあることから迅速かつ的確な情報発信を行うほか、防災無線など多様な通信手段の確保を図るなど、大規模災害時においても可能な限り市民へ防災情報を提供するための取組を推進する。

エネルギー分野においては、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、再生可能エネルギーや水素エネルギーの利活用拡大等に向けた取組を推進する。

### （３）デジタル等の活用や災害対応の官民連携など地域強靱化施策の高度化

デジタルが持つ力を最大限活用し、災害への対応力を強化する。また、デジタル技術になじみが薄く、デジタル化の恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな取組を一体で推進する。

具体的には、AIや衛星データを活用した災害情報の収集・分析による初動対応や、ドローン等を活用した迅速な被害状況の把握や孤立集落対策を含めた物資輸送体制の充実、マイナンバーカード等を活用した個人確認の迅速化・高度化に取り組むとともに、情報弱者に陥りやすい高齢者・障がい者等の要配慮者にも十分に配慮する中、プッシュ型の情報受発信システムの活用や、外国人や観光客等に対し、多言語対応による情報発信の強化を行う充実を図る。

また、本市が直面する災害リスクに対応するため、国や県との適正な連携・補完関係を強化するとともに、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を促進する。

具体的には、大規模地震の切迫性の高まりや新興感染症（※）の拡大等を背景に、市民生活に必要な物資のサプライチェーンを強靱化する重要性が高まっていることを踏まえ、企業による自主的な防災減災投資やBCP（業務（事業）継続計画）（※）の策定を促進する。

さらに、民間施設において、災害発生時に適切な情報伝達と早期避難が可能となるよう、実践的な防災訓練や避難経路の確認等の必要な支援を行っていく。

併せて、企業・団体のほか、地域住民、コミュニティ、NPO等の各主体が実施する自助・共助の取組が効果的で持続的なものとなるよう、実践的な訓練・教育、リスクの見える化、平時からのコミュニティの活力維持等の取組に対し支援を行う。

### （４）地域防災力の一層の強化

急速なペースでの人口減少、少子高齢化の進行等、地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、市域全体でつなぎ合わせ、高齢者・障がい者・

こども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進するとともに、地域における防災力を強化し、自助・共助による住民主体の防災対策を進める必要がある。

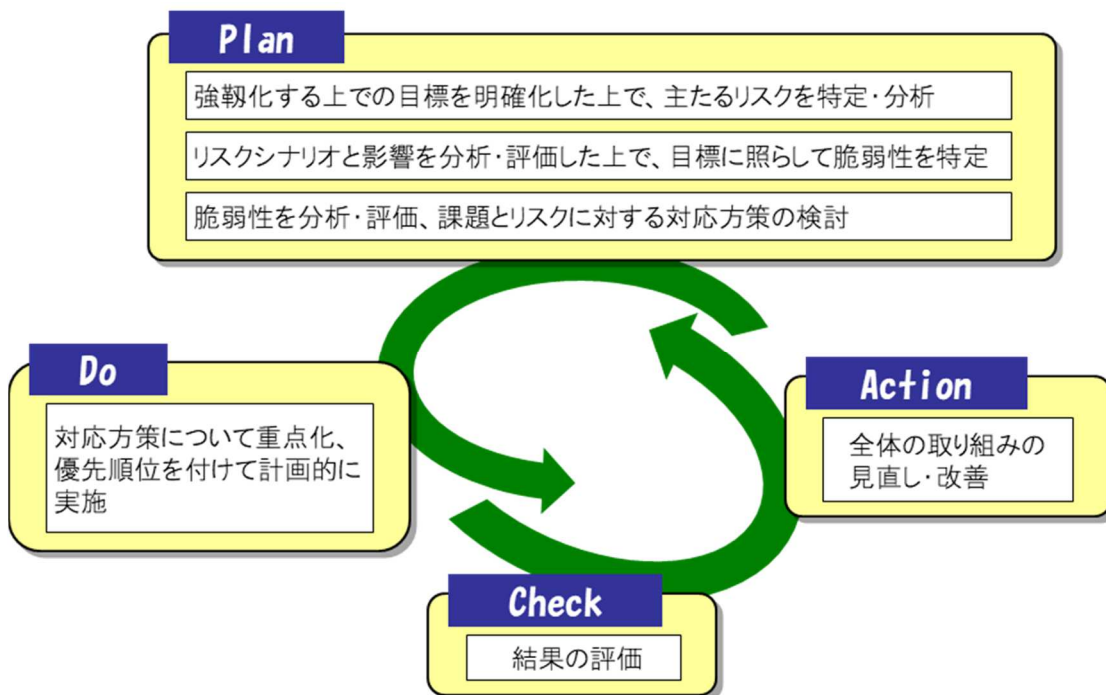
自助の意識を向上させるため、大学等との連携による防災教育の推進や、防災知識の普及啓発等を通じた防災意識の醸成、家庭・事業所等における備蓄や家具の転倒防止など、身近な防災対策の促進を図る。

また、地域防災力の中核を担う消防団の強化や防災士（※）等の育成及びスキルアップに取り組むとともに自主防災組織(※)との連携を強化し、要配慮者への支援体制づくり、住民主体による避難所運営訓練をはじめとする防災訓練を促進するなど、共助の体制強化に取り組む。

さらに、地域の自主防災組織へ女性参画を推進するなど、平時の防災対策、災害時の初動対応や避難生活、復旧復興の各段階に女性をはじめとした多様な視点が盛り込まれるよう必要な取組を進める。

## 5 基本的な進め方

「地域強靱化」は、いわば本市のリスクマネジメントであり、以下のP D C Aサイクル（※）を繰り返すことにより、本市全体の強靱化の取組を推進する。



この際、「脆弱性の分析・評価」及び「リスクに対する対応方策の検討」に当たっては、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために現状で何が不足し、これから何をすべきか、という視点から、部局横断的な「施策グループ」（目標を達成するための施策の集まり）を検討するアプローチを採用する。

このアプローチを通じて、各分野間の連携を促すとともに、各分野の行政の取組について各種リスクの存在を明確に織り込んだものへと逐次改善していくこととする。

## 6 特に配慮すべき事項

### (1) ハード整備とソフト対策の適切な組合せとデジタル活用による施策の効率化

地震や台風等の到来が初期の災害につながることを抑制するハード整備と、ハードの想定を超えたときの、避難から復興に至るまでのソフト対策を適切に組み合わせ、初期の災害が最悪の事態に展開してしまうことを、何としても阻止する必要がある。くわえて、人口減少下において、各種の地域強靱化に関する施策を従来よりも効率的に進めていくため、デジタル等新技術の活用による災害関連情報の分析・検知・収集・集積・伝達の高度化や、防災インフラやライフラインの施工・管理の合理化を図るなど、DXを推進することが必要である。

### (2) リダンダンシー(※)の確保とBCP の策定・実効性担保

行政機能、産業・エネルギー・情報通信、交通・物流等の社会基盤のリダンダンシーを確保するとともに、それらの上に成り立つ産業等におけるBCPの策定と、その不断の見直し及び訓練実施等により実効性を担保していく必要がある。

### (3) 部局横断的な取組と国・県、民間事業者、市民等との連携体制の構築

地域強靱化に取り組む実施主体は、本市のみでなく、国・県、民間事業者、NPO、市民等、多岐に渡る。効率的・効果的に地域強靱化の取組を実施するためには、複数の部局による部局横断的な取組を推進するとともに、強靱化を担う人材の育成など組織体制の強化や、各実施主体間における連携と協力が必要である。

# 第3章

## 対象とする 自然災害

### 第3章 対象とする自然災害

#### 1 本市の特性

##### (1) 地勢

本市は、大分県の中央部に位置し、北は別府湾に面し、その広ぼうは東西50.8km、南北24.4kmに及び、面積は502.39km<sup>2</sup>を有している。

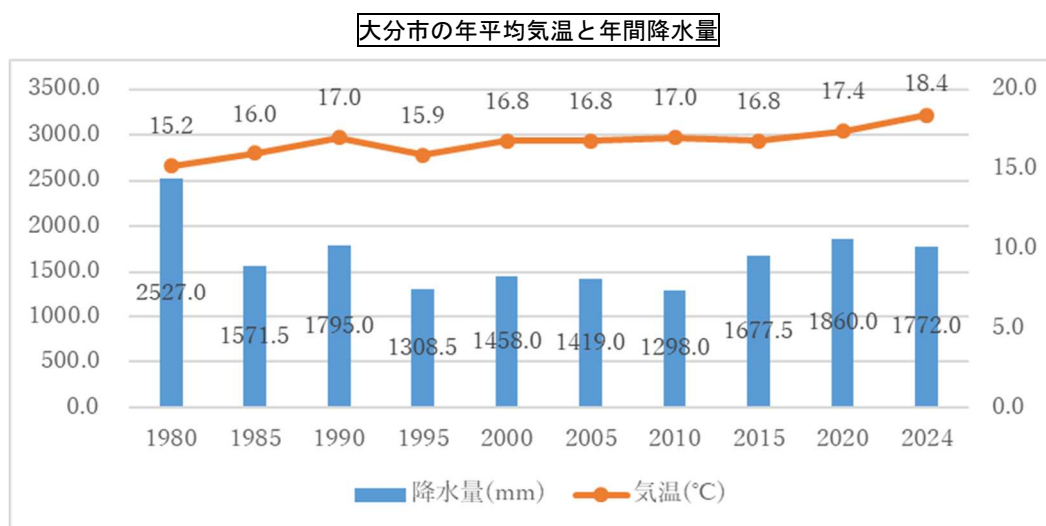
また、九州脊梁山地に源を発する大野川、大分川の二つの一級河川が大分市街地を貫流して別府湾に注いでおり、この河川沿いには、広大な大分平野が形成されている。

なお、現在は市街地化が進行しているほか、河口部では新産業都市計画等による埋立地が多く形成され、土地利用の高度化も行われている。

##### (2) 気象

本市は、温暖少雨を特色とする瀬戸内型気候区に属しており、沿岸部では年平均気温の平年値が16℃を超え気候的には恵まれている。

また、大分市の年間降水量（平年値）は1727.0mmで、降水量が多いのは、6～7月の梅雨期と8～9月の台風期である。6～9月の4か月間に年間降水量の約58%を記録する。



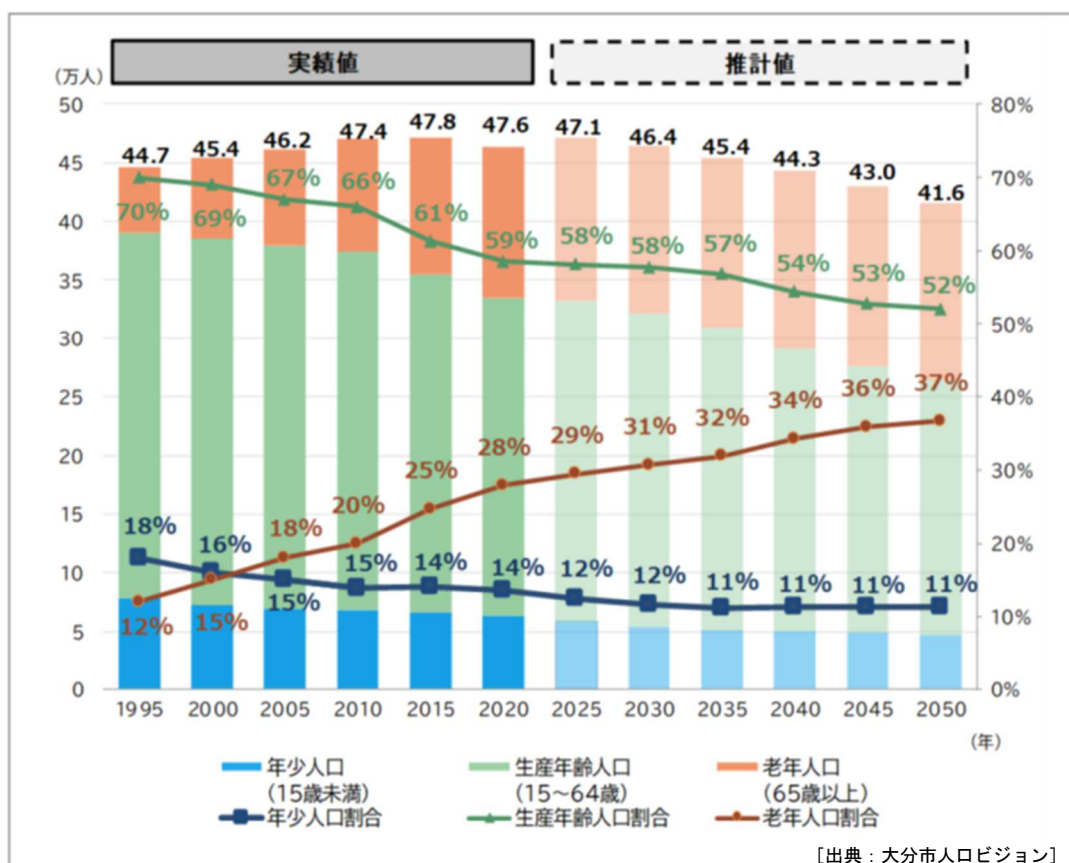
[出典：気象庁HP（過去の気象データ）]

##### (3) 人口構造

2020（令和2）年国勢調査によると、本市の総人口は475,614人、世帯数は209,539世帯である。本市の人口は、僅かではあるものの年々増え続けていたが、2016（平成28）年をピークに人口減少局面に入っており、世帯数は増え続けているが、一世帯当たりの世帯人員は減少傾向にある。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、このままの状況で人口が推移していけば、2020（令和2）年から2050（令和32）年までの30年間で、本市の総人口は約6万人、生産年齢人口（15歳から64歳）は約5.5万人減少する一方、老年人口（65歳以上）は約2.3万人増加し、高齢化率は37%に達すると予測されている。

大分市の総人口・年齢3区分別人口の推計



[出典：大分市人口ビジョン]

※2020（令和2）年まで総務省統計局「国勢調査」（2025（令和7）年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計）  
 ※2000（平成12）年以前の人口は、旧佐賀間町、野津原町の人口を含む。  
 ※1995～2020年の人口総数（各年の棒グラフ上部の数値（黒字））は年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の合計と一致しない。構成比および人口割合は年齢「不詳」を除いている。

## 2 対象とする自然災害

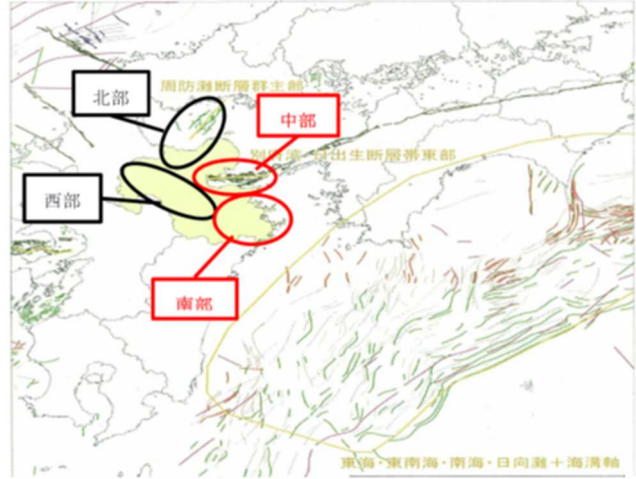
本計画の災害リスクは、以下のような市内全域に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象とする。

### (1) 地震・津波

本市が主に被害を受ける地震には、

(ア) 海溝型地震（南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震）と（イ）活断層型地震（日出生断層帯、中央構造線断層帯「豊予海峡－由布院区間」、万年山－崩平山断層帯を震源とする地震）があり、地震動による建物の倒壊や斜面の崩落、液状化などによる被害が考えられる。

また、海域で発生した場合は甚大な津波被害も考えられる。



南海トラフ、日向灘周辺活断層図（応用地質（株）調査報告資料引用編集）



東北地方太平洋沖地震の津波被害  
〔出典：岩手県釜石市〕

### (ア) 海溝型地震の特性

海溝型地震は、地震の規模を示すマグニチュードが8クラスの巨大地震になることが多く、津波を伴って被害が広範囲に及ぶ傾向にある。特に、平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）のように、広域に甚大な津波被害が及ぶことが考えられる。

### (イ) 活断層型地震の特性

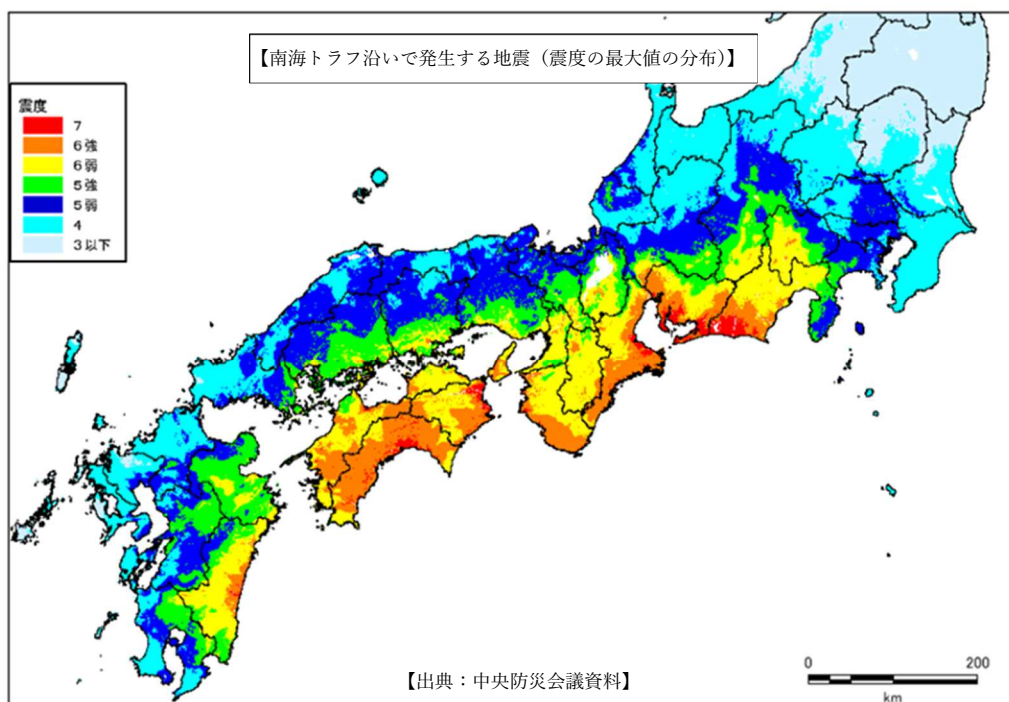
活断層型地震は、海溝型地震と比べると地震のマグニチュードは比較的小さいものの、平成28年熊本地震のように震源が浅い場合、地震動が大きくなり被害が甚大になる可能性がある。特に、平成7年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）のように、都市部の直下で発生した場合、地震動による建物の倒壊や火災、ライフラインの断絶、地盤の液状化などによる大規模な被害の発生が考えられる。また、豊予海峡や別府湾を震源とした地震では、津波による大規模な被害も想定される。

とりわけ、南海トラフを領域とするマグニチュード8～9規模の海溝型地震が発生する確率は、今後30年以内に60～90%程度以上（※1）とされ、広域に影響を及ぼすと想定されている。

この南海トラフ地震について、大分県は「大分県津波浸水予測調査」及び「大分県地震津波被害想定調査」を実施しており、本市においても甚大な被害が想定されている。

また、平成25年12月に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行され、本市は、平成27年3月、「南海トラフ地震防災対策推進地域（※）」に指定されるとともに、特に著しい津波災害が予想される「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（※）」に指定されている。

※1 地震調査研究推進本部公表（R7.9.26）の「南海トラフの地震活動の長期評価」による。同評価には、他の計算方法による20%～50%も示されているが、本計画が防災対策の推進を目的としたものであることから、より高い確率値を採用した。



【南海トラフを震源とする地震による人的及び建物の被害について】

〈想定ケース〉 堤防が機能しない場合

	人的被害（人） ※夏12時		建物被害（棟） ※冬18時		災害発生1日後の避難者数（人）		
	死者	負傷者	全壊	半壊	避難所内	避難所外	合計
大分県	20,077	5,434	29,704	30,028	109,562	58,995	168,557
大分市	3,405	2,509	4,688	17,834	61,532	33,132	94,664

※大分県地震被害想定調査（平成31年公表版）より

(2) 風水害

本市は、これまで台風により多くの被害を受けてきた。また、大分川・大野川の2つの一級河川が市街地を貫流しており、堤防決壊などによる大規模な河川氾濫は甚大な被害を招く可能性がある。さらに、市域内には約2,600箇所の土砂災害（特別）警戒区域を設定しており、大雨等により各地で災害が起きる可能性がある。



大分市の一級河川（大分川・大野川）  
[出典：国土地理院の電子地形図]

【大分市に災害を起こした主な風水害の記録とその被害（平成以降）】

台風襲来日	総降水量 (mm)	台風の経路 気象の状況	市内の主な被害
平成5年 9月2～4日 台風9313号	422.0	薩摩半島に上陸、佐伯市付近を通り、豊後水道に抜けた。	死者1名、負傷者9名、 家屋全壊6棟、半壊38棟、 床上浸水901棟、床下浸水2,713棟
平成17年 9月4～6日 台風0514号	375.0	屋久島の西海上から九州の西岸に沿って天草付近を通過し、長崎県諫早市付近に上陸し、玄海灘に抜けた。	負傷者4名、 家屋半壊4棟、一部損壊88棟、 床上浸水126棟、床下浸水375棟
平成29年 9月16～17日 台風1718号	313.5	鹿児島県垂水市付近に上陸後、宮崎県を通過し、日向灘に抜け、高知県に再上陸した。	負傷者3名（重傷2、軽傷1）、 半壊7棟、一部損壊29棟、 床上浸水55棟、床下浸水187棟
令和2年 7月6日～8日 令和2年7月豪雨	350.5	梅雨前線が九州付近に停滞し、複数の線状降水帯が発生。九州の広範囲で記録的な大雨となった。	半壊7棟、一部損壊14棟 床上浸水35棟、床下浸水153棟
令和6年 8月27～31日 台風2410号	323.5	鹿児島県薩摩川内市付近に上陸後、北東に進路を変えながら大分県を横断し、伊予灘に抜けた。	負傷者1名（軽傷1） 一部損壊1棟、 床上浸水11棟、床下浸水26棟

近年、平成26年8月豪雨による広島市土砂災害、令和2年7月豪雨や令和6年9月能登半島豪雨などの前線に伴う豪雨災害、令和元年東日本台風や令和4年台風第14号及び15号など、全国各地でこれまで経験したことのない集中豪雨や台風による甚大な被害が生じており、本市においても同様の災害が発生する可能性は否定できない。



平成28年熊本地震阿蘇大橋地区の大規模土砂災害  
[ 出典：国土交通省作成「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」 ]



令和6年能登半島地震による輪島市の火災[ 出典：石川県ホームページ ]



令和6年奥能登豪雨による珠洲市大谷地区の被害  
[ 出典：石川県ホームページ ]



令和7年8月豪雨による熊本県美里町の河川氾濫  
[ 出典：熊本県美里町 ]

## <気候変動リスクについて>

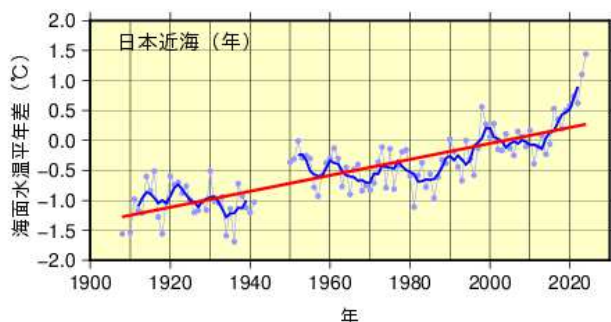
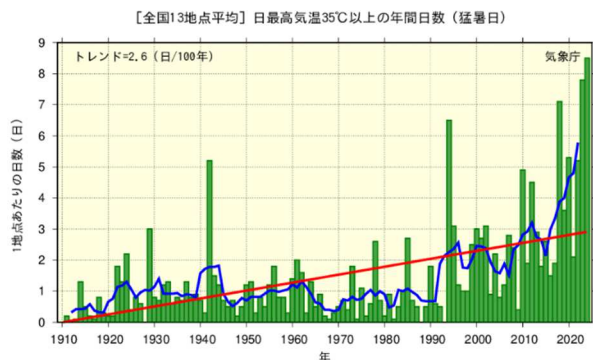
近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動及びその影響が世界各地で現れており、気候変動問題は人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や大雨のリスクはさらに高まることが予測されています。(令和7年度防災白書より抜粋)

【日最高気温 35℃以上の年間日数(猛暑日)等】※気象庁 HP より

### 全国の猛暑日の年間日数は増加しています。

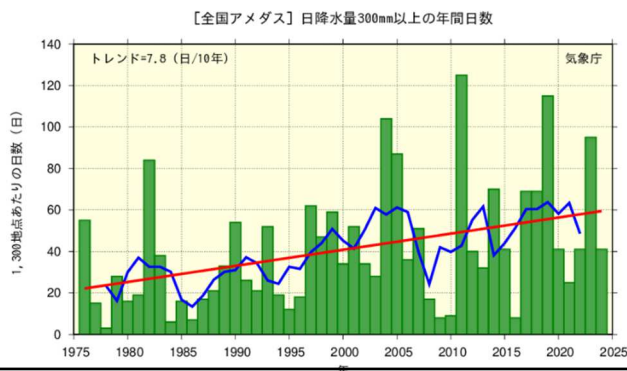
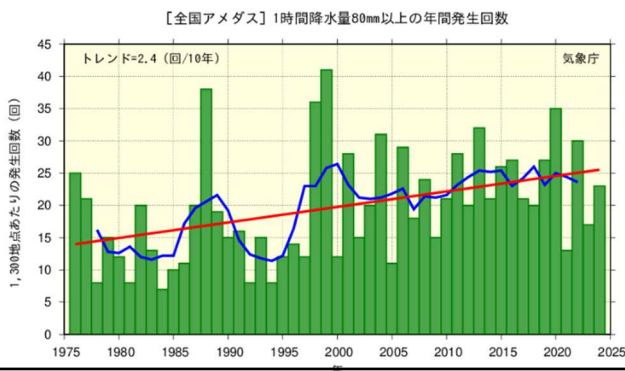
- ・最近 30 年間(1995~2024 年)の平均年間日数(約 3.0 日)は、統計期間の最初の 30 年間(1910~1939 年)の平均年間日数(約 0.8 日)と比べて約 3.9 倍に増加しています。
- ・日本近海における 2024 年までの海域平均海面水温(年平均)の上昇率は、100 年あたり +1.33℃の割合となっています。この上昇率は、世界全体で平均した海面水温の上昇率(100 年あたり+0.62℃)よりも大きく、日本の気温の上昇率(100 年あたり+1.40℃)と同程度の値です。



【大雨の年間発生回数】※気象庁 HP より

### 大雨の年間発生回数は増加しており、より強度の強い雨ほど増加率が大きくなっています。

- ・1時間降水量 80mm 以上、日降水量 300mm 以上など強度の強い雨は、1980 年頃と比較して、おおむね 2 倍程度に頻度が増加しています。



# 第4章

## 脆弱性評価

## 第4章 脆弱性評価

### 1 評価の枠組み及び手順

令和5年2月10日に国の国土強靱化推進本部で決定した「脆弱性評価の指針」に準じ、次の枠組み及び手順により大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った。

#### （1）想定するリスク

今後30年以内の発生確率が60～90%程度以上といわれている南海トラフ地震をはじめ、これまで経験したことのない集中豪雨、台風などの大規模自然災害等は一度発生すれば、市内全域に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画においては、これらの大規模自然災害を想定した評価を実施した。

#### （2）施策分野

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており（基本法第17条第4項）、下記のとおり、個別施策分野として7分野を、また横断的分野として5分野を設定した。

##### <個別施策分野>

- A. 行政機能
- B. 住宅・都市・環境
- C. 保健医療・福祉・教育
- D. 産業・エネルギー・情報通信
- E. 交通・物流
- F. 農林水産
- G. 地域防災

##### <横断的分野>

- ① リスクコミュニケーション（※）
- ② 地域活性化・地域の生活機能の維持
- ③ 防災教育・人材育成
- ④ 老朽化対策
- ⑤ デジタル活用

#### （3）目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととしている（基本法第17条第3項）。この起きてはならない最悪の事態に関しては、6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして28の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

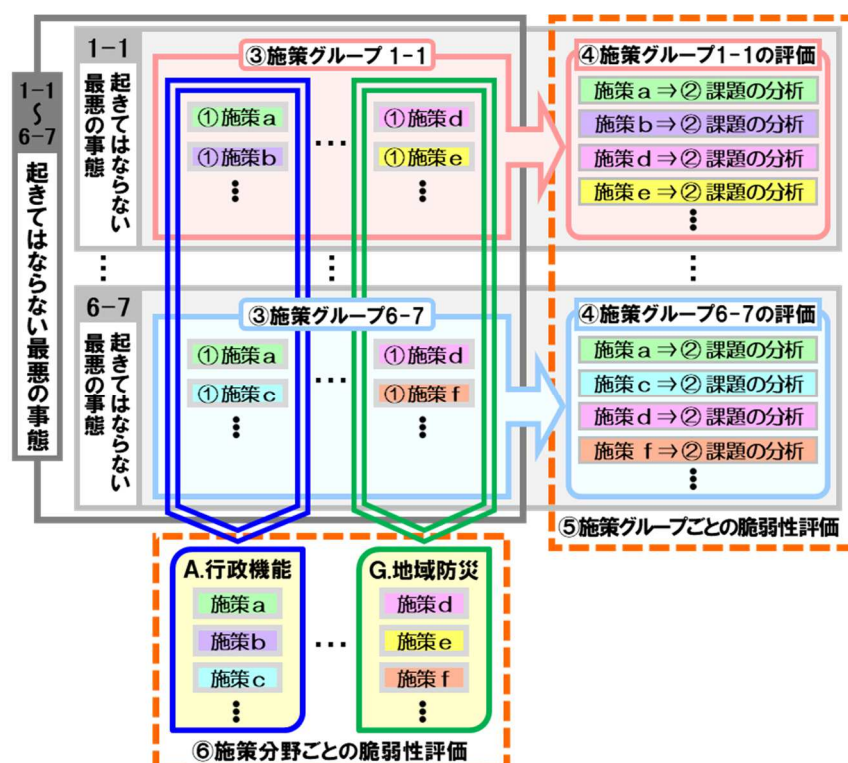
## 起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1)	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2)	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3)	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4)	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
		1-5)	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1)	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2)	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺
		2-3)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7)	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		4-2)	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発やそれらに伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3)	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4)	農地・森林や生態系等の被害による荒廃・多面的機能の低下
5	上下水道施設及び電力等ライフライン、情報通信サービス、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1)	災害時に活用する情報サービスや通信インフラ等の機能停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2)	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油、LP ガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3)	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		5-4)	広域交通ネットワークが分断するなど、基幹的交通や地域交通網の陸海における交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1)	自然災害後のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2)	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足により復興できなくなる事態
		6-3)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態
		6-4)	災害廃棄物(※)の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-5)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-6)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-7)	風評被害等による市内経済等への甚大な影響

#### (4) 評価の実施手順

脆弱性評価は、国の示すガイドラインを参考に、以下の手順で行った。

- ① 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を抽出する
- ② 個別の施策の課題を分析するとともに、達成度や進捗を把握する
- ③ ①で抽出した施策を部局横断的な「施策グループ（施策の集まり）」として整理する
- ④ ②の分析をもとに各施策グループの達成度や進捗を把握する
- ⑤ 施策グループごとの現状の脆弱性を総合的に分析し評価を行う
- ⑥ 施策分野ごとの現状の脆弱性を総合的に分析し評価を行う



大規模自然災害等に対する脆弱性の評価は、いわば市の健康診断であり、リスクに対してどこに脆弱性があるのかを改めて検討するもので、施策を効率的・効果的に進める上で必要不可欠なプロセスである。

なお、個別施策ごとの課題分析に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を設定することとし、施策グループごとの達成度・進捗の把握に当たっては、リスクシナリオ（※）との関連性や客観性等に着目して、施策グループごとに代表的な指標をできる限り選定した。

また、国及び県や民間事業者等が独自に行っている取組等も、必要に応じて評価の対象に含めることとする。

## 2 評価結果のポイント

評価結果は、別紙 1、2 のとおりであり、脆弱性評価結果のポイントは、「第 2 章 6 特に配慮すべき事項」に反映した。

# 第5章

## 地域強靱化の 推進方針

第5章 地域強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果（別紙1、2）を踏まえ、地域強靱化に係る施策の取組方針として、以下のとおり強靱化の推進方針を策定した。

これらの推進方針は、相互に関連する事項があるため、主管する部局等を明確にした上で、関係部局等との推進体制を構築し必要な調整を図るなど、施策の推進の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

なお、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策が、複数の事態の回避に資することが多いことから、重複する項目を排除するとともに、実効性向上の観点から、施策分野ごとに整理した「施策分野ごとの推進方針」を第1節に示す。また、「施策分野ごとの推進方針」のもととなった「起きてはならない最悪の事態」ごとに推進方針をとりまとめた「施策グループごとの推進方針」を第2節に示す。

1 施策分野ごとの推進方針

第4章で設定した7つの個別施策分野と5つの横断的分野について、それぞれの推進方針を以下に示す。

《個別施策分野》

A. 行政機能

- ① 地方行政機関等の機能不全は、事後の全ての局面の回復速度に直接的に影響し、強靱化の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能が維持されるよう、職員も被災することを前提に業務継続計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高め、見直しを図る。【総務】【企画】【財務】【子ども】【環境】【都計】【教委】【上下水】【消防】3-1
- ② 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う。【総務】【商労】【環境】【都計】【上下水】【消防】2-1,2-4,2-5,3-1,6-2
- ③ 災害対策本部を設置する本庁舎等は、防災拠点施設として重要であることから、受変電設備の高架化など浸水対策について引き続き推進する。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化及び吊り天井（※）等の非構造部材の耐震対策について、引き続き実施し、電力供給遮断などの非常時に行政機能を維持する電力を確保する。【財務】【子ども】【環境】【都計】【教委】【上下水】【消防】3-1
- ④ 広域かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える業務が発生するおそれがあることから、災害ボランティア等の受入体制を確立する。また、受援計画に基づき、救助活動・物資集積等の拠点を確保するとともに、職員派遣等の広域応援

について定めた「九州市長会における災害時相互応援プラン」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定の適切な運用により、復旧・復興を円滑に進める体制を確立する。【総務】【福保】【教委】【上下水】2-4,6-1

- ⑤ 大規模災害時に迅速かつ的確に対応できる防災体制の強化を図るには、防災関係機関との連携が重要となるため、複数のツールを活用した情報収集の方法を検討するとともに、収集した情報を共有する仕組みづくりを推進する。さらに、防災関係機関との合同訓練等を行うことで、相互の業務を理解し、災害時の応急対策をより円滑に実施できるよう連携強化を図る。【総務】【消防】2-1
- ⑥ 大規模な市街地火災や津波火災（※）に対する活動能力を高めるため、消防活動に必要な施設や装備の充実・強化及び地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団員の確保、消防団の活動支援等を推進する。また、火災予防の推進、各種訓練等により災害対応能力の向上や、応急対応をより円滑に実施できるよう、防災関係機関との更なる連携強化を図る。【総務】【消防】1-2,2-1,6-3
- ⑦ 常備消防力の強化を推進し、大規模災害時における対応力向上を図るとともに、県内を一元化した、おおいた消防指令センター（※）の機能を効果的に活用できるよう県内市町村との連携強化を図る。また、システムの機能強化を踏まえた中間更新について検討を進める。【消防】5-1
- ⑧ 災害時の遺体処理に関する取組を進める。【市民】【福保】2-7
- ⑨ 学校施設の多くが災害時に避難所となることから、老朽化対策による施設の安全確保とともに、空調設置やトイレの洋式化など避難所としての防災機能を強化する。  
【教委】2-3
- ⑩ 住家の被害認定調査の運用改善と被災者台帳システム（※）の活用により、迅速な被害認定調査や罹災証明書（※）の交付が行えるよう、平常時からの住民周知や体制の確保に努める。【総務】2-3,3-1
- ⑪ 食物アレルギーへの配慮やプライバシーの確保等避難者の多様なニーズに対応できるよう、「避難所運営マニュアル」に基づき適切な避難所運営ができる体制を整備する。【総務】【福保】【教委】2-3

## B. 住宅・都市・環境

- ① 住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、人的・物的被害双方の軽減を目指し、耐震診断、耐震改修、空き家対策の補助制度の周知や支援等により、目標達成に向けたきめ細かな対策を行うとともに、吊り天井など非構造部材や倒壊の危険のあるブロック塀の耐震対策、老朽化した市営住宅の集約建替とその団地の居住機能再生もあわせて推進する。【企画】【財務】【市民】【子ども】  
【土建】【都計】【教委】1-1,5-4
- ② 災害による避難者の居住環境が、劣悪にならないように、市営住宅の長寿命化工事を

行い、住宅確保を推進する。【土建】2-3

- ③ 災害時の円滑な住宅供給確保を可能とするため、「応急仮設住宅供給・居住確保マニュアル（※）」を見直すとともに、災害リスクを勘案した応急仮設住宅建設候補地の見直し・検討を行う。【土建】6-3,6-5
- ④ 沿道地域への防火地域（※）などの指定による沿道建築物の不燃化の促進を図るとともに、都市の骨格となる街路等の整備や、狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地・広場等の整備及び老朽化対策を推進する。【土建】【都計】1-1,1-2,2-1
- ⑤ 災害後の円滑な復旧・復興に資するため、地籍調査の更なる推進を図る。【土建】6-1,6-5
- ⑥ 大規模盛土造成地マップ（※）に基づき、市民の防災意識の向上を図り、所有者に宅地の安全性向上を促すとともに、面的に行う滑動崩落（※）対策等の検討を行う。また、被災宅地危険度判定士（※）・被災建築物応急危険度判定士（※）など災害時に必要となる人材の育成・確保を行う。【都計】1-1,6-2
- ⑦ がけ地の崩壊等により、生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建つ危険住宅に居住する市民に対して、安全な場所へ住宅を移転できるよう支援を行う。【土建】1-5
- ⑧ 災害時においても徒歩での移動が可能なコンパクトな都市づくりを推進する。また、地震、津波、洪水、土砂災害などあらゆる災害を想定して道路の防災・震災対策や老朽化対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化など、洪水・土砂災害・地震・津波・雪害等の対策を引き続き推進するとともに、現状の施策では十分な対応ができない場合に備え対策を検討する。【農水】【土建】【都計】1-1,1-3,2-6,3-1,4-1,5-4,6-1
- ⑨ 津波からの避難を確実にを行うため、避難場所の確保や避難路の整備など関係機関が連携した護岸補強等の推進、津波避難計画の策定の促進、早期避難の意識の醸成等のハード・ソフト対策を適切に組み合わせて実施する。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【企画】【財務】【市民】【子ども】【商労】【農水】【土建】【都計】【教委】【上下水】1-3
- ⑩ 施設の機能を確実に発揮させるため、河川管理施設、海岸保全施設等の適切な維持管理・更新を進める。また、気候変動による降雨量の増大等により洪水被害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理者が主体となって行う、堤防や河川の整備をより一層加速させ治水計画を見直しに取り組む。さらに、流域のあらゆる関係者と協働し、流域全体を見据えた事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水（※）の取組を強化する。【総務】【企画】【農水】【土建】【上下水】【教委】1-3,1-4
- ⑪ 土砂災害のおそれのある箇所について、選択と集中による効果的・効率的なハード対策を推進するとともに、警戒避難体制の整備や、土砂災害ハザードマップ（※）による危険性や早期避難の重要性に関する啓発等のソフト対策の充実を図る。また、土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に収集し、市民へ提供するための体制整備を引き続き推進する。＜県＞【総務】【企画】【商労】【土建】【都計】1-5
- ⑫ 水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を着実に推進するとともに、応急給水体制の確立、広域的な応援体制の構築を進める。あわせて、災害時に早期復旧できるように

- 関係機関との相互応援協定に基づいた資機材確保の強化を図る。【上下水】2-4,5-3
- ⑬ 水道施設の基幹管路や浄水場等の耐震化は、各更新（耐震化）計画等に基づき行うが、アセットマネジメント（※）の視点により、業務量、経費の平準化を図るとともに、災害時における浸水対策について、早期かつ効果的に復旧するために、電気、機械設備への「防水扉」等の設置を行う。【上下水】5-3
- ⑭ 水道施設の災害時の電力遮断に備え、自家発電設備の設置などによる電力の確保対策を行う。【上下水】5-3
- ⑮ 有機物質による水道水質への影響を回避するため、水質事故対策マニュアルの内容を検証し、現状に即した改訂を適宜行うとともに、防災訓練や研修を実施し、その実効性の向上を図る。【上下水】4-2
- ⑯ 大規模災害時には、生活用水が不足する事態が想定されることから、災害時市民開放井戸（※）や雨水等の水資源の有効利用について普及・促進を図る。【総務】5-3
- ⑰ 上下水道施設（浄水場、水資源再生センター、ポンプ場、主要な管渠等）の老朽化対策や耐震化・耐水化を図り、被災時の公衆衛生を確保する。【農水】【上下水】2-7,5-3
- ⑱ 災害発生時に上下水道施設の機能を維持するために必要な事業継続計画（BCP）等の危機管理マニュアルの内容を検証し、現状に即した改訂を定期的に行うとともに、様々な事象を想定した防災訓練や研修を実施し、計画の実効性の向上を図る。【上下水】5-3
- ⑲ 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するため、関係事業者による流出防止措置の徹底や、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進し、引き続き関係機関と連携し対応する。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【環境】4-2
- ⑳ 最新の被害想定等に基づき、災害廃棄物処理計画の見直しを進めるとともに、訓練や研修等を通じた人材育成を図る。また、仮置場所等候補地について、具体的な選定を進める。【総務】【環境】6-4
- ㉑ 清掃工場の点検を着実に実施しているが、南海トラフ地震などによる工場被災も想定した施設の整備を進める。また、プラントメーカー等と清掃工場の損壊が発生した場合の応援復旧に関する対応について協議する。【環境】6-4
- ㉒ 住民の衛生確保、地域生活の早急な復興のためには、生活ごみ・し尿、避難所ごみ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理していかなければならないことから、ごみ・し尿収集運搬体制の確立に向け、災害規模に応じた収集運搬計画を策定するとともに、「九州市長会における災害時相互応援プラン」、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」を基に、収集・運搬・処分について具体的な対応方法を検討する。【環境】2-7,6-4
- ㉓ 近隣の原発施設の過酷事故（※）による原子力災害に対して、本市における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画（※）（風水害等対策編）に基づき、各関係機関と連携を強化し、原子力災害対策を推進する。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】4-2
- ㉔ 大規模自然災害発生後は、復興に向けて急速かつ膨大なインフラ整備が発生することにより、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できない可能性が高い。有事に備え、

周辺自治体との連携や業務内容の見直しにより、必要な調査を迅速に行う体制の整備を図る。被災や居住者の移動等により、地域が滅失した場合は、有形・無形の文化財の滅失や維持困難な状況が生じる可能性が高いことから、地域特性に配慮した復興が実現するよう、あらかじめ文化財の点検及び概要調査等を進め、アーカイブ(※)しておく。【教委】6-6

- ⑳ 浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽は、災害等により深刻な被害を受ける可能性が高いため、合併処理浄化槽設置費補助制度(交付条件あり)を啓発し、転換の促進を図る。また、浄化槽管理台帳システムを整備し、設置・管理状況の把握に努める。【環境】5-3
- ㉑ 大規模災害に備えて迅速な復旧・復興が行えるよう、事前復興まちづくり計画の策定に向けた取り組みを行う。【都計】1-3,6-1
- ㉒ 災害リスクと市民等の暮らしのバランスを考慮しながら、住宅や都市機能の立地の適正化を図るため、立地適正化計画(※)の策定・見直しを行ってきたが、今後も最新の災害リスクの情報を基に、計画の見直しを図る。【都計】1-3,1-4,1-5
- ㉓ 近年の台風や豪雨等による自然公園等施設の被災を防ぐため、引き続き自然公園等施設の老朽化対策、災害時の影響軽減、自然生態系等の再生に係る施設整備等に取り組む。【都計】4-4
- ㉔ 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐために、備蓄物資の確保や避難所の環境整備を行い多様なニーズに対応していく。【総務】【福保】【環境】【教委】2-3

### C. 保健医療・福祉・教育

- ① 広域かつ大規模な災害で多くの市民が負傷した場合においても、応急処置・輸送・治療能力等が不足することがないように、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討を進める。〈民間事業者〉【総務】【福保】【消防】2-2
- ② 救命効果の更なる向上を目指し、救急救命士の育成など救急業務の高度化を推進するとともに、医療機関、災害派遣医療チーム(DMAT)(※)との連携強化を図る。また、インフラが被災すると災害派遣医療チーム(DMAT)等の活動や医療機関などへのエネルギー供給が制限されてしまうため、医療機能等を提供できないおそれがあることから、災害時の情報収集方法、燃料や水の供給体制の強化を図る。【福保】【消防】2-1,2-2
- ③ 大規模災害時には、指定避難所(※)での生活が困難な高齢者、障がい者等の要配慮者が多数避難することが考えられることから、福祉避難所(※)を開設するための体制づくりに取り組むとともに福祉施設等との協定の締結等を推進する。また、指定避難所等で被災者に対する医療または助産を実施するため、救護所(※)の開設など医療活動等を支える取組を着実に図る。【福保】2-2,2-3,2-7

- ④ 子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校などにおける取組を通じて、防災教育を推進するとともに、将来に地域防災において活躍できる人材を育成するための取組を推進し、地域防災力の向上を図る。【総務】【子ども】【教委】 5-1
- ⑤ 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種の接種率の向上に取り組むとともに、手洗いや咳エチケット等の感染症対策に関する普及啓発や、マスク・消毒液等の家庭内備蓄を推進する。また、災害発生時に公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する。【総務】【福保】【環境】 2-7
- ⑥ 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、コロナウイルス等の感染症が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保てるよう対策を推進する。【総務】【福保】 2-3
- ⑦ 地域防災計画において定める洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域（※）内の学校・医療機関・福祉施設等の要配慮者利用施設における警戒避難体制を整備するため、施設管理者による避難確保計画（※）の策定及び訓練を促進する。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【企画】【市民】【商労】【福保】【子ども】【土建】【都計】【教委】 1-4,1-5
- ⑧ 医療・社会福祉施設について、BCPの策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保する。【福保】【子ども】 2-2
- ⑨ 社会福祉施設は避難所等にも利用されることもあることから、耐震化の促進を図る必要があるが、全ての耐震化を即座に行うことは困難であることや、被害発生は様々な原因があることから、防災・減災への取り組み支援（防災等に資する補助金の周知や福祉避難所への備蓄提供）を継続して行う。【福保】 1-1
- ⑩ 医療機関における災害時の透析治療等を円滑に実施できるよう、今後も継続して訓練を実施するとともに、非常時に転院・搬送の判断を迅速に行うことができるよう、災害医療コーディネーターとの連携強化を行う。【福保】 2-2
- ⑪ 緊急に介入が必要な要配慮者を福祉避難スペースや福祉避難所に的確に移動させることができるよう、災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム（DWAT）（※）の派遣に係る体制整備・強化を行う。【福保】 2-3
- ⑫ 被災地の精神保健福祉を支える災害派遣精神医療チーム（DPAT）（※）との連携強化を図る。【福保】 2-3

#### D. 産業・エネルギー・情報通信

- ① 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業単独によるBCP策定に加え、複数企業の連携によるBCPの策定を推進する。＜県＞＜民間事業者＞【商労】 4-1
- ② 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、

ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進する。〈国〉〈民間事業者〉【総務】【消防】4-2,5-2

- ③ 地震や津波による被害を最小化するため、国・県・民間と連携し、コンビナートに係る護岸や堤防等の強化など地震・津波・液状化対策を着実に推進する。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】【土建】5-2
- ④ 道路啓開（※）等を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されていることから、担い手の確保・育成の観点から踏まえた就労環境の改善等や、女性、高齢者など多様な人材が活躍できる環境づくりを推進する。【総務】6-2
- ⑤ 風評被害による商店街団体や各種業界団体等への事業活動の影響を防ぐため、平素から関係団体や県等の関係機関との連携を強化し、正しい情報が迅速に発信できる体制を構築する。また、大規模自然災害の場合、中小企業等の事業活動に著しい支障が生じることから、資金繰りや復旧に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知を図る。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【商労】4-1,6-7
- ⑥ 観光面での影響の広がりを防ぐため、観光施設、宿泊施設、交通機関等の正確な情報を収集し、迅速に発信する体制を構築する。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【商労】6-7
- ⑦ 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。【総務】【環境】【上下水】【消防】2-3,3-1
- ⑧ GX の実現にも繋がる再生可能エネルギー等の普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組を進めてきた。また、水道事業においては配水池からの水流を利用した小水力発電に取り組み、下水道事業では下水汚泥の燃料化を進めている。引き続き、再生可能エネルギー等の導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を進める。【環境】【上下水】2-2,4-1,5-2
- ⑨ Jアラート（※）や同報系防災行政無線（※）、Lアラート（※）等、市民への情報伝達手段の多様化を進めており、情報を共有するシステムや移動系防災行政無線等の通信設備について計画的な更新を行う。【総務】【企画】3-1,5-1
- ⑩ 逃げ遅れの発生等を防ぐため、要配慮者にも配慮した様々なツールを活用した緊急情報の確実な伝達、ICT を活用した関係機関との情報共有等、情報関係施策を推進する。【総務】1-4,1-5
- ⑪ 本市を訪れた外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本市の観光情報をはじめ防災情報について、国際課公式 Facebook ・公式 Instagram など様々な手段を通じて周知を図る。【企画】【商労】5-1
- ⑫ 外国にルーツを持つ市民等に向け、国際課公式 Facebook ・公式 Instagram を通じ、本

市ホームページに誘導することで最新の災害情報を発信するとともに、様々な機会を活かして本ページの更なる周知を図る。また、災害時のコールセンターを通じた多言語による通訳サービスの提供により、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努めるとともに、大使館または領事館等、関係する団体と連携しながら、緊急時の情報伝達や安否確認に努める。【企画】【商労】5-1

- ⑬ 大規模自然災害に備え、消防通信指令管制システムを効果的に運用し、県内各市町村との情報共有体制の強化を推進するとともに、業務を継続するための連携訓練を行う。【消防】5-1

#### E. 交通・物流

- ① 災害時の輸送の代替性を確保するため、東九州自動車道の4車線化や中九州横断道路の整備など、広域交通ネットワークの着実な整備を推進する。併せて、東九州新幹線等の整備計画路線への格上げや豊予海峡ルート構想の実現に向けた取組を行う<国><県>【都計】5-4
- ② 災害発生時には地域の物流幹線等の道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について、国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う。また、関係機関の連携により、資機材の充実や、災害対応支援システム(※)を活用し迂回路を設定する等、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。<国><県><民間事業者>【総務】【農水】【土建】【都計】2-4,2-6,4-1,5-4,6-1
- ③ 市民生活や産業など都市活動を支える交通体系の整備を進めるとともに、災害時の救援活動等が円滑に行うことができる幹線道路及びこれらを補完する道路網を構築する。【土建】【都計】5-4
- ④ 交通麻痺を回避する観点から、沿道建築物の倒壊による被害、避難及び救助救援活動や緊急輸送等の障害を回避するため、これらの耐震化を促進するとともに、建築物集合地域通過道路(※)の指定に向け、国、県、市が連携して取り組む。また、主要渋滞箇所を検証し、その対策の検討・実施などを行い、渋滞緩和に必要な道路整備や公共交通の利用促進に向けた取組を行う。<国><県><民間事業者>【土建】【都計】5-4
- ⑤ 帰宅困難者対策については、受入体制の充実を図るとともに、民間事業者等の協力により一時的な滞在場所の確保に努めるだけでなく、帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧できるよう道路の防災・震災対策等の取組を推進する。<国><県><民間事業者>【総務】【企画】【市民】【福保】【商労】【土建】【都計】【教委】2-3,2-5
- ⑥ 農道や林道は、農村・山間地域のネットワーク的な路網であり、地域の活性化に寄与するとともに、災害時には避難路や迂回路、代替輸送路としての利用が期待されるため、保全や整備を推進する。【農水】2-6,4-3,4-4,5-4,

- ⑦ 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【農水】【土建】【都計】2-4
- ⑧ 災害時に食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結しているが、大規模災害時に関係団体と連絡が不通となるおそれもあるため、その場合も想定した対応を検討する。また、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄（※）の整備を進めているが、今後も、災害発生時に物資の不足が発生することがないように、締結先の拡大に努める。併せて、物資を避難所等へ円滑に輸送するため、関係機関、輸送事業者と連携して対応する。〈県〉〈民間事業者〉【総務】2-4,4-3,5-3
- ⑨ 食料や飲料水、生活必需品等の提供に係る広域応援について定めた「九州市長会における災害時相互応援プラン」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定の適切な運用により、物資調達・供給体制を確立する。【総務】2-4
- ⑩ 大規模災害が事業に及ぼす影響を事前に想定し、事業継続や迅速な復旧ができるよう、引き続き企業のBCP策定の重要性周知および策定支援を商工団体等と連携して実施する。【商労】4-1,4-3
- ⑪ 大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧等を可能とするため、「粘り強い構造」の防波堤や海岸堤防の整備や、海岸保全施設、港湾施設における津波対策を進める。〈国〉〈県〉【農水】1-3,4-2

## F. 農林水産

- ① 農業用ため池の多くは築造から年数が経っていることから、耐震調査を実施し、被害状況を勘案した上で優先順位を決定し、その結果に基づき改修を行うとともに、ハザードマップ作成やそれを活用した訓練の実施などのソフト対策とハード対策を適切に組み合わせて推進する。【総務】【農水】1-4,
- ② 森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあることから、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対策として、森林整備等を継続して実施するとともに、鳥獣害防止対策を推進する。あわせて、治水・治山施設の整備等の防災・減災対策をハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて推進する。【農水】【土建】1-5,4-4
- ③ 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域の共同活動を支援することにより、農業の有する多面的機能（水源涵養（※）、農地保全、景観形成等）の維持・発揮を促進しており、新たな地域での共同活動組織の掘り起こしを進めるため、地域の核となるリーダー的担い手の育成を行う。また、集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図り、農村地域の共助を育てることで、自立的な防災・災害復旧の促進を図る。【農水】4-3,4-4

- ④ 次世代に引き継いでいける経営体を育成していくためには、所得の向上と経営の安定化が重要であることから、引き続き栽培施設の整備支援を行う。また、高齢化により離農する経営体も増えてきており、新規就農者や既存農家の栽培施設整備などを促進し、産地の維持発展につなげる。【農水】4-4
- ⑤ 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、市管理重要漁港及び重要施設における耐震・耐津波の機能診断に基づき、必要となる対策工事を順次実施する。【農水】【土建】4-2,4-3
- ⑥ 二次災害による農林水産物に対する風評被害の防止を図るため、国・県・各関係団体等で連携体制を強化し、状況に応じて発信すべき情報、発信経路などの検討を行う。<国><県>【農水】6-7

## G. 地域防災

- ① 避難者用の救助物資の備蓄を進めているが、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭等における食料や飲料水等の備蓄を促進する。また、孤立集落が発生した場合に備え、通信手段や物資輸送の手段等を事前に検討する。<県>【総務】【農水】【教委】1-1,2-4,2-5,2-6
- ② 自主防災組織については、地震・津波避難行動計画(※)や風水害避難行動計画(※)、防災マップ、マイ・タイムライン(※)の作成、避難訓練、防災講話の実施や、地域が防災活動を推進するための資機材整備等の活動の活性化を支援する取組の充実を図る。また、防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施等を行う自主防災組織においての防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成を行う。【総務】【農水】【土建】6-3
- ③ 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、災害・避難情報などを効果的に利活用することが重要であることから、自主防災組織や自治会など地域コミュニティの機能強化を図る。【総務】【市民】5-1
- ④ 災害時には避難所としても利用される校区公民館や自治公民館は地域コミュニティの拠点施設であることから、建設や修繕、耐震補強等に対して継続して支援を行う。【市民】6-3
- ⑤ 市民の迅速な避難を促すため、津波や高潮のハザードマップの作成・公表をするなど取組を行ってきたが、今後も分かりやすい最新の情報を提供するなど津波・高潮に関する防災情報の充実を図る。【総務】【土建】1-3,1-4,5-1
- ⑥ 被災地における速やかな災害復旧等のため、ICT施工の導入による一連の建設生産プロセスの高度化・効率化等に取り組むとともに、BIM/CIM(※)の導入についても検討を行う。【総務】6-2
- ⑦ 市民の迅速な避難を促すため洪水ハザードマップを作成・公表するなど洪水被害に対する取組を行ってきたが、今後も分かりやすい最新の情報を提供するなど、防災情報の充実を図る。【総務】【土建】1-4,5-1

- ⑧ 波浪・高潮・侵食対策のみならず、比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を推進する。＜国＞＜県＞【土建】4-2
- ⑨ 自主防災組織の活動を支援することで、実効性のある避難支援が行われる体制づくりを促進するとともに、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者（※）については、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、自主防災組織との連絡・調整など避難体制の整備に向けた支援を推進する。【総務】【市民】【福保】【子ども】【土建】【教委】1-3,2-1
- ⑩ 個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう大分市社会福祉協議会と連携し、大分市社会福祉協議会を中心とした企業、NPO、各種団体等のネットワークを活用する中で、災害ボランティアセンターの設置及びボランティア活動の支援を行うための連絡調整等の確認及び受入体制の整備を進める。【福保】6-2
- ⑪ 避難者の生活環境の水準を一定程度維持するため、避難者の特性を踏まえ、避難所の位置、収用できる人数、必要な資機材や人材の確保、並びに運営や支援の在り方について、関係機関と連携して検討を進める。また、住民による避難所の自主運営、車中泊などの避難所以外の避難者の把握や、要配慮者への支援が行えるよう、スフィア基準（※）を踏まえた「避難所運営マニュアル」の定期的な見直し及び運営訓練を推進する。【総務】【福保】【環境】【教委】2-3

＜横断的分野＞

① リスクコミュニケーション

- ① 自助、共助、公助の理念に基づき、国、県、市、民間事業者、関係団体、住民など各主体が連携・協働した防災・減災の取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。また、国土強靱化に関する取組をあらゆる機会を通じて周知等を行うことにより、地域のリスクを正しく理解・共有し、被害の減少を図る。
- ② 市民への広報活動や講演会等を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、防災訓練等を通じて、自主防災組織の活性化を図り、災害時に主体的な行動（自助・共助）ができる地域づくりを支援する。【総務】【農水】【土建】【教委】5-1
- ③ 「わが家の防災マニュアル（※）」による周知・啓発や、建築物の耐震診断及び耐震改修の助成、避難行動要支援者等に対する支援など、市が実施する事業の周知を図り、市民の災害への備えを促進する。【総務】【福保】【土建】【都計】【教委】1-1,1-3,2-1,5-4
- ④ 平時から高齢者、障がい者、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による地域防災力の強化に必要な取組を推進する必要がある。また、大分市社会福祉協議会や大分県災害中間支援組織を通じて、企業、NPO、各種団体等との連携を図り、被災者へのきめ細かな支援や早期の生活再建に向けた支援体制を整備する。＜民間事

業者＞【福保】【商労】2-3

- ⑤ 気候変動による水災害リスクの増大に備え、これまでの河川、下水道、砂防、海岸等の管理者が主体となって行う取組だけでなく、流域に関わる国・県・市・民間事業者・関係団体・住民などあらゆる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築するために、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を明確にし、ハード整備とソフト対策が一体となった「流域治水」の取組を推進する。＜国＞＜県＞【総務】【企画】【農水】【土建】【上下水】【教委】1-4
- ⑥ 石油コンビナート地区の被災や、近隣の原子力発電所の事故による放射性物質拡散の影響、台風など、地震・津波との複合災害に備え、各種訓練などをとおして、関係機関との連携強化を図る。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【消防】4-2,5-2
- ⑦ 家庭や事業所等における備蓄や家具の転倒防止など身近な防災対策について促進する。【総務】1-1

## ② 地域活性化・地域の生活機能の維持

- ① 地域をより活力あるものへと発展させていくために、若者の定住やU I Jターン（※）を促進し、地域資源を活用した産業振興による就労の場の確保や、空き家の活用等による住環境の整備を図る。【商労】6-3
- ② 人口減少や高齢化が進行する中、地域の防災力を維持・向上していくためには、自助・共助による住民主体の防災対策を一層進める必要がある。そのため、学校等での防災研修やタイムラインの普及を通じた早期避難の促進、消防団の活動や防災士の育成の支援等による自主防災組織と連携した体制強化を図る必要がある。【総務】【子ども】【教委】【消防】5-1,6-3
- ③ 県都にふさわしい中枢的な都市機能の集積に向けた広域都心の総合的な都市整備や、東九州の拠点都市として広域的な連携に必要な交通体系の整備などを促進し、都市機能や生活を支える機能を広域都心と各地区の地区拠点周辺にコンパクトに集積させ、市民一人ひとりが豊かさを実感でき、安全で快適な住みよいまちづくりを推進することにより、都市の魅力の向上と地域活性化、活力の維持・増進を図る。また、道路網の寸断等による集落の孤立を防ぐため、道路防災対策や急傾斜地崩壊対策事業（※）など、市民の命と暮らしを守る社会資本整備を推進する。【土建】【都計】1-5,2-6
- ④ 人口減少・少子高齢化社会に適切に対応するため、本市を中心市とする大分都市広域圏（※）における連携協約により、地域経済の活性化や生活機能の向上に取り組むとともに、大規模災害発生時における防災・減災体制の充実をはじめ、基礎自治体として単独では解決できない課題や、連携による相乗効果が期待できる施策などを検討する。【企画】
- ⑤ 少子高齢化・人口減少社会が進展し、集落機能の維持が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、持続可能な共助の仕組みとして、生活機能や集落機能を複数集落で補い合う「ネットワーク・コミュニティ（※）」の構築を進めていく。〈県〉

【農水】【市民】

③ 防災教育・人材育成

- ① 様々な機会を通じてあらゆる世代等の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練を実施し、防災意識の向上に努める必要がある。そこで、各主体の危機意識の向上を図るため、地震体験車や防災学習車（※）、VR（※）技術を用いた防災啓発映像等を活用し、災害・防災に対する関心を深める取組を進める。【総務】【消防】1-4
- ② 避難者の安全かつ健康的な生活が確保できるよう、災害時に円滑な避難所運営が行える体制を整備するため、「避難所運営マニュアル」に基づき、市及び自主防災組織が連携して実施する訓練を推進する。【総務】【福保】2-3
- ③ 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上や、災害情報を適時・適切に共有できる体制の強化を図るため、より実践的な訓練・研修を通じて、職員の人材育成を推進する。【総務】6-2
- ④ 自助・共助による地域防災力の向上等を図るため、地域における防災意識の啓発や避難訓練の企画・実施において中心的な役割を果たす自主防災組織の活動の要となる防災士を養成する。あわせて、スキルアップ研修（※）の充実や校区防災士協議会等の支援により、防災士の活動しやすい環境づくりを進める。【総務】6-3
- ⑤ 未来を担う子どもたちが、人の命の尊さ、困っている人を助けること、人と人のつながりや絆の大切さを学ぶことができるよう、防災体験等を通じて防災教育の一層の充実を図る。また、子どもたちが自らの安全を確保する行動ができるよう、災害に適切に対応する能力の育成に取り組む。【総務】【子ども】【教委】5-1
- ⑥ 災害に強い人づくり・地域づくりは地域の活力強化にもつながる。平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全・安心を守るという重要な役割を担う消防団の強化を図る。【消防】1-2
- ⑦ 男女共同参画の観点から、防災・災害対応の場に女性の参画を促進するため、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進し、自主防災組織など防災現場における女性参画の拡大に努める。【総務】2-3
- ⑧ 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など災害時に必要となる人材の確保・育成に取り組む。【都計】6-2
- ⑨ 災害時に備えて、応急仮設住宅や応急修理に関する技術力向上のための研修や訓練を実施する。【土建】【都計】6-2
- ⑩ 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、ICT技術の普及促進や必要となる人材・資機材の確保に取り組む。【総務】1-4,6-2
- ⑪ 災害発生時における迅速な復旧を図るため、建設工事に係る制度改正や職員の技術力向上のための技術実務研修等を引き続き実施する。【総務】6-2

④ 老朽化対策

- ① 本市では、昭和 39 年に新産業都市に指定されて以来、人口の急増にあわせて整備してきた公共施設等が老朽化していくことを踏まえ、市民生活や経済活動の基盤となる公共施設等を維持し、必要な行政サービスを将来にわたり提供するため、大分市公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の軽減と平準化を図り、適切な維持管理・更新等を推進する。
- ② 人手不足が深刻化する中、老朽化施設の増加に適切に対応していくためには、新技術等を活用した、効率的な維持管理が必要である。【土建】【農水】【上下水】
- ③ 公共施設等ごとに大分市公共施設等総合管理計画（※）に基づいた個別施設計画を策定し、それに基づく定期的な巡視や劣化した箇所の補修等を適切に行い、施設の状態を良好に保ち、長寿命化させる取組を推進する。【企画】

⑤ デジタル活用

- ① 自主防災組織や学校における防災訓練など地域での防災教育を強化するためにAR（拡張現実）技術を用いた洪水想定やVR技術を用いた防災啓発映像の活用など、デジタルの活用を推進する。【総務】【土建】
- ② 発災直後の情報収集や孤立集落支援、公共インフラ施設等の点検において、ドローンなどの先端技術の積極的な活用を検討する。【総務】【土建】【上下水】
- ③ 産学官連携のもと、多種多様なデータを統合・分析するプラットフォームの活用を強化する。<県>
- ④ 国土強靱化の取組を効率的に進めるために、現場におけるドローン、AI等の活用、ICT施工の実施等のデジタル技術の活用を推進する。【総務】【土建】【都計】【農水】【上下水】
- ⑤ 住民の早期避難に向け、災害情報や避難所の場所、ハザードマップ等を確認できる「大分市公式LINE」、「おおいた防災アプリ」の普及推進や、SNS（※）等を活用した防災啓発の推進を図る。【総務】【企画】 5-1

## 2 施策グループごとの推進方針

第4章で行った施策グループごとの脆弱性評価結果を踏まえた各施策グループの推進方針を以下に示す。

### 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

- ① 住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、人的・物的被害双方の軽減を目指し、耐震診断、耐震改修、空き家対策の補助制度の周知や支援等により、目標達成に向けたきめ細かな対策を行うとともに、吊り天井など非構造部材や倒壊の危険のあるブロック塀の耐震対策、老朽化した市営住宅の集約建替とその団地の居住機能再生もあわせて推進する。【企画】【財務】【市民】【子ども】【土建】【都計】【教委】
- ② 大規模盛土造成地マップに基づき、市民の防災意識の向上を図り、所有者に宅地の安全性向上を促すとともに、面的に行う滑動崩落対策等を検討する。【都計】
- ③ 大規模地震時に被害を受けやすい電柱の対策や道路施設等について倒壊防止の対策を推進する。【土建】【都計】
- ④ 建築物等の耐震化を着実に推進・促進しているが、全ての耐震化を即座に行うことは困難であることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力の向上を図る。【総務】【企画】【財務】【子ども】【土建】【教委】【消防】
- ⑤ 大規模地震による建物の倒壊や市街地火災から人命の保護を図るため、住民の緊急避難の場、防災拠点となる公園、緑地、広場等の整備及び老朽化対策（老朽化した園路やトイレ等の公園施設の改修）を推進する。【都計】
- ⑥ 各種啓発活動を通じて、家庭や事業所等における備蓄や家具の転倒防止など身近な防災対策を促進する。【総務】

#### 1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- ① 火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、火災予防の推進、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応能力の向上を図る。【総務】【企画】【財務】【子ども】【土建】【教委】【消防】
- ② 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化と併せ、沿道地域の防火地域などの指定による沿道建築物の不燃化の促進を図り、都市の骨格となる街路等の整備を行う。また、狹隘道路の拡幅による密集市街地の改善や、公園・緑地・広場等の整備を推進する。【土建】【都計】

- ③ 消防体制の強化を図るため、引き続き常備消防力の充実強化を推進するとともに、大規模災害時には常備の消防力が限られることも想定し、消防団の充実・強化を促進する。【消防】
- ④ 大規模な市街地火災や津波火災に対する活動能力を高めるため、消防活動に必要な施設や装備の充実・強化を図るとともに、防災拠点となる公共施設の耐震化等による防災基盤等の整備を推進する。また、応急対応をより円滑に実施できるよう防災関係機関との更なる連携強化を図る。【総務】【消防】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- ① 関係機関が連携して護岸補強等ハード対策の着実な推進と津波避難計画の策定等のソフト対策を組み合わせた対策を進める。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【農水】【土建】【上下水】
- ② 津波からの避難を確実にを行うため、複数の情報伝達体制の整備、早期避難の意識の醸成、避難場所の確保や避難路の整備、無電柱化などの対策を関係機関が連携して進める。【総務】【企画】【財務】【市民】【子ども】【商労】【土建】【都計】【教委】
- ③ 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、避難訓練の支援などを推進する。また、自主防災組織の活動を支援することで、実効性のある避難支援が行われる体制づくりを促進する。【総務】【福保】【教委】
- ④ 大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧等を可能とするため、「粘り強い構造」の防波堤や海岸堤防の整備等、河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設における津波対策、地震・液状化対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う。＜国＞＜県＞【農水】【土建】
- ⑤ 大規模災害に備えて迅速な復旧・復興が行えるよう、事前復興まちづくり計画の策定に向けた取り組みを行う。【都計】
- ⑥ 災害リスクと市民等の暮らしのバランスを考慮しながら、住宅や都市機能の立地の適正化を図るため、立地適正化計画の策定・見直しを行ってきたが、今後も最新の災害リスクの情報を基に、計画の見直しを図る。【都計】
- ⑦ 市民の迅速な避難を促すため、津波や高潮のハザードマップの作成・公表をするなど取組を行ってきたが、今後も分かりやすい最新の情報を提供するなど津波・高潮に関する防災情報の充実強化を図る。【総務】
- ⑧ これまでに得られた知見を活かし、南海トラフ沿いで観測され得る多様な発生形態の津波への対応について検討するとともに、防災関係機関と一層の連携・協力を図る。【総務】

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、洪水・防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災機能の長期化に伴うものを含む）

- ① 気候変動による降雨量の増大等により洪水被害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理者が主体となっていく、堤防や河川の整備をより一層加速させ治水計画の見直しに取り組む。さらに、流域のあらゆる関係者と協働し、流域全体を見据えた事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組の強化を図る。【総務】【企画】【農水】【土建】【教委】【上下水】
- ② 河川管理施設、海岸保全施設等の機能を確実に発揮させるため、適切な維持管理・更新を進める。【農水】【土建】
- ③ 市民の迅速な避難を促すため、洪水ハザードマップを作成・公表するなど洪水被害に対する取組を行ってきたが、今後も分かりやすい最新の情報を提供するなど、防災情報の充実を図る。【総務】【土建】【上下水】
- ④ 地域防災計画に定める洪水浸水想定区域内の学校・医療機関・福祉施設等の要配慮者利用施設における警戒避難体制を整備するため、施設管理者による避難確保計画の策定及び訓練を促進する。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【福保】【子ども】【土建】【教委】
- ⑤ 市民の迅速な避難を促すため、津波や高潮のハザードマップの作成・公表をするなど取組を行ってきたが、今後も分かりやすい最新の情報を提供するなど津波・高潮に関する防災情報の充実強化を図る。【総務】
- ⑥ 災害リスクと市民等の暮らしのバランスを考慮しながら、住宅や都市機能の立地の適正化を図るため、立地適正化計画の策定・見直しを行ってきたが、今後も最新の災害リスクの情報を基に、計画の見直しを図る。【都計】
- ⑦ 大分市内に139箇所ある防災重点農業用ため池について、堤体の調査を行いその結果に基づき、廃止を含めた対策を実施する。【農水】
- ⑧ 農業用ため池の多くは築造から年数が経っていることから、耐震調査を行い、被害状況を勘案した上で優先順位を決定し、その結果に基づき改修を行う。また、ハザードマップ作成やそれを活用した訓練の実施などのソフト対策とハード対策を適切に組み合わせた対策に取り組む。【総務】【農水】
- ⑨ 身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自ら守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育などを推進する。【総務】【企画】【子ども】【土建】【教委】
- ⑩ 逃げ遅れの発生等を防ぐため、要配慮者にも配慮した様々なツールを活用した緊急情報の確実な伝達、ICTを活用した関係機関との情報共有等、情報関係施策を推進する。【総務】
- ⑪ 河川・海岸堤防等の復旧や氾濫水排除などを迅速に実施する体制を構築するため、各

施設管理者と連携した計画策定や必要な施設・資機材の整備を推進するとともに、復旧・復興を担う建設業者等の調達を含めた体制の維持に取り組む。【総務】【土建】【上下水】

- ⑫ 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、避難訓練の支援などを推進する。また、自主防災組織の活動を支援することで、実効性のある避難支援が行われる体制づくりを促進する。【総務】【福保】【教委】

#### 1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- ① 関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地対策などの土砂災害対策を推進する。また、土砂災害ハザードマップによる危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、県の土砂災害警戒区域の指定に合わせ市民への周知を図る。【総務】【土建】
- ② 土砂災害のおそれのある箇所について、選択と集中による効果的・効率的なハード対策を推進するとともに、警戒避難体制の整備や土砂災害ハザードマップによる危険性や早期避難の重要性に関する啓発等のソフト対策の充実を図る。また、土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に収集し、市民へ提供するための体制整備を引き続き推進する。＜県＞【総務】【企画】【商労】【土建】【都計】
- ③ 地域防災計画に定める土砂災害警戒区域内の学校・医療機関・福祉施設等の要配慮者利用施設における警戒避難体制を整備するため、施設管理者による避難確保計画の策定及び訓練を促進する。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【福保】【子ども】【土建】【教委】
- ④ 森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれるおそれがあることから、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応として、森林整備等を継続して実施するとともに、鳥獣害防止対策を推進する。あわせて、治水・治山施設の整備等の防災・減災対策をハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて推進する。【農水】【土建】
- ⑤ 災害リスクと市民等の暮らしのバランスを考慮しながら、住宅や都市機能の立地の適正化を図るため、立地適正化計画の策定・見直しを行ってきたが、今後も最新の災害リスクの情報を基に、計画の見直しを図る。【都計】
- ⑥ がけ地の崩壊等により、生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建つ危険住宅に居住する市民に対して、安全な場所へ住宅を移転できるよう支援を行う。【土建】
- ⑦ 逃げ遅れの発生等を防ぐため、要配慮者にも配慮した様々なツールを活用した緊急情報の確実な伝達、ICTを活用した関係機関との情報共有等、情報関係施策を推進する。【総務】
- ⑧ 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、避難訓練の支援などを推進する。また、自主防災組織の活動を支援することで、実効性のある避難支援が行われる体制づくりを促進する。【総務】【福保】【教委】

務】【福保】【教委】

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ

### 2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ① 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う。【総務】【商労】
- ② 消防団の活動支援、自主防災組織等の活性化支援、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。加えて、広域かつ大規模な災害の場合、市域内の人材だけでは不足することが考えられるため、市域外からの応援部隊等の受入れ、連携活動の調整方法などについて受援計画に基づいて訓練や研修等を実施することで、大規模災害時の対応力を強化する。【総務】【商労】【消防】
- ③ 大規模災害時に迅速かつ的確に対応できる消防体制の強化を図るには、指揮命令系統の確立及び消防力の充実強化が重要である。引き続き、各種訓練や研修等を通じ、大規模災害時の対応力の強化及び緊急消防援助隊等の受援体制の充実・強化を推進する。【消防】
- ④ 災害対応を迅速かつ効率的に行うには、防災関係機関との連携が重要となるため、複数のツールを活用した情報収集の方法を検討するとともに、収集した情報を共有する仕組みづくりを推進する。さらに、防災関係機関との合同訓練等を行うことで、相互の業務を理解し、災害時の応急対策をより円滑に実施できるよう連携の強化を図る。【総務】【消防】
- ⑤ 救命効果の更なる向上を目指し、救急救命士の育成など救急業務の高度化を推進するとともに、医療機関、災害派遣医療チーム(DMAT)との連携強化を図る。【消防】【福保】
- ⑥ 狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地・広場等の整備により、災害時に有効な活動拠点や道路啓開路線など活動経路の整備を推進する。【農水】【土建】【都計】
- ⑦ 避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成を進め、地域において円滑かつ迅速な避難支援が行われる体制の整備を推進する。【企画】【福保】【子ども】【土建】【教委】

### 2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺

- ① 広域かつ大規模な災害で多くの市民が負傷した場合においても、応急処置・輸送・治療能力等が不足することがないよう、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提

供の在り方について官民が連携して検討を進める。＜民間事業者＞【総務】【福保】【都計】【消防】

- ② 指定避難所等で被災者に対する医療または助産を実施するため、救護所の開設など医療活動等を支える取組を着実に推進する。【福保】
- ③ 大規模地震等に伴うエネルギー供給の途絶等により、医療機能等を提供できないおそれがあることから、災害時の情報収集方法、燃料や水の供給体制の強化を図る。【福保】
- ④ インフラが被災すると災害派遣医療チーム(DMAT)等の活動や医療機関等へのエネルギー供給が制限されるため、道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・地震・津波対策等の着実な進捗と支援物資物流の確保を図る。＜国＞＜県＞【農水】【土建】【都計】
- ⑤ 大規模災害時には、指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者等が多数避難することが考えられることから、今後も福祉避難所を開設するための体制づくりに取り組むとともに福祉施設等との協定の締結等を推進する。【福保】
- ⑥ GX の実現にも繋がる再生可能エネルギー等の普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組を進めてきた。また、水道事業においては配水池からの水流を利用した小水力発電に取り組み、下水道事業では下水汚泥の燃料化を進めている。引き続き、再生可能エネルギー等の導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を進める。【環境】【上下水】
- ⑦ 医療・社会福祉施設について、BCP の策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保する。【福保】【子ども】
- ⑧ 災害時において、医療機関における災害時の透析治療等を円滑に実施できるよう、今後も継続して訓練を実施するとともに、非常時に転院・搬送の判断を迅速に行うことができるよう、災害医療コーディネーターとの連携を強化する。【福保】

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被害者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

- ① 食物アレルギーへの配慮やプライバシーの確保等避難者の多様なニーズに対応できるよう、「避難所運営マニュアル」に基づき適切な避難所運営ができる体制を整備する。【総務】【福保】【教委】
- ② 避難者の生活環境の水準を一定程度維持するため、避難者の特性を踏まえ、避難所の位置、収用できる人数、必要な資機材や人材の確保、並びに運営や支援の在り方について、関係機関と連携して検討を進める。また、住民による避難所の自主運営、車中泊などの避難所以外の避難者の把握や、要配慮者への支援が行えるよう、スフィア基準を踏まえた「避難所運営マニュアル」の定期的な見直し及び運営訓練を推進する。【総務】【福保】【環境】【教委】

- ③ 住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善を図るとともに、発災時に対応すべき事項について平常時からの住民周知に取り組む。【総務】
- ④ 避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。【市民】【土建】
- ⑤ 大規模災害時には、指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者等が多数避難することが考えられることから、今後も福祉避難所を開設するための体制づくりに取り組むとともに福祉施設等との協定の締結等を推進する。【福保】
- ⑥ 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、コロナウイルス等の感染症が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保てるよう対策を推進する。【総務】【福保】
- ⑦ 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できる体制の構築を推進する。【総務】【福保】
- ⑧ 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。【総務】
- ⑨ 災害による避難者の居住環境が劣悪にならないように、市営住宅の長寿命化工事を行い、住宅確保を推進する。【土建】
- ⑩ 学校施設の多くが災害時に避難所となることから、老朽化対策による施設の安全確保とともに、空調設置やトイレの洋式化など避難所としての防災機能を強化する。【教委】
- ⑪ 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐために、備蓄物資の確保や避難所の環境整備を行い多様なニーズに対応していく。また、避難所運営を始めとする、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組が重要であり、行政機関においてもあらゆる災害対応において女性職員の参画を図る。【総務】【福保】【環境】【教委】
- ⑫ 帰宅困難者対策については、受入体制の充実を図るとともに、民間事業者等の協力により一時的な滞在場所の確保を図る。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【企画】【市民】【福保】【商労】【土建】【都計】【教委】
- ⑬ 被災地の精神保健福祉を支える災害派遣精神医療チーム（DPAT）との連携強化を図る。【福保】
- ⑭ 緊急に介入が必要な要配慮者を福祉避難スペースや福祉避難所に的確に移動させることができるよう、災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣に係る体制整備・強化に取り組む。【福保】

#### 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- ① 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸

送ルート確保を図る。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【農水】【土建】【都計】

- ② 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。また、災害対応支援システムを活用し、道路の遮断箇所等の情報を国、県と共有し、迂回路を速やかに設定できる体制を整備する。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【農水】【土建】
- ③ 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う。【総務】
- ④ 避難者用の救助物資の備蓄については、学校等の防災拠点に整備を進めているが、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭等における備蓄促進や、受援計画に基づく物資集積拠点の運用方法について検討する。＜県＞【総務】【教委】
- ⑤ 災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進める。また、災害発生時に物資の不足が発生することが無いよう、今後も締結先の拡大に努める。併せて、物資を避難所等へ円滑に輸送するため、関係機関、輸送事業者と連携強化に取り組む。＜県＞＜民間事業者＞【総務】
- ⑥ 広域かつ大規模な災害が発生し、流通在庫備蓄が不足するときに備えて、食料や飲料水、生活必需品等の提供に係る広域応援について定めた「九州市長会における災害時相互応援プラン」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定を適切に運用し、物資調達・供給する体制の確立を図る。【総務】
- ⑦ 水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を着実に推進する。また、緊急遮断弁の設置検討や、給水基地の整備などによる応急給水体制の確立、さらには広域的な応援体制の構築を図る。【上下水】
- ⑧ エネルギー供給のためのインフラが被災するとエネルギーを供給できなくなるため道路や護岸、岸壁等の地震・津波・風水害対策等を着実に推進する。＜県＞【農水】【土建】

## 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱

- ① 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う。【総務】
- ② 避難者用の救助物資の備蓄については、学校等の防災拠点に整備を進めているが、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭における備蓄促進や、受援計画に基づく地域内輸送拠点の運用方法について検討する。＜県＞【総務】【教委】
- ③ 帰宅困難者対策については、公共施設等による受入体制の充実を図るとともに、民間事業者等の協力により一時的な滞在場所の確保を図る。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【企画】【市民】【福保】【商労】【土建】【都計】【教委】

- ④ 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災・震災対策や老朽化対策、防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波対策等の取組を推進する。＜国＞＜県＞【農水】【土建】【都計】

#### 2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ① 災害時においても徒歩での移動が可能なコンパクトな都市づくりを推進する。また、地震、津波、洪水、土砂災害などあらゆる災害を想定して道路の防災・震災対策や老朽化対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化などの取組を進めるとともに、大規模な災害が発生した場合の対応方策の検討を進める。【農水】【土建】【都計】
- ② 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも必要なことから、適正な保全対策を進める。また、農道橋や農道トンネルは耐震点検を実施することにより、適正な管理及び保全対策を行い、道路網としての役割を維持させるための取組を推進する。【農水】
- ③ 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について、国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う。＜県＞【土建】
- ④ 中山間地域の活性化や家庭内備蓄の促進等により地域の防災力向上を図る。また、孤立集落が発生した場合には、ドローン等を活用し孤立地域の状況を把握するなど、通信手段や物資輸送の手段等の検討を行う。【総務】【農水】

#### 2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

- ① 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種の接種率の向上に取り組むとともに、手洗いや咳エチケット等の感染症対策に関する普及啓発や、マスク・消毒液等の家庭内備蓄を推進する。また、災害発生時に公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する。【総務】【福保】【環境】
- ② 上下水道施設(浄水場、水資源再生センター、主要な管渠等)の耐震化・耐水化を図り、被災時の公衆衛生を確保する。【上下水】
- ③ 指定避難所等で、被災者に対する医療または助産を実施するため、救護所の開設など、医療活動等を支える取組を着実に推進する。【福保】
- ④ 指定避難所で疫病・感染症等の大規模発生を抑止するため、し尿を処理するための資機材などを備蓄するとともに、生活ごみやし尿の収集運搬体制の構築を推進する。【総務】【福保】【環境】
- ⑤ 災害時の遺体処理に関する取組を進める。【市民】【福保】

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する。

#### 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ① 地方行政機関等の機能不全は、事後の全ての局面の回復速度に直接的に影響し、強靱化の観点から極めて重要であり、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能の確保を図る。【総務】【企画】【財務】【子ども】【環境】【都計】【上下水】【消防】
- ② 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う。【総務】【環境】【上下水】【消防】
- ③ 本市では、業務継続計画（BCP）を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高め、見直しを図る。【総務】【企画】【財務】【都計】【教委】【上下水】
- ④ 災害対策本部を設置する本庁舎等は、防災拠点施設として重要であることから、受変電設備の高架化など浸水対策について引き続き推進する。【上下水】【消防】
- ⑤ 防災拠点となる公共施設等の耐震化及び吊り天井等の非構造部材の耐震対策について引き続き対策を実施する。【財務】【子ども】【都計】【教委】【上下水】
- ⑥ 電力供給遮断等の非常時に、防災拠点等(公共施設等)において、行政機能の維持に必要な電力を確保する。【環境】【上下水】【消防】
- ⑦ 被災による機能低下を補うために、情報を共有するシステムや移動系防災行政無線等の通信設備について計画的に更新するとともに、広域応援協定の締結等の取組を推進する。【総務】【企画】【都計】
- ⑧ 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。【農水】【土建】
- ⑨ 被災者台帳システムを活用し、迅速に罹災証明を交付できる体制を確保する。【総務】

### 4 経済活動を機能不全に陥らせない

#### 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

- ① 企業等の防災力向上のため、職場等の災害対応計画等を作成する際の資料として「職場の防災マニュアル（※）」を作成、配布し、その実効性の向上を図るとともに、事業所防災士の養成を行っており、引き続き災害対応計画等の重要性の周知及び啓発を行う。【総務】
- ② 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業単独によるBCP策定に加え、複数企業の連携によるBCPの策定を推進する。〈県〉〈民間事業者〉【商労】
- ③ 大規模自然災害の場合、中小企業等の事業活動に著しい支障が生じることから、資金繰りや復旧に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談

体制の充実と融資制度の周知を図る。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【商労】

- ④ 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について、国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う。〈国〉〈県〉【土建】【都計】
- ⑤ 道路の防災・震災対策や老朽化対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化など、沿岸部の津波対策を着実に推進する。〈国〉〈県〉【土建】
- ⑥ GXの実現にも繋がる再生可能エネルギー等の普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組を進めてきた。また、水道事業においては配水池からの水流を利用した小水力発電に取り組み、下水道事業では下水汚泥の燃料化を進めている。引き続き、再生可能エネルギー等の導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を進める。【環境】【上下水】
- ⑦ 企業のBCP策定を促進し、その実効性を向上させるため、商工団体等との連携を通じて引き続きBCPの重要性の周知を行う。【総務】【商労】

4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発やそれらの伴う有害物質等の大規模拡散・流出

- ① コンビナート等に関する施設は、官民含め複数者が保有・管理していることから、防護機能の強化を図るには、官民の連携・役割分担のもと一体的かつ効果的な取組を行う。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】【土建】
- ② 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するため、関係事業者による流出防止措置の徹底や事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き関係機関と連携して対応する。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【環境】
- ③ 近隣原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、本市における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画(風水害等対策編)に基づき、各関係機関と連携を強化し原子力災害対策を推進する。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】
- ④ 有機物質による水道水質への影響を回避するため、水質事故対策マニュアルの内容を検証し、現状に即した改訂を適宜行うとともに、防災訓練や研修を実施し、その実効性の向上を図る。【上下水】
- ⑤ 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進する。〈県〉〈民間事業者〉【総務】【消防】
- ⑥ 比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を促進するとともに、粘り強い構造を基本とした海岸堤防や河川管理施設、海岸保全施設の津波対策、地震・液状化対策を検討する。〈国〉〈県〉【土建】

- ⑦ 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、市管理重要漁港及び重要施設における耐震・耐津波の機能診断に基づき、必要となる対策工事を順次実施する。【農水】

#### 4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

- ① 災害等の応急時に、食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結し、毎年担当者等の確認を行っているところであるが、大規模災害時に関係団体と連絡が不通となるおそれもあるため、その場合も想定した対応の検討を進める。

##### 【総務】

- ② 農道や農道橋等は、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。このため、農道橋や農道トンネルの点検を実施し、道路網としての役割を維持する。【農水】
- ③ 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域の共同活動を支援することにより、農業の有する多面的機能(水源涵養、農地保全、景観形成等)の維持・発揮を引き続き促進するとともに、今後、新たな地域での共同活動組織の掘り起こしを進めるため、地域の核となるリーダー的担い手の育成に取り組む。【農水】
- ④ 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、市管理重要漁港及び重要施設における耐震・耐津波の機能診断に基づき、必要となる対策工事を順次実施する。【農水】
- ⑤ 大規模自然災害の発生時を想定した食品産業事業者や施設管理者の BCP 策定を促進する。【商労】

#### 4-4 農地・森林や生態系等の被害による荒廃・多面的機能の低下

- ① 急速に進む農村の少子高齢化に伴い、後継者などの担い手不足や耕作放棄地の拡大をもたらしていることから、集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図る。あわせて、農村地域の共助の体制を育てることで、自立的な防災・災害復旧につなげていく。【農水】
- ② 次世代に引き継いでいける経営体を育成していくため、所得の向上と経営の安定化が重要であることから、引き続き栽培施設の整備支援を行う。また、高齢化により離農する経営体も増えてきており、今後は新規就農者や既存農家の栽培施設整備などを促進し、産地の維持発展を図る。【農水】
- ③ 森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれるおそれがあることから、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応として、森林整備等を継続して実施するとともに、鳥獣害防止対策を推進する。あわせて、治水・治山施設の整備等の防災・減災対策をハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて推進する。【農水】【土建】
- ④ 林道は森林の整備や保全において重要な役割を果たし、地域のネットワーク的な路網であるとともに、災害時は、市道や県道等の迂回路としても利用されることから、今

後とも計画的な整備に取り組む。【農水】

- ⑤ 近年の台風や豪雨等による自然公園等施設の被災を防ぐため、引き続き自然公園等施設の老朽化対策、災害時の影響軽減、自然生態系等の再生に係る施設整備等に取り組む。【商労】

## 5 上下水道施設及び電力等ライフライン、情報通信サービス、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 災害時に活用する情報サービスや通信インフラ等の機能停止により、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ① Jアラートや同報系防災行政無線、Lアラート等、市民への情報伝達手段の多様化を着実に推進する。【総務】
- ② 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化や洪水・土砂災害・津波対策等の地域の防災対策を着実に推進する。【土建】
- ③ 大分県内の119番通報を一元化した、おおいた消防指令センターは、システムやデータのバックアップなど業務継続性に特化した構成となっている一方で、回線の物理的切断などのリスクが存在している。これらリスクを回避するため、通信事業者との連携や各消防本部への回線切替対応の習熟など体制強化を図る。【消防】
- ④ 市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための資機材整備などの経済的な活動支援を進め、自主防災組織の活性化を促進する。【総務】【農水】【土建】【教委】
- ⑤ 避難行動の判断に必要な河川や土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に情報収集を行い、市民へ提供するための体制整備を引き続き推進する。  
<国><県> 【総務】【商労】【農水】【土建】
- ⑥ 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、災害・避難情報などを効果的に活用することが重要であることから、自主防災組織や自治会など地域コミュニティの機能の強化を図る。【総務】【市民】
- ⑦ 子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校などにおける取組を通じて、防災教育を推進する。また、将来、地域において活躍できる人材を育成し、地域防災力の向上を図る。【総務】【子ども】【教委】
- ⑧ 本市を訪れた外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本市の観光情報をはじめ防災情報について、国際課公式 Facebook・公式 Instagram など様々な手段を通じて周知を図る。【企画】【商労】
- ⑨ 外国にルーツを持つ市民等に向け、国際課公式 Facebook・公式 Instagram を通じ、本市ホームページに誘導することで最新の災害情報を発信するとともに、様々な機会

を活かして本ページの更なる周知を図る。また、災害時のコールセンターを通じた多言語による通訳サービスの提供により、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努めるとともに、大使館または領事館等、関係する団体と連携しながら、緊急時の情報伝達や安否確認に努める。【企画】【商労】

- ⑩ 常備消防力の強化を推進し、大規模災害時における対応力向上を図るとともに、県内を一元化した、おおい消防指令センターの機能を効果的に活用できるよう県内市町村との連携を強化する。また、システムの機能強化を踏まえた中間更新について検討する。【消防】

5-2 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油、LP ガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止

- ① 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進する。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【消防】
- ② 地震や津波による被害を最小化するため、国・県・民間と連携し、コンビナートに係る護岸や堤防等の強化など地震・津波・液状化対策を着実に推進する。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【土建】
- ③ GX の実現にも繋がる再生可能エネルギー等の普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組を進めてきた。また、水道事業においては配水池からの水流を利用した小水力発電に取り組み、下水道事業では下水汚泥の燃料化を進めている。引き続き、再生可能エネルギー等の導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を進める。【環境】【上下水】
- ④ 燃料供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進める。【農水】【土建】

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

- ① 水道施設の基幹管路や浄水場等の耐震化は、各更新(耐震化)計画等に基づき、更新時に計画的に行うが、アセットマネジメントの視点により、業務量、経費の標準化を図るとともに、災害時における浸水対策について、早期かつ効果的に復旧するために、電気、機械設備への「防水扉」等の設置を行う。【上下水】
- ② 水道施設の災害時の電力遮断に備え、自家発電設備の設置などによる電力の確保対策を行う。【上下水】
- ③ 災害発生時に上下水道施設の機能を維持するために必要な事業継続計画（BCP）等の

危機管理マニュアルの内容を検証し、現状に即した改訂を定期的に行うとともに、様々な事象を想定した防災訓練や研修を実施し、計画の実効性の向上を図る。【上下水】

- ④ 民間企業や他の自治体など関係機関と災害時に関する協定の締結や見直しを行うとともに、災害時応援受入れマニュアル等の見直しを行い、連携・協力体制の構築や給水体制の強化を図る。また、災害時に早期復旧できるように関係機関と必要な資機材を相互に補完できる体制の確立を図る。【総務】【上下水】
- ⑤ 水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を着実に推進する。また、緊急遮断弁の設置検討や、給水基地の整備などによる応急給水体制の確立、さらには広域的な応援体制の構築を図る。【上下水】
- ⑥ 大規模災害時には、生活用水が不足する事態が想定されるため、災害時市民開放井戸や雨水等の水資源の有効利用等の普及・促進を図る。【総務】
- ⑦ 上下水道施設(浄水場、水資源再生センター、ポンプ場等)の老朽化対策や耐震化・耐水化を着実に推進する。【上下水】
- ⑧ 浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽は、災害等により深刻な被害を受ける可能性が高いため、合併処理浄化槽設置費補助制度(交付条件あり)を啓発し、転換の促進を図る。また、浄化槽管理台帳システムを整備し、設置・管理状況の把握に努める。【環境】

5-4 広域交通ネットワークが分断するなど、基幹的交通や地域交通網等の陸海における交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

- ① 道路の防災・震災対策や老朽化対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、沿岸部の津波対策を着実に推進する。＜国＞＜県＞【農水】【土建】【都計】
- ② 都市活動を支える交通体系の整備を進めるとともに、災害時の救援活動等が円滑に行うことができる幹線道路及びこれらを補完する道路網を構築する。【土建】【都計】
- ③ 地域の物流幹線に対する道路啓開を迅速に実施する上で必要な措置を講じた車両等の移動方法や補償等について、対応マニュアルや体制等の整備を行う。【土建】
- ④ 国土交通省から提供される最新の交通データをもとに、主要渋滞箇所を検証し、その対策の検討・実施などを行い、渋滞緩和に必要な道路整備や公共交通の利用促進に向けた取組を進める。【都計】
- ⑤ 農道や林道は、農村・山間地域の活性化に寄与するとともに、防災・震災対策としても迂回路としての利用が可能となるため保全や整備を推進する必要がある。【農水】
- ⑥ 災害時の輸送の代替性を確保するため、東九州自動車道の4車線化や中九州横断道路の整備など、広域交通ネットワークの着実な整備を推進する。併せて、東九州新幹線等の整備計画路線への格上げや豊予海峡ルート構想の実現に向けた取組を行う。＜国＞＜県＞【都計】
- ⑦ 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の

整備を行う。＜県＞【土建】

- ⑧ 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、国・県、民間事業者等と連携した取組を強化する。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【土建】【都計】
- ⑨ 住宅・建築物の耐震化について、耐震化の必要性に対する認識を向上するための啓発活動や、補助制度による経済的負担を軽減するための支援等の対策に取り組む。【土建】【都計】
- ⑩ 沿道建築物の倒壊による被害や避難及び救助救援活動や緊急輸送等の障害を回避するため、建築物集合地域通過道路の指定に向け、国、県、市が連携して取り組む。＜国＞＜県＞【都計】
- ⑪ 大規模災害時には、道路の閉塞や燃料の供給不足等により自動車による移動ができない場合があることから、効率よく現地調査等を実施できるよう自転車等の移動手段を確保する。【都計】
- ⑫ 農道や農道橋等は、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。このため、農道橋や農道トンネルの点検を実施し、道路網としての役割を維持する。【農水】
- ⑬ 気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害や、切迫する大規模地震の発生に対応するため、港湾施設の耐震・耐波性能の強化や技術開発など港湾施設の機能強化を推進する。【農水】【土建】

## 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

- ① 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う。＜県＞【土建】
- ② 広域かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、「九州市長会における災害時相互支援プラン」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定を適切に運用し、円滑な復旧・復興を進めるための体制を確立する。【総務】
- ③ 大規模災害に備えて迅速な復旧・復興が行えるよう、事前復興まちづくり計画の策定に向けた取り組みを行う。【都計】
- ④ サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制するため、これらの活

動の基盤となる道路施設の耐災害性強化などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。【土建】【都計】

- ⑤ 地籍調査を実施し土地の明確化を図ることで、災害後の円滑な復旧・復興を確保し、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティの早期再生につなげる。【総務】【土建】

#### 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態

- ① 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う。【総務】【都計】【上下水】
- ② 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など、災害時に必要となる人材の育成・確保に取り組む。【都計】
- ③ 災害発生時に道路啓開等を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されていることから、担い手の確保・育成の観点から踏まえた就労環境の改善や、女性、高齢者など多様な人材が活躍出来る環境づくりを推進する。【総務】
- ④ 大分市社会福祉協議会と連携し、大分市社会福祉協議会を中心とした企業、NPO、各種団体等のネットワークを活用する中で、災害ボランティアセンターの設置及びボランティア活動の支援を行うための連絡調整等の確認及び受入体制の整備を進める。【福保】
- ⑤ 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、ICT 技術の普及促進や必要となる人材・資機材の確保に取り組む。【総務】【企画】【土建】
- ⑥ 災害発生時における迅速な復旧を図るため、建設工事に係る制度改正や職員の技術力向上のための技術実務研修等を引き続き実施する。【総務】
- ⑦ 災害時に備えて、応急仮設住宅や応急修理に関する技術力向上のための研修や訓練を実施する。【総務】【土建】【都計】

#### 6-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態

- ① 地域の絆や人と人のつながりは、地域の災害対応力と密接な関係があり、大規模災害が発生した場合、救助活動やその後の復旧・復興などに関して、地域コミュニティの担うべき役割が重要となることから、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティを再生し、あわせてその活性化を図る。また、U I J ターンを推進することで、地域の活性化と地域防災力の維持を図る。【総務】【市民】【商労】【農水】【土建】【都計】
- ② 自主防災組織については、地震・津波避難行動計画や風水害避難行動計画、防災マッ

プ、マイ・タイムラインの作成、避難訓練、防災講話の実施などにより、活動の活性化を支援する取組の充実を図る。また、防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施等を行う自主防災組織における防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成を推進する。【総務】【農水】【土建】

- ③ 地域コミュニティの拠点施設であり、災害時には避難所としても利用される校区公民館や自治公民館の建設や修繕、耐震補強等に対する支援を継続する。【市民】
- ④ 災害時の円滑な住宅供給確保を可能とするため、「応急仮設住宅供給・居住確保マニュアル」の見直しを行うとともに、災害リスクを勘案した応急仮設住宅建設候補地の見直し・検討を図る。【総務】【土建】【都計】
- ⑤ 地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団員を雇用する事業所等と連携し、活動しやすい環境づくりを推進するとともに、大規模自然災害に対応するため、市町村の区域を越えた広域的な消防相互支援体制の充実強化を図る。【消防】

#### 6-4 災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- ① 最新の被害想定等に基づき、災害廃棄物処理計画の見直しを進めるとともに、訓練や研修等を通じた人材育成を図る。また、仮置場所等候補地について、具体的な候補地の選定を行う。【総務】【環境】
- ② 清掃工場の点検を着実に実施しているが、南海トラフ地震などによる工場被災も想定した施設の整備を進める。また、プラントメーカー等と清掃工場の損壊が発生した場合の応援復旧に関する対応について協議する。【環境】
- ③ 住民の衛生確保、地域生活の早急な復興のためには、生活ごみ・し尿、避難所ごみ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理していかなければならないことから、ごみ・し尿収集運搬体制の確立に向け、災害規模に応じた収集運搬計画を策定する。【総務】【環境】
- ④ 「九州市長会における災害時相互支援プラン」、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」を基に、収集・運搬・処分について具体的な対応方法の検討を行う。【環境】

#### 6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- ① 災害時の円滑な住宅供給確保を可能とするため、「応急仮設住宅供給・居住確保マニュアル」の見直しを行うとともに、災害リスクを勘案した応急仮設住宅建設候補地の見直し・検討を図る。【総務】【土建】【都計】
- ② 都市幹線道路網の形成等、様々な社会基盤整備事業との連携を図り、効率的・効果的な地籍調査の推進を図る。【土建】【都計】
- ③ 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを、平常時から集

約し、発災後、速やかに調整できる体制を整備する。【総務】【土建】【都計】

6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- ① 大規模自然災害発生時における古民家・社寺など文化財建造物の倒壊や石垣などの崩落、また、火災発生による文化財の焼失を最小限にとどめるため、文化財及び文化財収蔵施設の耐震化や防災設備の整備等を進める。【教委】
- ② 大規模自然災害発生時には、通常業務に従事できる職員が制限されることで、文化財被害調査・復旧を担う人材が不足して、文化財の廃棄・散逸、または復旧に遅れを来す危険性があるため、必要な調査やレスキューを迅速に行う体制の構築を推進する。また、文化財を復旧する際に、修復できる技術を持った人材の育成と確保を推進する。【総務】【教委】
- ③ 大規模自然災害発生後は、復興に向けて急速かつ膨大なインフラ整備が発生することにより、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できない可能性が高い。有事に備え、周辺自治体との連携や業務内容の見直しにより、必要な調査を迅速に行う体制の整備を推進する。【教委】
- ④ 大規模自然災害発生後、被災や居住者の移動等により、地域が滅失した場合は、有形・無形の文化財の滅失や維持困難な状況が生じる可能性が高いため、地域特性に配慮した復興が実現するよう、あらかじめ文化財の点検及び概要調査等を進め、アーカイブしておく。【教委】

6-7 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

- ① 風評被害による商店街団体や各種業界団体等への事業活動の影響を防ぐため、平素から関係団体や県等の関係機関との連携を強化し、正しい情報が迅速に発信できる体制を構築する。また、風評被害により事業活動に著しく支障が生じた中小企業等に対し、資金繰り等に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知を図る。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【商労】
- ② 観光面での影響の広がりを防ぐため、観光施設、宿泊施設、交通機関等の正確な情報を収集し、迅速に発信する体制を構築する。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【商労】
- ③ 二次災害による農林水産物に対する風評被害の防止を図るため、国・県・各関係団体等の連携体制を強化し、正しい情報を発信すべく、状況に応じて発信する情報、発信経路などの検討を行う。＜国＞＜県＞【農水】
- ④ 過去の災害の風評被害により、被災地の経済が大きな打撃を受けたことを踏まえ、災害等に伴う風評被害の発生を防止するため、農作物や観光地などに関する正しい情報を速やかに発信するとともに、必要な対策を早期に講じる。【商労】【農水】

# 第6章

## 計画の推進と 重点化

## 第6章 計画の推進と重点化

### 1 計画の推進と重点化

#### (1) 毎年度のアクションプランによる進捗管理とPDCAサイクル

地域強靱化は、脆弱性評価結果を踏まえた施策グループの推進方針を基本に地域強靱化に係る様々な施策を全庁横断的な推進体制のもと展開していくものである。

また、本計画に基づく地域強靱化の施策を確実に推進するために、各施策グループの達成度や進捗を把握する代表的な指標において、その具体的な取組内容や目標値を記載した「大分市強靱化アクションプラン」を本計画とは別に策定する。

この「大分市強靱化アクションプラン」に基づき各施策を実施するとともに、毎年度進捗状況の把握等を行い、必要に応じて見直しを行うPDCAサイクルによる地域強靱化の取組を推進していく。

なお、本計画に基づく地域強靱化の施策を推進するために実施する事業については、別冊「大分市強靱化関係事業一覧」に掲載のうえ、随時更新するものとする。

#### (2) 施策の重点化

中長期的かつ明確な見通しのもと、継続的・安定的に地域強靱化を進めていくことが重要であるが、限られた資源で効率的・効果的に地域強靱化を進めるためには、令和7年6月6日に閣議決定した第1次国土強靱化実施中期計画を踏まえ、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

#### (3) デジタルの活用による効率的な推進

人口減少下において、地域強靱化の取組を従来よりも効率的に推進するためには、日進月歩のデジタル技術の進展を捉え、中長期的な視点に立って、有用な最先端のデジタル技術を活用し、災害関連情報収集・伝達等の高度化や、防災インフラやライフラインの施工・管理の合理化を図るなど、DXを推進していくことが必要である。

このため、脆弱性評価を通じて把握された課題を解決するデジタルの活用について検討するとともに、毎年度のアクションプランの策定とPDCAサイクルを通じて施策の改善を図りながら取組を推進する。

#### (4) 地域強靱化に関する広報・普及啓発

地域強靱化の推進に当たっては、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者の取組が不可欠であり、民間企業・団体や地域コミュニティ、また家庭や個人等のあらゆるレベルにおいて、事前防災の必要性やその効果等も含め、更に理解・関心を高めていく必要がある。

本市としては、地域強靱化の理念や具体的な効果等のわかりやすい発信など、引き続き地

域強靱化の広報・普及啓発に取り組むこととする。

## 2 計画の見直し

本計画においては、地域強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野のもとで施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、本市を取り巻く社会・経済情勢等の変化や、地域強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととする。

なお、それ以前においても、毎年度の施策の進捗状況等や、脆弱性評価に関する課題への対応の充実度合に合わせて、必要に応じて変更の検討及びそれを踏まえた所要の変更を加えるものとする。

(用語の説明)

あ

○IoT (Internet of Things)

身の回りのさまざまなモノをインターネットと接続する技術のこと。

○ICT (Information and Communication Technology)

情報や通信に関連する科学技術の総称のこと。

○アーカイブ

情報をデジタル形式で記録し、データベース化して保管することにより、随時の閲覧・鑑賞に供するとともに、ネットワークを利用し情報発信を行う仕組みのこと。

○アセットマネジメント

資産の置かれている状態を適切に把握した上で将来の健全度を予測し、必要な補修・補強等の措置の最適な時期と方法を判定し、ライフサイクルコストが最少となるような管理計画を実現させる資産管理の手法のこと。

○アンブレラ計画

特定の部分(本計画においては、強靱化の施策)に関しては全ての他の計画等の上位に位置づけられ、様々な分野の計画等の指針となる性格を有する計画のこと。

○AI (Artificial Intelligence) / 人工知能

人間のような知能をコンピューターシステムで再現する技術のこと。

○SNS

登録された利用者同士がインターネット上でメールや掲示板等様々な機能を使って交流できる会員制サービスのこと。

○SDGs (Sustainable Development Goals)

持続可能な世界を実現するための17ゴールと169のターゲットで構成される国際目標であり、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決すること。

○Lアラート(L-ALERT) / 災害情報共有システム

地方自治体、ライフライン関連事業者など公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」が、共通に利用する情報基盤のこと。

○応急仮設住宅供給・居住確保マニュアル

地震や津波、風水害等の災害発生時に、住宅を失い又は破損等のため居住することができない者のうち、自己で住宅の確保ができない罹災者及び住宅の修理を成し得ない者に対して市が行う住宅供給計画の具体的な手順等を示したマニュアルのこと。

○大分市公共施設等総合管理計画

総務省通知により策定するものであり、社会情勢の変化に的確に対応するため、公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源のなかで将来にわたって適切な維持管理ができるよう策定する計画のこと。

○おおいた消防指令センター

大分県内全域の119番通報を一元化することで、通報内容の迅速かつ的確な把握と、消防車や救急車への的確な出動指令、災害現場での円滑な活動を支援するための大分県全体の消防指令管制システムを運用する部署。

○大分都市広域圏

本市を中心として別府市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町で形成する広域圏のこと。経済の成長や高次都市機能の集積・強化、生活関連機能の向上を目指すための広域計画である都市圏ビジョンを策定し、各市町の現状や課題、基礎自治体として単独では解決できない課題や、連携による相乗効果が期待できる施策などについて、新たな広域連携を図る。

○温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどが温室効果ガスに該当する。

か

○過酷事故

原子炉施設において、設計時に考慮した範囲を超える異常な事態が発生し、想定していた手段では適切に炉心を冷却・制御できない状態になり、炉心溶融や原子炉格納容器の破損に至る事象のこと。

○滑動崩落

谷間や山の斜面等において造成されたひとま

とまりの宅地が地震による大きな揺れによって滑ったり崩れたりする現象のこと。東日本大震災のとき、内陸部の盛土造成地などで多数被害が発生している。

#### ○カーボンニュートラル

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスを、経済活動や暮らしによって排出した量と、植林や技術によって吸収・除去した量を差し引きゼロにする状態のこと。

#### ○急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊による災害から住民を守るため、一定の基準に該当する場合に、急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行う事業のこと。

#### ○救護所

被災者に対する医療及び助産を実施するために指定避難所等に開設するもの。

#### ○緊急輸送道路

地震直後から発生する避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路のこと。

#### ○グリーン・トランスフォーメーション（GX） （Green Transformation）

化石エネルギー中心の産業・社会構造を脱炭素社会に向けて再生可能なクリーンエネルギーに転換していく取り組みのこと。

#### ○グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めること。

#### ○建築物集合地域通過道路

相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路として指定したもの。

#### ○国土強靱化（こくどきょうじんか）

##### ／ナショナルレジリエンス

大規模自然災害等が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、「強さとしなやかさ」を備えた国土・地域・経済社会を平時から構築していこうとすること。国では、この理念に基づく国土強靱化基本法を公布・施行するとともに国土強靱化基本計画を策定している。

## さ

#### ○災害関連死

地震や津波などの災害による直接的な被害で亡くなるのではなく、避難生活による健康状態の悪化など、災害による間接的な原因で亡くなること。

#### ○災害時市民開放井戸

地震など大規模災害時に、水道が使えずトイレや清掃等の生活用水（雑用水）が不足する事態に備え、近隣の被災者へ「生活用水」として提供できるように事前に登録・公開された市民が所有する井戸のこと。

#### ○災害対応支援システム

災害発生時に、県と市町村の災害対策本部業務を効率的かつ効果的に実施するためのシステムのこと。

#### ○災害廃棄物

災害により損壊・流出した家屋・家財・自動車・倒木等のがれきのこと。

#### ○災害派遣医療チーム／DMAT（Disaster Medical Assistance Team）

災害現場に派遣される医療チームのことで、医師及び看護師等で構成される。

#### ○災害派遣福祉チーム／DWA T（Disaster Welfare Assistance Team）

大規模災害発生時に、避難所などで高齢者、障害者、子どもなどの「要配慮者」の福祉ニーズに対応する、福祉専門職で構成される。

#### ○災害派遣精神医療チーム／DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）

被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うため、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。

#### ○再生可能エネルギー

石油や石炭といった有限な資源とは違い、太陽光や風力、地熱、バイオマスといった自然界に常に存在するエネルギーのこと。

#### ○サプライチェーン

供給者から消費者までを結ぶ、開発・調達・製造・配送・販売の業務のつながりのこと。

○Jアラート(J-ALERT)／全国瞬時警報システム

津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等の緊急情報を、国が人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムのこと。

○ジェンダーバランス

性別による固定的な役割分担や差別がなく、男女が対等な機会と権利を持ち、それぞれの能力や個性を活かせる社会や組織のあり方のこと。

○自主防災組織

地域住民が自主的な防災活動を行う組織のこと。自治会などを単位とした地域住民の連帯意識に基づいて、平常時には防災知識の普及啓発、防災訓練や地域の防災安全点検の実施、防災資機材の備蓄・点検などの活動に取り組む。また、災害時には、初期消火、住民の安否確認、避難誘導、負傷者の救出救護、災害情報の収集・伝達、避難所の運営などを行う。

○地震・津波避難行動計画

自主防災組織や自治会ごとに、地域の特性や実情を踏まえて、地震や津波の発生時に住民の安全を確保するため、避難先や避難経路等の在り方について定めた計画のこと。

○指定避難所

被災した住民が一定期間生活を送るための施設のうち、市があらかじめ指定した避難施設のこと。

○浚渫(しゅんせつ)

川底に堆積した土砂や泥をすくい取る工事のこと。

○新興感染症

新型コロナウイルスや新型インフルエンザウイルスなど、その発症がにわかに注目されるようになった感染症に対する総称。

○水源涵養(すいげんかんよう)

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和し、流量を安定させること。

○スキルアップ研修

大分市防災士を対象に防災知識等の資質向上を図る研修のこと。

○スフィア基準

災害や紛争の被災者が尊厳ある生活を営むた

めの人道支援活動における最低基準のこと。

○脆弱性(ぜいじゃくせい)

一般的には「脆くて弱い性質または性格」のこと。国土強靱化においては、「最悪の事態」を回避するために、現状が有する問題点や課題等のこと。

○脊梁(せきりょう)

背すじ、分水嶺(ぶんすいれい)となる山の連なりのこと。

○Society 5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

た

○大規模盛土造成地マップ

大規模に斜面や谷を埋めた盛土造成地の概ねの範囲を示したもので、盛土造成地についての防災意識を向上させるための地図のこと。

○地域防災計画

災害対策基本法第42条に基づき、市域における各種災害や大規模事故等に関し、市民の生命身体及び財産を保護するため、市の処理すべき事務または業務を中心として、防災関連機関、市民等がそれぞれ相互に協力して災害予防、災害応急、災害復旧活動にあたるための諸施策の基本を定めた計画のこと。大分市地域防災計画は、「風水害等対策編」「地震対策編」「資料編」の3編からなる。

○津波火災

津波をきっかけに浸水域で発生する火災のこと。コンビナート等の石油タンクや事業者、家庭、船舶、車から漏れ出した燃料に着火するなどの事例がある。

○吊り天井

構造体(屋根や上層の床)から吊りボルト等で吊るされた天井のこと。

○デジタル・トランスフォーメーション(Digital Transformation)

ユーザー目線でビジョンを描き、ビジョンの実現に向けてデータとデジタル技術を活用して、これまでのサービス、ビジネスモデル等を変革する

こと。

#### ○同報系防災行政無線

屋外拡声器等により、市から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムのこと。車載型や携帯型により、主として行政機関内の通信手段とするものは移動系防災行政無線という。

#### ○道路啓開

大規模自然災害の発生による道路の寸断によって、負傷者の救助・救出や支援物資の輸送等に大きな支障が出ないよう、障害物の除去等を実施し、人員や物資等の輸送道路を確保すること。

#### ○特定建築物

災害時の防災拠点となる建築物や、多数の者が使用し又は、利用する興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の建築物で、相当程度の規模を有するもの。

#### ○土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域のこと。

#### ○ドローン

無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機のこと。

## な

#### ○南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域のこと。「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づいて内閣総理大臣が指定する。

#### ○南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

「南海トラフ地震防災対策推進地域」のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがある地域のこと。「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づいて内閣総理大臣が指定する。

#### ○ネットワーク・コミュニティ

日常生活圏の各集落が持つ生活機能・特徴を、ソフトとハードの両面においてネットワーク化することで形成される全体として一つの力強いコミュニティのこと。

## は

#### ○ハザードマップ

災害の種別ごとに被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路の位置等を表示した地図のこと。

#### ○パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。特に、新型インフルエンザのパンデミックは、近年、これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことが懸念された。

#### ○被災者台帳システム

災害で被害を受けた住民の生活再建手続きを円滑にするため、罹災証明書の申請や発行の記録、各種被災者支援制度に基づく支援状況等のデータを一元管理するシステムのこと。

#### ○被災建築物応急危険度判定士

大規模な地震などによって建築物が被害を受けた際、自治体の要請により被害状況を調査し、人命に関わる二次的災害の軽減・防止を図ることを目的にその危険度を判定する土木・建築技術者のこと。

#### ○被災宅地危険度判定士

大規模な地震などによって宅地が被害を受けた際、自治体の要請により被害状況を調査し、人命に関わる二次的災害の軽減・防止を図ることを目的にその危険度を判定する土木・建築技術者のこと。

#### ○BCP (Business Continuity Plan) / 業務(事業)継続計画

災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画のこと。

#### ○BIM / CIM (Building / Construction Information Modeling, Management)

建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ること。

### ○PDCAサイクル

計画や事業の不断の見直しを推進する手法のひとつ。計画(Plan)を策定した後、計画的に実施し(Do)、結果を評価し(Check)、見直し・改善を加え(Action)、次の計画(Plan)へ反映するという過程を繰り返すこと。

### ○避難確保計画

水防法及び土砂災害防止法に基づき、高齢者等の要配慮者が利用する施設の管理者等が作成する、洪水・土砂災害等に対する防災体制や避難誘導訓練の実施等に関する事項を定めた計画のこと。

### ○避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある要配慮者(高齢者、障がい者、乳児、その他の特に配慮を要する者)のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件(第1種身体障害者手帳、要介護認定3～5等)に該当する人のこと。

### ○OVR (Virtual Reality)

人間の感覚器官に働きかけ、現実ではないが実質的に現実のように感じられる環境を人工的に作り出す技術のこと。

### ○風水害避難行動計画

自主防災組織や自治会ごとに、地域の特性や実情を踏まえて、風水害の発生時に住民の安全を確保するため、避難先や避難経路等の在り方について定めた計画のこと。

### ○福祉避難所

災害発生後に高齢者や障害のある方など、一般的な避難所では生活に支障がある方が一時的に生活の場を確保するための避難施設のこと。

### ○防火地域・準防火地域

都市計画法により、市街地における火災の危険を防除するため定める地域のこと。

### ○防災学習車

防災訓練で用いることができる訓練用資機材を多数搭載した消防車両のこと。消防団員が主体となって運用を行う。

### ○防災士

災害に関する総合的な知識と実践のための技能を持ち、自主防災組織などにおいて防災リーダーとしての役割を担う人のこと。

### ○包摂的 (Inclusive)

一つのことをより大きな範囲に入れることを指す包摂に「的」を組み合わせることで一つに含めるという状態や状況のこと。

## ま

### ○マイ・タイムライン

大雨や台風などの風水害から身を守るため、事前に自分自身や家族の行動を時間の流れに沿って整理した避難行動計画のこと。

## や

### ○UIJターン

Uターン(市外へ移住した者が再び本市へ移住する)、Iターン(市外から市内へ移住する)、Jターン(本市の近隣市から他県へ移住した者が本市へ移住する)という3つの人口還流のこと。

### ○要配慮者

高齢者や障がい者、乳児、その他の災害が発生した時に、特に配慮や支援が必要となる人のこと。

## ら

### ○罹災証明書

地震や台風などの自然災害により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づいて、自治体が住家の被害の程度(全壊、半壊等)を証明するもの。

### ○リスクコミュニケーション

関係者間で事前に想定されるリスクに関する正確な情報を共有し、対話を通じて、問題についての理解を深めること。

### ○リスクシナリオ

本計画においては、脆弱性を評価するに当たって想定した「起きてはならない最悪の事態」のこと。

### ○リダンダンシー

冗長性、余剰、または代替手段を意味する英語。自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークを多重化したり、予備の手段が用意されている状況のこと。

### ○立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、住宅及び都市機能増進施設(福祉施設、商業施設、その他の都市

## (用語の説明)

---

の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいう。)の立地の適正化を図る計画のこと。

### ○流域治水

気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策のこと。

### ○流通在庫備蓄

災害発生時に備えて、流通事業者等と供給協定を締結することにより確保する食料や生活必需品等の備蓄のこと。

## わ

### ○わが家(職場)の防災マニュアル

洪水や津波・地震等のハザードマップのほか、本市域内で発生が予想される様々な災害に対する知識と備えをまとめた冊子のこと。

(部局一覧)

---

(部局一覧)

総務：総務部  
企画：企画部  
財務：財務部  
市民：市民部  
福保：福祉保健部  
子ども：子どもすこやか部  
環境：環境部  
商労：商工労働観光部  
農水：農林水産部  
土建：土木建築部  
都計：都市計画部  
教委：教育委員会  
上下水：上下水道局  
消防：消防局  
議会：議会事務局  
監査：監査事務局

# 別紙 1

## 施策分野ごとの 脆弱性評価結果

## (別紙1) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

### ≪個別施策分野≫

#### A. 行政機能

- ① 地方行政機関等の機能不全は、事後の全ての局面の回復速度に直接的に影響し、強靱化の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能が維持されるよう、職員も被災することを前提に業務継続計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高め、見直しを行う必要がある。【総務】【企画】【財務】【子ども】【環境】【都計】【教委】【上下水】【消防】3-1
- ② 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れられるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う必要がある。【総務】【商労】【環境】【都計】【上下水】【消防】2-1,2-4,2-5,3-1,6-2
- ③ 災害対策本部を設置する本庁舎等は、防災拠点施設として重要であることから、受変電設備の高架化など浸水対策について引き続き推進する必要がある。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化及び吊り天井等の非構造部材の耐震対策について、引き続き実施し、電力供給遮断などの非常時に行政機能を維持する電力を確保する必要がある。【財務】【子ども】【環境】【都計】【教委】【上下水】【消防】3-1
- ④ 広域かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える業務が発生するおそれがあることから、災害ボランティア等の受入体制を確立する必要がある。また、受援計画に基づき、救助活動・物資集積等の拠点を確保するとともに、職員派遣等の広域応援について定めた「九州市長会における災害時相互応援プラン」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定の適切な運用により、復旧・復興を円滑に進める体制を確立する必要がある。【総務】【教委】【上下水】2-4,6-1
- ⑤ 大規模災害時に迅速かつ的確に対応できる防災体制の強化を図るには、防災関係機関との連携が重要となるため、複数のツールを活用した情報収集の方法を検討するとともに、収集した情報を共有する仕組みづくりが必要となる。さらに、防災関係機関との合同訓練等を行うことで、相互の業務を理解し、災害時の応急対策をより円滑に実施できるよう連携強化を図る必要がある。【総務】【消防】2-1
- ⑥ 大規模な市街地火災や津波火災に対する活動能力を高めるため、消防活動に必要な施設や装備の充実・強化及び地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団員の確保、消防団の活動支援等を推進する必要がある。また、火災予防の推進、各種訓練等により災害対応能力の向上や、応急対応をより円滑に実施できるよう、防災関係機関との更なる連携強化を図る必要がある。【総務】【消防】1-2,2-1,6-3
- ⑦ 常備消防力の強化を推進し、大規模災害時における対応力向上を図るとともに、県内

を一元化した、おおいた消防指令センターの機能を効果的に活用できるよう県内市町村との連携を強化する必要がある。また、システムの機能強化を踏まえた中間更新について検討を進める必要がある。【消防】5-1

- ⑧ 災害時の遺体処理に関する取組を進める必要がある。【市民】【福保】2-7
- ⑨ 学校施設の多くが災害時に避難所となることから、老朽化対策による施設の安全確保とともに、空調設置やトイレの洋式化など避難所としての防災機能を強化する必要がある。【教委】2-3
- ⑩ 住家の被害認定調査の運用改善と被災者台帳システムの活用により、迅速な被害認定調査や罹災証明書の交付が行えるよう、平常時からの住民周知や体制を確保する必要がある。【総務】2-3,3-1
- ⑪ 食物アレルギーへの配慮やプライバシーの確保等避難者の多様なニーズに対応できるよう、「避難所運営マニュアル」に基づき適切な避難所運営ができる体制を整備する必要がある。【総務】【福保】【教委】2-3

## B. 住宅・都市・環境

- ① 住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、人的・物的被害双方の軽減を目指し、耐震診断、耐震改修、空き家対策の補助制度の周知や支援等により、目標達成に向けたきめ細かな対策を行うとともに、吊り天井など非構造部材や倒壊の危険のあるブロック塀の耐震対策、老朽化した市営住宅の集約建替とその団地の居住機能再生もあわせて推進する必要がある。【企画】【財務】【市民】【子ども】【土建】【都計】【教委】1-1,5-4
- ② 災害による避難者の居住環境が劣悪にならないように、市営住宅の長寿命化工事を行い、住宅確保の推進を図る必要がある。【土建】2-3
- ③ 災害時の円滑な住宅供給確保を可能とするため、「応急仮設住宅供給・居住確保マニュアル」を見直すとともに、災害リスクを勘案した応急仮設住宅建設候補地の見直し・検討が必要である。【総務】【土建】【都計】6-3,6-5
- ④ 沿道地域への防火地域などの指定による沿道建築物の不燃化の促進を図るとともに、都市の骨格となる街路等の整備や、狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地・広場等の整備及び老朽化対策を推進する必要がある。【土建】【都計】1-1,1-2,2-1
- ⑤ 災害後の円滑な復旧・復興に資するため、地籍調査の更なる推進を図る必要がある。【総務】【土建】6-1,6-5
- ⑥ 大規模盛土造成地マップに基づき、市民の防災意識の向上を図り、所有者に宅地の安全性向上を促すとともに、面的に行う滑動崩落対策等の検討をする必要がある。また、被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など災害時に必要となる人材の育成・確保を図る必要がある。【都計】1-1,6-2
- ⑦ がけ地の崩壊等により、生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建つ危険住宅に居住する市民に対して、安全な場所へ住宅を移転できるよう支援する必要がある。【土

建】1-5

- ⑧ 災害時においても徒歩での移動が可能なコンパクトな都市づくりの推進が必要である。また、地震、津波、洪水、土砂災害などあらゆる災害を想定して道路の防災・震災対策や、老朽化対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化など、洪水・土砂災害・地震・津波・雪害等の対策を引き続き推進するとともに、現状の施策では十分な対応ができない場合に備え対策を検討する必要がある。【農水】【土建】【都計】1-1,1-3,2-6,3-1,4-1,5-4,6-1
- ⑨ 津波からの避難を確実にを行うため、避難場所の確保や避難路の整備など関係機関が連携した護岸補強等の推進、津波避難計画の策定の促進、早期避難の意識の醸成等のハード・ソフト対策を適切に組み合わせて実施する必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【企画】【財務】【市民】【子ども】【商労】【農水】【土建】【都計】【教委】【上下水】1-3
- ⑩ 施設の機能を確実に発揮させるため、河川管理施設、海岸保全施設等の適切な維持管理・更新を進める必要がある。また、気候変動による降雨量の増大等により洪水被害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理者が主体となっていく、堤防や河川の整備をより一層加速させ治水計画を見直しに取り組む必要がある。さらに、流域のあらゆる関係者と協働し、流域全体を見据えた事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する必要がある。【総務】【企画】【農水】【土建】【上下水】【教委】1-3,1-4,
- ⑪ 土砂災害のおそれのある箇所について、選択と集中による効果的・効率的なハード対策を推進するとともに、警戒避難体制の整備や、土砂災害ハザードマップによる危険性や早期避難の重要性に関する啓発等のソフト対策の充実を図る必要がある。また、土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に収集し、市民へ提供するための体制整備を引き続き推進する必要がある。＜県＞【総務】【企画】【商労】【土建】【都計】1-5
- ⑫ 水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を着実に推進するとともに、応急給水体制の確立、広域的な応援体制の構築を進める必要がある。あわせて、災害時に早期復旧できるように関係機関との相互応援協定に基づいた資機材確保の強化を図る必要がある。【上下水】2-4,5-3
- ⑬ 水道施設の基幹管路や浄水場等の耐震化は、各更新(耐震化)計画等に基づき行うが、アセットマネジメントの視点により、業務量、経費の平準化を図るとともに、災害時における浸水対策について、早期かつ効果的に復旧するために、電気、機械設備への「防水扉」等の設置を行う必要がある。【上下水】5-3
- ⑭ 水道施設の災害時の電力遮断に備え、自家発電設備の設置などによる電力の確保対策を行う必要がある。【上下水】5-3
- ⑮ 有機物質による水道水質への影響を回避するため、水質事故対策マニュアルの内容を検証し、現状に即した改訂を適宜行うとともに、防災訓練や研修を実施し、その実効性の向上を図る必要がある。【上下水】4-2
- ⑯ 大規模災害時には、生活用水が不足する事態が想定されることから、災害時市民開放

- 井戸や雨水等の水資源の有効利用について普及・促進する必要がある。【総務】5-3
- ⑰ 上下水道施設（浄水場、水資源再生センター、ポンプ場、主要な管渠等）の老朽化対策や耐震化・耐水化を図り、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。【上下水】2-7,5-3
- ⑱ 災害発生時に上下水道施設の機能を維持するために必要な事業継続計画（BCP）等の危機管理マニュアルの内容を検証し、現状に即した改訂を定期的に行うとともに、様々な事象を想定した防災訓練や研修を実施し、計画の実効性の向上を図る必要がある。【上下水】5-3
- ⑲ 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するため、関係事業者による流出防止措置の徹底や、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進し、引き続き関係機関と連携し対応する必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【環境】4-2
- ⑳ 最新の被害想定等に基づき、災害廃棄物処理計画の見直しを進めるとともに、訓練や研修等を通じた人材育成を図る必要がある。また、仮置場所等候補地について、具体的な選定を進めていく必要がある。【総務】【環境】6-4
- ㉑ 清掃工場の点検を着実に実施しているが、南海トラフ地震などによる工場被災も想定した施設の整備を進めていく必要がある。また、プラントメーカー等と清掃工場の損壊が発生した場合の応援復旧に関する対応について協議する必要がある。【環境】6-4
- ㉒ 住民の衛生確保、地域生活の早急な復興のためには、生活ごみ・し尿、避難所ごみ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理していかなければならないことから、ごみ・し尿収集運搬体制の確立に向け、災害規模に応じた収集運搬計画を策定するとともに、「九州市長会における災害時相互応援プラン」、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」を基に、収集・運搬・処分について具体的な対応方法を検討していく必要がある。【環境】2-7,6-4
- ㉓ 近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、本市における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画（風水害等対策編）に基づき、各関係機関と連携を強化し、原子力災害対策を推進する必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】4-2
- ㉔ 大規模自然災害発生後は、復興に向けて急速かつ膨大なインフラ整備が発生することにより、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できない可能性が高い。有事に備え、周辺自治体との連携や業務内容の見直しにより、必要な調査を迅速に行う体制の整備を図るとともに、被災や居住者の移動等により、地域が滅失した場合は、有形・無形の文化財の滅失や維持困難な状況が生じる可能性が高いため、地域特性に配慮した復興が実現するよう、あらかじめ文化財の点検及び概要調査等を進め、アーカイブしておく必要がある。【教委】6-6
- ㉕ 浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽は、災害等により深刻な被害を受ける可能性が高いため、合併処理浄化槽への転換の促進を図る必要がある。また、浄化槽管理台帳システムを整備し、設置・管理状況の把握に努める必要がある。【環境】5-3
- ㉖ 大規模災害に備えて迅速な復旧・復興が行えるよう、事前復興まちづくり計画の策定に向けた取り組みを行う必要がある。【都計】1-3,6-1

- ⑳ 災害リスクと市民等の暮らしのバランスを考慮しながら、住宅や都市機能の立地の適正化を図るため、立地適正化計画の策定・見直しを行ってきたが、今後も最新の災害リスクの情報を基に、計画の見直しを図る必要がある。【都計】1-3,1-4,1-5
- ㉑ 近年の台風や豪雨等による自然公園等施設の被災を防ぐため、引き続き自然公園等施設の老朽化対策、災害時の影響軽減、自然生態系等の再生に係る施設整備等に取り組む必要がある。【都計】4-4
- ㉒ 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐために、備蓄物資の確保や避難所の環境整備を行い多様なニーズに対応していく必要がある。【総務】【福保】【環境】【教委】2-3

### C. 保健医療・福祉・教育

- ① 広域かつ大規模な災害で多くの市民が負傷した場合においても、応急処置・輸送・治療能力等が不足することがないように、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討を進める必要がある。<民間事業者>【総務】【福保】【都計】【消防】2-2
- ② 救命効果の更なる向上を目指し、救急救命士の育成など救急業務の高度化を推進するとともに、医療機関、災害派遣医療チーム(DMAT)との連携強化を図る必要がある。また、インフラが被災すると災害派遣医療チーム(DMAT)等の活動や医療機関などへのエネルギー供給が制限されてしまうため、医療機能等を提供できないおそれがあることから、災害時の情報収集方法、燃料や水の供給体制の強化を図る必要がある。【福保】【消防】2-1,2-2
- ③ 大規模災害時には、指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等の要配慮者が多数避難することが考えられることから、福祉避難所を開設するための体制づくりに取り組むとともに福祉施設等との協定の締結等を推進する必要がある。また、指定避難所等で被災者に対する医療または助産を実施するため、救護所の開設など医療活動等を支える取組を着実に推進する必要がある。【福保】2-2,2-3,2-7
- ④ 子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校などにおける取組を通じて、防災教育を推進するとともに、将来に地域防災において活躍できる人材を育成するための取組を推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。【総務】【子ども】【教委】5-1
- ⑤ 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種の接種率の向上に取り組むとともに、手洗いや咳エチケット等の感染症対策に関する普及啓発や、マスク・消毒液等の家庭内備蓄を推進する必要がある。また、災害発生時に公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する必要がある。【総務】【福保】【環境】2-7
- ⑥ 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、コロナウイルス等の感染症が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保てるよう対策を推進する必要

がある。【総務】【福保】2-3

- ⑦ 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の学校・医療機関・福祉施設等の要配慮者利用施設における警戒避難体制を整備するため、施設管理者による避難確保計画の策定及び訓練を促進する必要がある。〈県〉〈民間事業者〉【総務】【企画】【市民】【商労】【福保】【子ども】【土建】【都計】【教委】1-4,1-5
- ⑧ 医療・社会福祉施設について、BCPの策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保する必要がある。【福保】【子ども】2-2
- ⑨ 社会福祉施設は避難所等にも利用されることもあることから、耐震化の促進を図る必要があるが、全ての耐震化を即座に行うことは困難であることや、被害発生は様々な原因があることから、防災・減災への取り組み支援（防災等に資する補助金の周知や福祉避難所への備蓄提供）を継続する必要がある。【福保】1-1
- ⑩ 医療機関における災害時の透析治療等を円滑に実施できるよう、今後も継続して訓練を実施するとともに、非常時に転院・搬送の判断を迅速に行うことができるよう、災害医療コーディネーターとの連携を強化する必要がある。【福保】2-2
- ⑪ 緊急に介入が必要な要配慮者を福祉避難スペースや福祉避難所に的確に移動させることができるよう、災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣に係る体制整備・強化を行う必要がある。【福保】2-3
- ⑫ 被災地の精神保健福祉を支える災害派遣精神医療チーム(DPAT)との連携強化を図る必要がある。【福保】2-3

#### D. 産業・エネルギー・情報通信

- ① 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業単独によるBCP策定に加え、複数企業の連携によるBCPの策定を推進する必要がある。〈県〉〈民間事業者〉【商労】4-1
- ② 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進する必要がある。〈県〉〈民間事業者〉【総務】【消防】4-2,5-2
- ③ 地震や津波による被害を最小化するため、国・県・民間と連携し、コンビナートに係る護岸や堤防等の強化など地震・津波・液状化対策を着実に推進していく必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【土建】5-2
- ④ 道路啓開等を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されていることから、担い手の確保・育成の観点を踏まえた就労環境の改善や、女性、高齢者など多様な人材が活躍できる環境づくりを推進する必要がある。【総務】6-2
- ⑤ 風評被害による商店街団体や各種業界団体等への事業活動の影響を防ぐため、平素から関係団体や県等の関係機関との連携を強化し、正しい情報が迅速に発信できる体制

を構築する必要がある。また、大規模自然災害の場合、中小企業等の事業活動に著しい支障が生じることから、資金繰りや復旧に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知を図る必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【商労】4-1,6-7

- ⑥ 観光面での影響の広がりを防ぐため、観光施設、宿泊施設、交通機関等の正確な情報を収集し、迅速に発信する体制を構築する必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【商労】6-7
- ⑦ 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。【総務】【環境】【上下水】【消防】2-3,3-1
- ⑧ GX の実現にも繋がる再生可能エネルギー等の普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組を進めてきたが、引き続き、再生可能エネルギー等の導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を行っていく必要がある。【環境】【上下水】2-2,4-1,5-2
- ⑨ Jアラートや同報系防災行政無線、Lアラート等、市民への情報伝達手段の多様化を進めており、情報を共有するシステムや移動系防災行政無線等の通信設備について計画的な更新を行い、取組を推進する必要がある。【総務】【企画】3-1,5-1
- ⑩ 逃げ遅れの発生等を防ぐため、要配慮者にも配慮した様々なツールを活用した緊急情報の確実な伝達、ICTを活用した関係機関との情報共有等、情報関係施策を推進する必要がある。【総務】1-4,1-5
- ⑪ 本市を訪れた外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本市の観光情報をはじめ防災情報について、国際課公式 Facebook・公式 Instagram など様々な手段を通じて周知を図る必要がある。【企画】【商労】5-1
- ⑫ 外国にルーツを持つ市民等に向け、国際課公式 Facebook・公式 Instagram を通じ、本市ホームページに誘導することで最新の災害情報を発信するとともに、様々な機会を活かして本ページの更なる周知を図る必要がある。また、災害時のコールセンターを通じた多言語による通訳サービスの提供により、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努めるとともに、大使館または領事館等、関係する団体と連携しながら、緊急時の情報伝達や安否確認に努める必要がある。【企画】【商労】5-1
- ⑬ 大規模自然災害に備え、消防通信指令管制システムを効果的に運用し、県内各市町村との情報共有体制の強化を推進するとともに、業務を継続するための連携訓練を行う必要がある。【消防】5-1

## E. 交通・物流

- ① 災害時の輸送の代替性を確保するため、東九州自動車道の4車線化や中九州横断道路

の整備など、広域交通ネットワークの着実な整備を推進する必要がある。併せて、東九州新幹線等の整備計画路線への格上げや豊予海峡ルート構想の実現に向けた取組を行う必要がある。＜国＞＜県＞【都計】5-4

- ② 災害発生時には地域の物流幹線等の道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について、国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行っていく必要がある。また、関係機関の連携により、資機材の充実や、災害対応支援システムを活用し迂回路を設定する等、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【農水】【土建】【都計】2-4,2-6,4-1,5-4,6-1
- ③ 市民生活や産業など都市活動を支える交通体系の整備を進めるとともに、災害時の救援活動等が円滑に行うことができる幹線道路及びこれらを補完する道路網の構築が必要である。【土建】【都計】5-4
- ④ 交通麻痺を回避する観点から、沿道建築物の倒壊による被害、避難及び救助救援活動や緊急輸送等の障害を回避するため、これらの耐震化を促進するとともに、建築物集合地域通過道路の指定に向け、国、県、市が連携して取り組む必要がある。また、主要渋滞箇所を検証し、その対策の検討・実施などを行い、渋滞緩和に必要な道路整備や公共交通の利用促進に向けた取組が必要である。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【土建】【都計】5-4
- ⑤ 帰宅困難者対策については、受入体制の充実を図るとともに、民間事業者等の協力により一時的な滞在場所の確保に努めるだけでなく、帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧できるよう道路の防災・震災対策等の取組を推進する必要がある。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【企画】【市民】【福保】【商労】【土建】【都計】【教委】2-3,2-5
- ⑥ 農道や林道は、農村・山間地域のネットワーク的な路網であり、地域の活性化に寄与するとともに、災害時には避難路や迂回路、代替輸送路としての利用が期待されるため、保全や整備を推進する必要がある。【農水】2-6,4-3,4-4,5-4
- ⑦ 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【農水】【土建】【都計】2-4
- ⑧ 災害時に食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結しているが、大規模災害時に関係団体と連絡が不通となるおそれもあるため、その場合も想定した対応を検討する必要がある。また、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進めているが、今後も、災害発生時に物資の不足が発生することがないよう、締結先の拡大に努める必要がある。併せて、物資を避難所等へ円滑に輸送するため、関係機関、輸送事業者と連携して対応することが必要である。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【福保】2-4,4-3,5-3

- ⑨ 食料や飲料水、生活必需品等の提供に係る広域応援について定めた「九州市長会における災害時相互応援プラン」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定の適切な運用により、物資調達・供給体制を確立する必要がある。【総務】2-4
- ⑩ 大規模災害が事業に及ぼす影響を事前に想定し、事業継続や迅速な復旧ができるよう、引き続き企業のBCP策定の重要性周知および策定支援を商工団体等と連携して実施する必要がある。【商労】4-1,4-3
- ⑪ 大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧等を可能とするため、「粘り強い構造」の防波堤や海岸堤防の整備や、海岸保全施設、港湾施設における津波対策を進める必要がある。＜国＞＜県＞【農水】【土建】1-3,4-2

## F. 農林水産

- ① 農業用ため池の多くは築造から年数が経っていることから、耐震調査を実施し、被害状況を勘察した上で優先順位を決定し、その結果に基づき改修を行うとともに、ハードマップ作成やそれを活用した訓練の実施などのソフト対策とハード対策を適切に組み合わせて推進する必要がある。【総務】【農水】1-4
- ② 森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあることから、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対策として、森林整備等を継続して実施するとともに、鳥獣害防止対策を推進する必要がある。あわせて、治水・治山施設の整備等の防災・減災対策をハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて推進する必要がある。【農水】【土建】1-5,4-4
- ③ 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域の共同活動を支援することにより、農業の有する多面的機能（水源涵養、農地保全、景観形成等）の維持・発揮を促進しており、新たな地域での共同活動組織の掘り起こしを進めるため、地域の核となるリーダー的担い手の育成を行う必要がある。また、集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図り、農村地域の共助を育てることで、自立的な防災・災害復旧につなげていく必要がある。【農水】4-3,4-4
- ④ 次世代に引き継いでいける経営体を育成していくためには、所得の向上と経営の安定化が重要であることから、引き続き栽培施設の整備支援を行っていく必要がある。また、高齢化により離農する経営体も増えてきており、新規就農者や既存農家の栽培施設整備などを促進し、産地の維持発展につなげていく必要がある。【農水】4-4
- ⑤ 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、市管理重要漁港及び重要施設における耐震・耐津波の機能診断に基づき、必要となる対策工事に順次着手していく必要がある。【農水】4-2,4-3
- ⑥ 二次災害による農林水産物に対する風評被害の防止を図るため、国・県・各関係団体等で連携体制を強化し、状況に応じて発信すべき情報、発信経路などの検討を行う必

要がある。＜国＞＜県＞【農水】6-7

## G. 地域防災

- ① 避難者用の救助物資の備蓄を進めているが、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭等における食料や飲料水等の備蓄を促進する必要がある。また、孤立集落が発生した場合に備え、通信手段や物資輸送の手段等を事前に検討しておく必要がある。＜県＞【総務】【農水】【教委】1-1,2-4,2-5,2-6
- ② 自主防災組織については、地震・津波避難行動計画や風水害避難行動計画、防災マップ、マイ・タイムラインの作成、避難訓練、防災講話の実施や、地域が防災活動を推進するための資機材整備等の活動の活性化を支援する取組の充実を図る必要がある。また、防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施等を行う自主防災組織における防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成が必要である。【総務】【農水】【土建】6-3
- ③ 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、災害・避難情報などを効果的に利活用することが重要であることから、自主防災組織や自治会など地域コミュニティの機能を強化する必要がある。【総務】【市民】5-1
- ④ 災害時には避難所としても利用される校区公民館や自治公民館は地域コミュニティの拠点施設であり、建設や修繕、耐震補強等に対しても継続して支援を行う必要がある。【市民】6-3
- ⑤ 市民の迅速な避難を促すため、津波や高潮のハザードマップの作成・公表をするなど取組を行ってきたが、今後も分かりやすい最新の情報を提供するなど津波・高潮に関する防災情報の充実強化を図る必要がある。【総務】【土建】1-3,1-4,5-1
- ⑥ 被災地における速やかな災害復旧等のため、ICT 施工の導入による一連の建設生産プロセスの高度化・効率化等に取り組むとともに、BIM/CIM の導入についても検討を行う必要がある。【総務】6-2
- ⑦ 市民の迅速な避難を促すため洪水ハザードマップを作成・公表するなど洪水被害に対する取組を行ってきたが、今後も分かりやすい最新の情報を提供するなど、防災情報の充実を図る必要がある。【総務】【土建】1-4,5-1
- ⑧ 波浪・高潮・侵食対策のみならず、比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を推進する必要がある。＜国＞＜県＞【土建】4-2
- ⑨ 自主防災組織の活動を支援することで、実効性のある避難支援が行われる体制づくりを促進するとともに、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、自主防災組織との連絡・調整など避難体制の整備に向けた支援を推進する必要がある。【総務】【市民】【福保】【子ども】【土建】【教委】1-3,2-1
- ⑩ 個人ボランティアや NPO 等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう大分市社会福祉協議会と連携し、大分市社会福祉協議会を中心とした企業、NP

○、各種団体等のネットワークを活用するなかで、災害ボランティアセンターの設置及びボランティア活動の支援を行うための連絡調整等の確認及び受入体制の整備を進める必要がある。【福保】6-2

- ⑩ 避難者の生活環境の水準を一定程度維持するため、避難者の特性を踏まえ、避難所の位置、収用できる人数、必要な資機材や人材の確保、並びに運営や支援の在り方について、関係機関と連携して検討を進める必要がある。また、住民による避難所の自主運営、車中泊などの避難所以外の避難者の把握や、要配慮者への支援が行えるよう、スフィア基準を踏まえた「避難所運営マニュアル」の定期的な見直し及び運営訓練を推進する必要がある。【総務】【福保】【環境】【教委】2-3

#### ≪横断的分野≫

##### ① リスクコミュニケーション

- ① 自助、共助、公助の理念に基づき、国、県、市、民間事業者、関係団体、住民など各主体が連携・協働した防災・減災の取組を双方向のコミュニケーションにより促進する必要がある。また、国土強靱化に関する取組をあらゆる機会を通じて周知等を行うことにより、地域のリスクを正しく理解・共有し、被害を減少させる必要がある。
- ② 市民への広報活動や講演会等を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、防災訓練等を通じて、自主防災組織の活性化を図り、災害時に主体的な行動（自助・共助）ができる地域づくりを支援する必要がある。【総務】【農水】【土建】【教委】5-1
- ③ 「わが家の防災マニュアル」による周知・啓発や、建築物の耐震診断及び耐震改修の助成、避難行動要支援者等に対する支援など、市が実施する事業の周知を図り、市民の災害への備えを促進する必要がある。【総務】【福保】【土建】【都計】【教委】1-1,1-3,2-1,5-4
- ④ 平時から高齢者、障がい者、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による地域防災力の強化に必要な取組を推進する必要がある。また、大分市社会福祉協議会や大分県災害中間支援組織を通じて、企業、NPO、各種団体等との連携を図り、被災者へのきめ細かな支援や早期の生活再建に向けた支援体制を整備する必要がある。＜民間事業者＞【福保】【商労】2-3
- ⑤ 気候変動による水災害リスクの増大に備え、これまでの河川、下水道、砂防、海岸等の管理者が主体となって行う取組だけでなく、流域に関わる国・県・市・民間事業者・関係団体・住民などあらゆる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築するために、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を明確にし、ハード整備とソフト対策が一体となった「流域治水」の取組を推進する必要がある。＜国＞＜県＞【総務】【企画】【農水】【土建】【上下水】【教委】1-4
- ⑥ 石油コンビナート地区の被災や、近隣の原子力発電所の事故による放射性物質拡散の

- 影響、台風など、地震・津波との複合災害に備え、各種訓練などをとおして、関係機関との連携を強化する必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】【消防】4-2,5-2
- ⑦ 家庭や事業所等における備蓄や家具の転倒防止など身近な防災対策について、促進する必要がある。【総務】1-1

## ② 地域活性化・地域の生活機能の維持

- ① 地域をより活力あるものへと発展させていくために、若者の定住やU I Jターンを促進し、地域資源を活用した産業振興による就労の場の確保や、空き家の活用等による住環境の整備を図る必要がある。【商労】6-3
- ② 人口減少や高齢化が進行する中、地域の防災力を維持・向上していくためには、自助・共助による住民主体の防災対策を一層進める必要がある。そのため、学校等での防災研修やタイムラインの普及を通じた早期避難の促進、消防団の活動や防災士の育成の支援等による自主防災組織と連携した体制強化を図る必要がある。【総務】【子ども】【教委】【消防】5-1,6-3
- ③ 県都にふさわしい中枢的な都市機能の集積に向けた広域都心の総合的な都市整備や、東九州の拠点都市として広域的な連携に必要な交通体系の整備などを促進し、都市機能や生活を支える機能を広域都心と各地区の地区拠点周辺にコンパクトに集積させ、市民一人ひとりが豊かさを実感でき、安全で快適な住みよいまちづくりを推進することにより、都市の魅力の向上と地域活性化、活力の維持・増進を図る必要がある。また、道路網の寸断等による集落の孤立を防ぐため、道路防災対策や急傾斜地崩壊対策事業など、市民の命と暮らしを守る社会資本整備を推進する必要がある。【土建】【都計】1-5,2-6
- ④ 人口減少・少子高齢化社会に適切に対応するため、本市を中心市とする大分都市広域圏における連携協約により、地域経済の活性化や生活機能の向上に取り組むとともに、大規模災害発生時における防災・減災体制の充実をはじめ、基礎自治体として単独では解決できない課題や、連携による相乗効果が期待できる施策などを検討する必要がある。【企画】
- ⑤ 少子高齢化・人口減少社会が進展し、集落機能の維持が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、持続可能な共助の仕組みとして、生活機能や集落機能を複数集落で補い合う「ネットワーク・コミュニティ」の構築を進めていく必要がある。〈県〉【農水】【市民】

## ③ 防災教育・人材育成

- ① 様々な機会を通じてあらゆる世代等の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練を実施し、防災意識の向上に努める必要がある。そこで、各主体の危機意識の向上を図るため、地震体験車や防災学習車、VR技術を用いた防災啓発映像等を活用し、災害・

- 防災に対する関心を深める取組を進める必要がある。【総務】【消防】1-4
- ② 避難所における避難者の安全かつ健康的な生活を確保するため、市及び自主防災組織は「避難所運営マニュアル」に従い、連携して訓練等を実施し、災害時に円滑な避難所運営が行える体制を整備する必要がある。【総務】【福保】2-3
  - ③ 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上や、災害情報を適時・適切に共有できる体制の強化を図るため、より実践的な訓練・研修を通じて、職員の人材育成を推進する必要がある。【総務】6-2
  - ④ 自助・共助による地域防災力の向上等を図るため、地域における防災意識の啓発や避難訓練の企画・実施において中心的な役割を果たす自主防災組織の活動の要となる防災士を養成する必要がある。あわせて、スキルアップ研修の充実や校区防災士協議会等の支援により、防災士の活動しやすい環境づくりを進める必要がある。【総務】6-3
  - ⑤ 未来を担う子どもたちが、人の命の尊さ、困っている人を助けること、人と人のつながりや絆の大切さを学ぶことができるよう、防災体験等を通じて防災教育の一層の充実を図る必要がある。また、子どもたちが自らの安全を確保する行動ができるよう、災害に適切に対応する能力の基礎を培う必要がある。【総務】【子ども】【教委】5-1
  - ⑥ 災害に強い人づくり・地域づくりは地域の活力強化にもつながる。平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全・安心を守るという重要な役割を担う消防団の強化を図る必要がある。【消防】1-2
  - ⑦ 男女共同参画の観点から、防災・災害対応の場に女性の参画を促進するため、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進し、自主防災組織など防災現場における女性参画の拡大に努める必要がある。【総務】2-3
  - ⑧ 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など災害時に必要となる人材の確保・育成が必要である。【都計】6-2
  - ⑨ 災害時に備えて、応急仮設住宅や応急修理に関する技術力向上のための研修や訓練を実施していく必要がある。【土建】【都計】6-2
  - ⑩ 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、ICT技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保していくことが必要である。【総務】1-4,6-2
  - ⑪ 災害発生時における迅速な復旧を図るため、建設工事に係る制度改正や職員の技術力向上のための技術実務研修等を引き続き実施していく必要がある。【総務】6-2

#### ④ 老朽化対策

- ① 本市では、昭和39年に新産業都市に指定されて以来、人口の急増にあわせて整備してきた公共施設等が老朽化していくことを踏まえ、市民生活や経済活動の基盤となる公共施設等を維持し、必要な行政サービスを将来にわたり提供するため、大分市公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の軽減と平準化を図り、適切な維持管理・更新等を推進する必要がある。

- ② 人手不足が深刻化する中、老朽化施設の増加に適切に対応していくためには、新技術等を活用した、効率的な維持管理が必要である。【土建】【農水】【上下水】
- ③ 公共施設等ごとに大分市公共施設等総合管理計画に基づいた個別施設計画を策定し、それに基づく定期的な巡視や劣化した箇所への補修等を適切に行うことで、施設の状態を良好に保ち、長寿命化させる取組を推進する必要がある。【企画】

## ⑤ デジタル活用

- ① 自主防災組織や学校における防災訓練など地域での防災教育を強化するためにAR（拡張現実）技術を用いた洪水想定やVR技術を用いた防災啓発映像の活用など、デジタルの活用を推進する必要がある。【総務】【土建】
- ② 発災直後の情報収集や孤立集落支援、公共インフラ施設等の点検において、ドローンなどの先端技術の積極的な活用を検討する必要がある。【総務】【土建】【上下水】
- ③ 産学官連携のもと多種多様なデータを統合・分析するプラットフォームの活用を強化する必要がある。＜県＞
- ④ 国土強靱化の取組を効率的に進めるために、現場におけるドローン、AI等の活用、ICT 施工の実施等のデジタル技術の活用を推進する必要がある。【総務】【土建】【都計】【農水】【上下水】
- ⑤ 住民の早期避難に向け、災害情報や避難所の場所、ハザードマップ等を確認できる「大分市公式LINE」、「おおいた防災アプリ」の普及推進や、SNS等を活用した防災啓発の推進を図る必要がある。【総務】【企画】5-1

# 別紙 2

## 施策グループごとの 脆弱性評価結果

## (別紙2) 施策グループごとの脆弱性評価結果

### 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

- ① 住宅・建築物等の耐震化率は、住宅が 92.1% (R6)、特定建築物 (※) が 93.2% (R6)、小中学校・幼稚園が 100% (R1) と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、吊り天井など非構造部材や倒壊の危険のあるブロック塀の耐震対策、老朽化した市営住宅の集約建替とその団地の居住機能再生もあわせて推進する必要がある。【企画】【財務】【市民】【子ども】【土建】【都計】【教委】
- ② 大規模盛土造成地マップに基づき、市民の防災意識の向上を図り、所有者に宅地の安全性向上を促すとともに、面的に行う滑動崩落対策等を検討する必要がある。【都計】
- ③ 大規模地震時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物、道路施設及び沿線・沿道建物について倒壊防止の対策を促進する必要がある。【土建】【都計】
- ④ 建築物等の耐震化を着実に推進・促進しているが、全ての耐震化を即座に行うことは困難であることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力の向上を図る必要がある。【総務】【企画】【財務】【子ども】【土建】【教委】【消防】
- ⑤ 大規模地震による建物の倒壊や市街地火災から人命の保護を図るため、住民の緊急避難の場、防災拠点となる公園、緑地、広場等の整備及び老朽化対策（老朽化した園路やトイレ等の公園施設の改修）を推進する必要がある。【都計】
- ⑥ 家庭や事業所等における備蓄や家具の転倒防止など身近な防災対策を促進する必要がある。【総務】

#### (代表的な指標)

【総務】 防災訓練を実施した自主防災組織率 57.9% (R6)

【土建】 無電柱化の整備延長(整備計画路線内) 43.7 km (R6)

【土建】 大分市橋梁長寿命化修繕計画(第3期)に基づく橋梁の維持補修  
48橋 (R6) ⑤

【土建】 住宅の耐震化率 92.1% (R6)

【都計】 市有施設の耐震化率 98.3% (R6)

【都計】 特定建築物の耐震化率 93.2% (R6)

【都計】 バリアフリートイレの整備率 32.0% (R6) ㊦

【消防】 目の前で倒れた心肺停止傷病者に対して、救急隊到着までに行った  
応急手当実施率 75.4% (R6)

(目標を達成した指標)

【土建】 市営住宅団地の居住機能再生率 (数戸南・数戸東住宅) 100% (R7)

### 1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- ① 火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、火災予防の推進、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応能力の向上を図る必要がある。【総務】【企画】【財務】【子ども】【土建】【教委】【消防】
- ② 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化と併せ、沿道地域の防火地域などの指定による沿道建築物の不燃化の促進を図り、都市の骨格となる街路等の整備を行う必要がある。また、狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善や、公園・緑地・広場等の整備を推進する必要がある。【土建】【都計】
- ③ 消防体制の強化を図るため、引き続き常備消防力の充実強化を推進するとともに、大規模災害時には常備の消防力が限られることも想定し、消防団の充実・強化を促進する必要がある。【消防】
- ④ 大規模な市街地火災や津波火災に対する活動能力を高めるため、消防活動に必要な施設や装備の充実・強化を図るとともに、防災拠点となる公共施設の耐震化等による防災基盤等の整備を推進する必要がある。また、応急対応をより円滑に実施できるよう防災関係機関との更なる連携強化を図る必要がある。【総務】【消防】

(代表的な指標)

【土建】 老朽危険空き家等除去補助件数 62件 (R6) ㊦

【都計】 住環境整備地区内の消防活動困難区域率 (三佐北地区) 10.2% (R6)

【都計】 住環境整備地区内の避難困難な居住者数の減少 (細地区) 218人 (R6)

【消防】 防火対象物の査察率の維持 100% (R6)

【消防】 住宅火災件数 26件 (R6)

【消防】 消防団員の消防学校入校経験者の割合 19.3% (R6)

【消防】 防火水槽の耐震化への更新 0基 (R6)

【消防】 女性消防団員の確保 52人 (R6) ㊦

【消防】 防災訓練などへの出勤人数 658人 (R6) ㊦

**(目標を達成した指標)**

**【都計】一人当たり都市公園面積 15.18㎡/人(R6)**

**1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生**

- ① 関係機関が連携して護岸補強等ハード対策の着実な推進と津波避難計画の策定等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞  
【総務】【農水】【土建】【上下水】
- ② 津波からの避難を確実にを行うため、複数の情報伝達体制の整備、早期避難の意識の醸成、避難場所の確保や避難路の整備、無電柱化などの対策を関係機関が連携して進める必要がある。【総務】【企画】【財務】【市民】【子ども】【商労】【土建】【都計】【教委】
- ③ 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、避難訓練の支援などを推進する必要がある。また、自主防災組織の活動を支援することで実効性のある避難支援が行われる体制づくりを促進する必要がある。【総務】【福保】【教委】
- ④ 大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧等を可能とするため、「粘り強い構造」の防波堤や海岸堤防の整備等、河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設における津波対策、地震・液状化対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う必要がある。＜国＞＜県＞【農水】【土建】
- ⑤ 大規模災害に備えて迅速な復旧・復興が行えるよう、事前復興まちづくり計画の策定に向けた取り組みを行う必要がある。【都計】
- ⑥ 災害リスクと市民等の暮らしのバランスを考慮しながら、住宅や都市機能の立地の適正化を図るため、立地適正化計画の策定・見直しを行ってきたが、今後も最新の災害リスクの情報を基に、計画の見直しを図る必要がある。【都計】
- ⑦ 市民の迅速な避難を促すため、津波や高潮のハザードマップの作成・公表をするなど取組を行ってきたが、今後も分かりやすい最新の情報を提供するなど津波・高潮に関する防災情報の充実強化を図る必要がある。【総務】
- ⑧ これまでに得られた知見を活かし、南海トラフ沿いで観測され得る多様な発生形態の津波への対応について検討していく必要がある。【総務】

**(代表的な指標)**

**【総務】津波ハザードマップの作成・配布率 0%(R6) ⑥**

**＜国＞＜県＞海岸保全施設の整備延長 2,100m(R6)**

**1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、洪水・防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災機能の長期化に伴うものを含む）**

- ① 気候変動による降雨量の増大等により洪水被害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理者が主体となっていく、堤防や河川の整備をより一層加速させ治水計画の見直しに取り組む必要がある。さらに、流域のあらゆる関係者と協働し、流域全体を見据えた事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する必要がある。【総務】【企画】【農水】【土建】【教委】【上下水】
- ② 河川管理施設、海岸保全施設等の機能を確実に発揮させるため、適切な維持管理・更新を進める必要がある。【農水】【土建】
- ③ 市民の迅速な避難を促すため、洪水ハザードマップを作成・公表するなど洪水被害に対する取組を行ってきたが、今後も分かりやすい最新の情報を提供するなど、防災情報の充実を図る必要がある。【総務】【土建】【上下水】
- ④ 洪水浸水想定区域内の学校・医療機関・福祉施設等の要配慮者利用施設における警戒避難体制を整備するため、施設管理者による避難確保計画の策定及び訓練を促進する必要がある。〈県〉〈民間事業者〉【総務】【福保】【子ども】【土建】【教委】
- ⑤ 市民の迅速な避難を促すため、津波や高潮のハザードマップの作成・公表をするなど取組を行ってきたが、今後も分かりやすい最新の情報を提供するなど津波・高潮に関する防災情報の充実強化を図る必要がある。【総務】
- ⑥ 災害リスクと市民等の暮らしのバランスを考慮しながら、住宅や都市機能の立地の適正化を図るため、立地適正化計画の策定・見直しを行ってきたが、今後も最新の災害リスクの情報を基に、計画の見直しを図る必要がある。【都計】
- ⑦ 大分市内に256箇所の農業用ため池があり、その多くは築造年代が古く大規模地震や台風・豪雨等により決壊した場合には下流の人家等に影響を与えるリスクが高い防災重点農業用ため池が139箇所ある。防災重点農業用ため池について堤体の調査を行い、その結果に基づき、廃止を含めた対策を実施する必要がある。【農水】
- ⑧ 農業用ため池の多くは築造から年数が経っていることから、耐震調査を行い、被害状況を勘案した上で優先順位を決定し、地元協議を経て、ため池の改修を加速していく必要がある。しかし、想定する計画規模に対する計画に時間を要する面もあり、また、想定規模以上の豪雨等では対応が困難となり、大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、ハザードマップ作成やそれを活用した訓練の実施などのソフト対策とハード対策を適切に組み合わせる必要がある。【総務】【農水】
- ⑨ 身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自ら守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育などを推進する必要がある。【総務】

【企画】【子ども】【土建】【教委】

- ⑩ 逃げ遅れの発生等を防ぐため、要配慮者にも配慮した様々なツールを活用した緊急情報の確実な伝達、ICTを活用した関係機関との情報共有等、情報関係施策を推進する必要がある。【総務】
- ⑪ 河川・海岸堤防等の復旧や氾濫水排除などを迅速に実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や必要な施設・資機材の整備を推進するとともに、復旧・復興を担う建設業者等の調達を含めた体制の維持に取り組む必要がある。【総務】  
【土建】【上下水】
- ⑫ 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、避難訓練の支援などを推進する必要がある。また、自主防災組織の活動を支援することで実効性のある避難支援が行われる体制づくりを促進する必要がある。【総務】【福保】【教委】

(代表的な指標)

- 【総務】風水害避難行動計画を作成した自主防災組織率 95.8%(R6)
- 【農水】市管理漁港の海岸保全施設延長 401m (R6)
- 【農水】田んぼダムの取組面積 3.7ha (R6) ㊦
- 【土建】洪水避難確保計画の作成率 96.7%(R6)
- 【土建】大雨が予想される場合の水害監視カメラ映像の視聴者数及び視聴回数  
618人・6,274回/日 (R6) ㊦
- 【土建】中小河川ハザードマップの作成 0%(R6) ㊦
- 【上下水】雨水排水ポンプ場の整備 設置7箇所 着手2箇所 (R6)
- 【上下水】内水浸水想定区域図の公表 0ha (R6) ㊦
- 【上下水】止水板設置の補助申請件数(累計) 0件 (R6) ㊦

(目標を達成した指標)

- 【土建】高潮ハザードマップの作成・配布率 100%(R4)
- 【土建】仮設ポンプ設置箇所の排水施設等の整備数 6箇所 (R6)

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- ① 関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地対策などの土砂災害対策を推進する必要がある。また、土砂災害ハザードマップによる危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、県の土砂災害警戒区域の指定に合わせ市民への周知を図る必要がある。【総務】【土建】
- ② 土砂災害のおそれのある箇所について、選択と集中による効果的・効率的なハード対

策を推進するとともに、警戒避難体制の整備や土砂災害ハザードマップによる危険性や早期避難の重要性に関する啓発等のソフト対策の充実を図る必要がある。また、土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に収集し、市民へ提供するための体制整備を引き続き推進する必要がある。〈県〉【総務】【企画】【商労】【土建】【都計】

- ③ 土砂災害警戒区域内の学校・医療機関・福祉施設等の要配慮者利用施設における警戒避難体制を整備するため、施設管理者による避難確保計画の策定及び訓練を促進する必要がある。〈県〉〈民間事業者〉【総務】【福保】【子ども】【土建】【教委】
- ④ 森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれるおそれがあることから、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応として、森林整備等を継続して実施するとともに、鳥獣害防止対策を推進する必要がある。あわせて、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて推進する必要がある。【農水】【土建】
- ⑤ 災害リスクと市民等の暮らしのバランスを考慮しながら、住宅や都市機能の立地の適正化を図るため、立地適正化計画の策定・見直しを行ってきたが、今後も最新の災害リスクの情報を基に、計画の見直しを図る必要がある。【都計】
- ⑥ がけ地の崩壊等により、生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建つ危険住宅に居住する市民に対して、安全な場所へ住宅を移転できるよう支援する必要がある。【土建】
- ⑦ 逃げ遅れの発生等を防ぐため、要配慮者にも配慮した様々なツールを活用した緊急情報の確実な伝達、ICTを活用した関係機関との情報共有等、情報関係施策を推進する必要がある。【総務】
- ⑧ 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、避難訓練の支援などを推進する必要がある。また、自主防災組織の活動を支援することで実効性のある避難支援が行われる体制づくりを促進する必要がある。【総務】【福保】【教委】

**(代表的な指標)**

**【総務】風水害避難行動計画を作成した自主防災組織率 95.8%(R6) [再掲]**

**【農水】森林整備面積(累計) 16.14ha(R6) ●**

**【土建】土砂災害ハザードマップの作成・配布率 100%(R6)**

**【土建】土砂避難確保計画の作成率 90.1%(R6)**

**【都計】都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の割合 79.6%(R6) ●**

**〈県〉土砂災害警戒区域指定率 100%(R6)**

**(目標を達成した指標)**

**【農水】ため池ハザードマップ作成箇所数 135箇所(R6)**

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ

### 2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ① 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う必要がある。【総務】【商労】
- ② 消防団の活動支援、自主防災組織等の活性化支援、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。加えて、広域かつ大規模な災害の場合、市域内の人材だけでは不足することが考えられるため、市域外からの応援部隊等の受入れ、連携活動の調整方法などについて受援計画に基づいて訓練や研修等を実施することで、大規模災害時の対応力を強化する必要がある。【総務】【商労】【消防】
- ③ 大規模災害時に迅速かつ的確に対応できる消防体制の強化を図るには、指揮命令系統の確立及び消防力の充実強化が重要である。引き続き、各種訓練や研修等を通じ、大規模災害時の対応力の強化及び緊急消防援助隊等の受援体制の充実・強化を推進する必要がある。【消防】
- ④ 災害対応を迅速かつ効率的に行うには、防災関係機関との連携が重要となるため、複数のツールを活用した情報収集の方法を検討するとともに、収集した情報を共有する仕組みづくりが必要となる。さらに、防災関係機関との合同訓練等を行うことで、相互の業務を理解し、災害時の応急対策をより円滑に実施できるよう連携の強化を図る必要がある。【総務】【消防】
- ⑤ 救命効果の更なる向上を目指し、救急救命士の育成など救急業務の高度化を推進するとともに、医療機関、災害派遣医療チーム(DMAT)との連携強化を図る必要がある。【消防】【福保】
- ⑥ 狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地・広場等の整備により、災害時に有効な活動拠点や道路啓開路線など活動経路の整備を推進する必要がある。【農水】【土建】【都計】
- ⑦ 避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成を進め、地域において円滑かつ迅速な避難支援が行われる体制の整備を推進する必要がある。【企画】【福保】【子ども】【土建】【教委】

#### (代表的な指標)

【総務】大分市受援計画の見直し 実施(R6)

【消防】緊急消防援助隊の応援・受援計画の見直し 実施(R6)

【消防】応援・受援計画に係る研修・訓練の実施 実施(R6)

【消防】目の前で倒れた心肺停止傷病者に対して、救急隊到着までに行った

応急手当実施率 75.4%(R6) [再掲]

【消防】 救急業務のDX化や救急資機材高度化の取組 1式導入(R6) ⑥

【消防】 女性消防団員の確保 52人(R6) ⑥ [再掲]

【消防】 防災訓練などへの出勤人数 658人(R6) ⑥ [再掲]

(目標を達成した指標)

【総務】 備蓄物資の配備箇所数 75箇所(R6)

【土建】 橋梁(緊急輸送道路)の耐震化 5橋(R6)

## 2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺

- ① 広域かつ大規模な災害で多くの市民が負傷した場合においても、応急処置・輸送・治療能力等が不足することがないよう、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討を進める必要がある。＜民間事業者＞【総務】  
【福保】【都計】【消防】
- ② 指定避難所等で被災者に対する医療または助産を実施するため、救護所の開設など医療活動等を支える取組を着実に推進する必要がある。【福保】
- ③ 大規模地震等に伴うエネルギー供給の途絶等により、医療機能等を提供できないおそれがあることから、災害時の情報収集方法、燃料や水の供給体制の強化を図る必要がある。【福保】
- ④ インフラが被災すると災害派遣医療チーム(DMAT)等の活動や医療機関等へのエネルギー供給が制限されるため、道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・地震・津波対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。  
＜国＞＜県＞【農水】【土建】【都計】
- ⑤ 大規模災害時には、指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者等が多数避難することが考えられることから、今後も福祉避難所を開設するための体制づくりに取り組むとともに福祉施設等との協定の締結等を推進する必要がある。【福保】
- ⑥ GXの実現にも繋がる再生可能エネルギー等の普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組を進めてきたが、引き続き、再生可能エネルギー等の導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を行っていく必要がある。【環境】【上下水】
- ⑦ 医療・社会福祉施設について、BCPの策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保する必要がある。【福保】【子ども】

- ⑧ 災害時において、医療機関における災害時の透析治療等を円滑に実施できるよう、今後も継続して訓練を実施するとともに、非常時に転院・搬送の判断を迅速に行うことができるよう、災害医療コーディネーターとの連携を強化する必要がある。【福保】

**(代表的な指標)**

**【福保】 避難所における救急セット等備蓄の更新 適宜更新 (R6)**

**【環境】 新環境センターの整備 12.9%(R6) ㊦**

**【環境】 公共施設（建築物、敷地含む）に太陽光発電設備を導入した割合 20%(R6) ㊦**

**【土建】 無電柱化の整備延長(整備計画路線内) 43.7 km (R6) [再掲]**

**【消防】 目の前で倒れた心肺停止傷病者に対して、救急隊到着までに行った  
応急手当実施率 75.4%(R6) [再掲]**

**2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生**

- ① 食物アレルギーへの配慮やプライバシーの確保等避難者の多様なニーズに対応できるよう、「避難所運営マニュアル」に基づき適切な避難所運営ができる体制を整備する必要がある。【総務】【福保】【教委】
- ② 避難者の生活環境の水準を一定程度維持するため、避難者の特性を踏まえ、避難所の位置、収用できる人数、必要な資機材や人材の確保、並びに運営や支援の在り方について、関係機関と連携して検討を進める必要がある。また、住民による避難所の自主運営、車中泊などの避難所以外の避難者の把握や、要配慮者への支援が行えるよう、スフィア基準を踏まえた「避難所運営マニュアル」の定期的な見直し及び運営訓練を推進する必要がある。【総務】【福保】【環境】【教委】
- ③ 住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善を図るとともに、発災時に対応すべき事項について平常時から住民周知に努める必要がある。【総務】
- ④ 避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会について検討する必要がある。【市民】【土建】
- ⑤ 大規模災害時には、指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者等が多数避難することが考えられることから、今後も福祉避難所を開設するための体制づくりに取り組むとともに福祉施設等との協定の締結等を推進する必要がある。【福保】
- ⑥ 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、コロナウイルス等の感染症が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保てるよう対策を推進する必要

がある。【総務】【福保】

- ⑦ 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できる体制の充実を図る必要がある。【総務】【福保】
- ⑧ 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。【総務】
- ⑨ 災害による避難者の居住環境が劣悪にならないように、市営住宅の長寿命化工事を行い、住宅確保の推進を図る必要がある。【土建】
- ⑩ 学校施設の多くが災害時に避難所となることから、老朽化対策による施設の安全確保とともに、空調設置やトイレの洋式化など避難所としての防災機能を強化する必要がある。【教委】
- ⑪ 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐためには、備蓄物資の確保、避難所の環境整備など多様なニーズに対応する必要がある。また、避難所運営を始めとする、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組が重要であり、行政機関においてもあらゆる災害対応において女性職員の参画を図ることが必要である。【総務】【福保】【環境】【教委】
- ⑫ 帰宅困難者対策については、受入体制の充実を図るとともに、民間事業者等の協力により一時的な滞在場所の確保を図る必要がある。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【企画】【市民】【福保】【商労】【土建】【都計】【教委】
- ⑬ 被災地の精神保健福祉を支える災害派遣精神医療チーム（DPAT）との連携強化を図る必要がある。【福保】
- ⑭ 緊急に介入が必要な要配慮者を福祉避難スペースや福祉避難所に的確に移動させることができるよう、災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣に係る体制整備・強化を行う必要がある。【福保】

**(代表的な指標)**

**【総務】 携帯トイレの備蓄数 220,000 回分 (R6)**

**【福保】 ヘルプマークの年間交付件数 1,144 件 (R6) ●**

**【福保】 手話通訳者の新規登録者数 6 名 (R6) ●**

**【土建】 市営住宅の長寿命化工事実施棟数 29 棟 (R6)**

**【教委】 屋内運動場（体育館）の長寿命化改修実施棟数 11 棟 (R6)**

**(目標を達成した指標)**

**【総務】 組立式簡易ベッドの備蓄数 1,100 個 (R2)**

**【総務】 マスクの備蓄数 100,000 枚 (R2)**

**【総務】 消毒液の備蓄数 500 本 (R2)**

**【総務】 パーテーションの備蓄数 1,100 組 (R2)**

**【総務】 備蓄物資の配備箇所数 75箇所 (R6)**

**2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止**

- ① 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞ **【農水】【土建】【都計】**
- ② 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。また、災害対応支援システムを活用し、道路の遮断箇所等の情報を国、県と共有し、迂回路を速やかに設定できる体制を整備する必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞ **【総務】【農水】【土建】**
- ③ 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う必要がある。 **【総務】**
- ④ 避難者用の救助物資の備蓄については、学校等の防災拠点に整備を進めているが、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭等における備蓄促進や、受援計画に基づく物資集積拠点の運用方法について検討する必要がある。＜県＞ **【総務】【教委】**
- ⑤ 災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進めているが、今後も災害発生時に物資の不足が発生することが無いよう、締結先の拡大に努める必要がある。併せて、物資を避難所等へ円滑に輸送するため、関係機関、輸送事業者と連携して対応することが必要である。＜県＞＜民間事業者＞ **【総務】**
- ⑥ 広域かつ大規模な災害が発生し、流通在庫備蓄が不足するときに備えて、食料や飲料水、生活必需品等の提供に係る広域応援について定めた「九州市長会における災害時相互応援プラン」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定の適切な運用により、物資調達・供給する体制を確立する必要がある。 **【総務】**
- ⑦ 水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を着実に推進するとともに、緊急遮断弁の設置検討や、給水基地の整備などによる応急給水体制の確立、さらには広域的な応援体制の構築を図る必要がある。 **【上下水】**
- ⑧ エネルギー供給のためのインフラが被災するとエネルギーを供給できなくなるため道路や護岸、岸壁等の地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。＜県＞ **【農水】【土建】**

(代表的な指標)

- 【総務】 家庭内備蓄を行っている市民の割合 34.0%(R6) ㊦
- 【総務】 大分市受援計画の見直し 実施(R6) [再掲]
- 【土建】 大分市橋梁長寿命化修繕計画(第3期)に基づく橋梁の維持補修  
48橋(R6) ㊦ [再掲]
- 【上下水】 配水池の耐震化率 77.8%(R6)
- 【上下水】 基幹管路(水道)の耐震化率 54.4%(R6)
- 【上下水】 基幹管路(水道)の耐震適合率 72.6%(R6)
- 【上下水】 給水拠点用資機材の確保状況 90箇所(R6) ㊦

(目標を達成した指標)

- 【総務】 備蓄物資の配備箇所数 75箇所(R6)
- 【土建】 橋梁(緊急輸送道路)の耐震化 5橋(R6)

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱

- ① 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う必要がある。【総務】
- ② 避難者用の救助物資の備蓄については、学校等の防災拠点に整備を進めているが、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭における備蓄促進や、受援計画に基づく地域内輸送拠点の運用方法について検討する必要がある。<県>【総務】【教委】
- ③ 帰宅困難者対策については、公共施設等による受入体制の充実を図るとともに、民間事業者等の協力により一時的な滞在場所の確保を図る必要がある。<県><民間事業者>【総務】【企画】【市民】【福保】【商労】【土建】【都計】【教委】
- ④ 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災・震災対策や老朽化対策、防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波対策等の取組を推進する必要がある。<国><県>【農水】【土建】【都計】

(代表的な指標)

- 【総務】 大分市受援計画の見直し 実施(R6) [再掲]
- 【総務】 携帯トイレの備蓄数 220,000回分(R6) [再掲]
- 【総務】 家庭内備蓄を行っている市民の割合 34.0%(R6) ㊦ [再掲]

(目標を達成した指標)

- 【総務】 組立式簡易ベッドの備蓄数 1,100個(R2)

**【総務】 マスクの備蓄数 100,000 枚 (R2)**

**【総務】 消毒液の備蓄数 500 本 (R2)**

**【総務】 パーテーションの備蓄数 1,100 組 (R2)**

**【総務】 備蓄物資の配備箇所数 75 箇所 (R6)**

## 2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ① 災害時においても徒歩での移動が可能なコンパクトな都市づくりの推進が必要である。また、地震、津波、洪水、土砂災害などあらゆる災害を想定して道路の防災・震災対策や、老朽化対策、無電柱化などの取組を進めるとともに、大規模な災害が発生した場合の対応方策の検討を進める必要がある。【農水】【土建】【都計】
- ② 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。また、農道橋や農道トンネルは耐震点検を実施することで、適正な管理及び保全対策を行い、道路網としての役割を維持させるための取組を推進する必要がある。【農水】
- ③ 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について、国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行っていく必要がある。＜県＞【土建】
- ④ 中山間地域の活性化や家庭内備蓄の促進等により地域の防災力向上を図るとともに、孤立集落が発生した場合には、ドローン等を活用し孤立地域の状況を把握するなど、通信手段や物資輸送の手段等を事前に検討する必要がある。【総務】【農水】

### (代表的な指標)

**【総務】 家庭内備蓄を行っている市民の割合 34.0% (R6) ㊦ [再掲]**

**【農水】 主要林道舗装延長(累積) 3,441m (R6)**

**【土建】 大分市橋梁長寿命化修繕計画(第3期)に基づく橋梁の維持補修  
48 橋 (R6) ㊦ [再掲]**

**【都計】 都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の割合 79.6% (R6) ㊦ [再掲]**

## 2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

- ① 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種の接種率の向上に取り組むとともに、手洗いや咳エチケット等の感染症対策に関する普及啓発や、マスク・消毒液等の家庭内備蓄を推進する必要がある。また、災害発生時に公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する必要がある。【総務】【福保】【環境】
- ② 上下水道施設(浄水場、水資源再生センター、主要な管渠等)の耐震化・耐水化を図り、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。【上下水】

- ③ 指定避難所等で、被災者に対する医療または助産を実施するため、救護所の開設など、医療活動等を支える取組を着実に推進する必要がある。【福保】
- ④ 指定避難所で疫病・感染症等の大規模発生を抑止するため、し尿を処理するための資機材などを備蓄するとともに、生活ごみやし尿の収集運搬体制の構築を推進する必要がある。【総務】【福保】【環境】
- ⑤ 災害時の遺体処理に関する取組を進める必要がある。【市民】【福保】

**(代表的な指標)**

**【福保】 予防接種法に基づく予防接種「MR(麻しん・風しん混合)ワクチン」の**

**1期・2期の各接種率 1期：86.4%(R6) 2期：89.0%(R6)**

**【福保】 大分県感染症対策連携協議会への参画数 2回(R6) ㊦**

**【上下水】 重要幹線等となる管路耐震化率 44.2%(R6)**

**(目標を達成した指標)**

**【総務】 組立式簡易ベッドの備蓄数 1,100個 (R2)**

**【総務】 マスクの備蓄数 100,000枚 (R2)**

**【総務】 消毒液の備蓄数 500本 (R2)**

**【総務】 パーテーションの備蓄数 1,100組 (R2)**

**【総務】 備蓄物資の配備箇所数 75箇所 (R6)**

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ① 地方行政機関等の機能不全は、事後の全ての局面の回復速度に直接的に影響し、強靱化の観点から極めて重要であり、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。【総務】【企画】【財務】【子ども】【環境】【都計】【上下水】  
【消防】
- ② 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う必要がある。【総務】【環境】【上下水】【消防】
- ③ 本市では、業務継続計画(BCP)を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高め、見直しを行う必要がある。【総務】【企画】【財務】【都計】【教委】【上下水】
- ④ 災害対策本部を設置する本庁舎等は、防災拠点施設として重要であることから、受変電設備の高架化など浸水対策について引き続き推進する必要がある。【上下水】【消防】
- ⑤ 防災拠点となる公共施設等の耐震化及び吊り天井等の非構造部材の耐震対策について

- て引き続き対策を行う必要がある。【財務】【子ども】【都計】【教委】【上下水】
- ⑥ 電力供給遮断等の非常時に、防災拠点等(公共施設等)において、行政機能の維持に必要な電力を確保する必要がある。【環境】【上下水】【消防】
- ⑦ 被災による機能低下を補うために、情報を共有するシステムや移動系防災行政無線等の通信設備について計画的に更新するとともに、広域応援協定の締結等の取組を推進する必要がある。【総務】【企画】【都計】
- ⑧ 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。  
【農水】【土建】
- ⑨ 被災者台帳システムを活用し、迅速に罹災証明を交付できる体制を確保する必要がある。【総務】

(代表的な指標)

【総務】 災害対策本部等訓練の実施 毎年実施 (R6)

【総務】 大分市受援計画の見直し 実施 (R6) [再掲]

【総務】 大分市業務継続計画の見直し 実施 (R6)

【財務】 庁舎の防災訓練 実施 (R6)

【環境】 公共施設(建築物、敷地含む)に太陽光発電設備を導入した割合  
20% (R6) ⑤ [再掲]

【土建】 大分市橋梁長寿命化修繕計画(第3期)に基づく橋梁の維持補修  
48橋 (R6) ⑤ [再掲]

【都計】 市有施設の耐震化率 98.3% (R6) [再掲]

#### 4 経済活動を機能不全に陥らせない

##### 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

- ① 企業等の防災力向上のため、職場等の災害対応計画等を作成する際の資料として「職場の防災マニュアル」を作成、配布し、その実効性の向上を図るとともに、事業所防災士の養成を行っており、引き続き災害対応計画等の重要性の周知及び啓発を図る必要がある。【総務】
- ② 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには、企業単独によるBCP策定に加え、複数企業の連携によるBCPの策定への取組が必要であることから、関係機関及び民間を含めて幅広く連携し、効率的にBCPの策定を推進する必要がある。<県><民間事業者> 【商労】

- ③ 大規模自然災害の場合、中小企業等の事業活動に著しい支障が生じることから、資金繰りや復旧に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知を図る必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【商労】
- ④ 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について、国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行っていく必要がある。〈国〉〈県〉【土建】【都計】
- ⑤ 道路の防災・震災対策や老朽化対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、沿岸部の津波対策を着実に推進する必要がある。〈国〉〈県〉【土建】
- ⑥ GXの実現にも繋がる再生可能エネルギー等の普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組を進めてきたが、引き続き、再生可能エネルギー等の導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を行っていく必要がある。【環境】【上下水】
- ⑦ 企業のBCP策定を促進し、その実効性を向上させるため、商工団体等との連携を通じて引き続きBCPの重要性の周知を行う必要がある。【総務】【商労】

**(代表的な指標)**

**【土建】無電柱化の整備延長(整備計画路線内) 43.7 km (R6) [再掲]**

**【土建】大分市橋梁長寿命化修繕計画(第3期)に基づく橋梁の維持補修  
48橋(R6) ⑤ [再掲]**

**(目標を達成した指標)**

**【土建】橋梁(緊急輸送道路)の耐震化 5橋(R6)**

**4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発やそれらの伴う有害物質等の大規模拡散・流出**

- ① コンビナート等に関する施設は、官民含め複数者が保有・管理していることから、防護機能の強化を図るには、官民の連携・役割分担のもと一体的かつ効果的な取組が必要である。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】【土建】
- ② 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するため、関係事業者による流出防止措置の徹底や事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き関係機関と連携して対応する必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【環境】
- ③ 近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、本市における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画(風水害等対策編)に基づき、各関係機関と連携を強化

- し原子力災害対策を推進する必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】
- ④ 有機物質による水道水質への影響を回避するため、水質事故対策マニュアルの内容を検証し、現状に即した改訂を適宜行うとともに、防災訓練や研修を実施し、その実効性の向上を図っていく必要がある。【上下水】
- ⑤ 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進していくことが必要である。〈県〉〈民間事業者〉【総務】【消防】
- ⑥ 比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を促進するとともに、粘り強い構造を基本とした海岸堤防や河川管理施設、海岸保全施設の津波対策、地震・液状化対策を検討する必要がある。〈国〉〈県〉【土建】
- ⑦ 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、市管理重要漁港及び重要施設における耐震・耐津波の機能診断に基づき、必要となる対策工事に順次着手していく必要がある。【農水】

**(代表的な指標)**

**【消防】危険物施設の査察率の維持 100%(R6)**

**<官・民> 大分県石油コンビナート等防災計画の見直し 実施(R6)**

**<官・民> 大分地区石油コンビナート等特別防災区域総合防災訓練の実施 実施(R6)**

**<国><県>海岸保全施設の整備延長 2,100m(R6) [再掲]**

**4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響**

- ① 災害等の応急時に、食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結し、毎年担当者等の確認を行っているところであるが、大規模災害時に関係団体と連絡が不通となるおそれもあるため、その場合も想定した対応を検討する必要がある。【総務】
- ② 農道や農道橋等は、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。このため、農道橋や農道トンネルの点検を実施し、道路網としての役割を維持する必要がある。【農水】
- ③ 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域の共同活動を支援することにより、農業の有する多面的機能(水源涵養、農地保全、景観形成等)の維持・発揮を引き続き促進するとともに、今後、新たな地域での共同活動組織の掘り起こしを進めるため、地域の核となるリーダー的担い手の育成を行う必要がある。【農水】
- ④ 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、市管理重要漁港及び重要施設にお

ける耐震・耐津波の機能診断に基づき、必要となる対策工事に順次着手していく必要がある。【農水】

- ⑤ 大規模自然災害の発生時を想定した食品産業事業者や施設管理者のBCP策定を促進していく必要がある。【商労】

**(代表的な指標)**

**【農水】 有害鳥獣による農林産物の被害額 11,035千円(R6)**

**(目標を達成した指標)**

**【農水】 農道の整備延長 8.3km(R4)**

**【農水】 農道・農道橋等の保全対策計画箇所数 15箇所(R5)**

**4-4 農地・森林や生態系等の被害による荒廃・多面的機能の低下**

- ① 急速に進む農村の少子高齢化に伴い、後継者などの担い手不足や耕作放棄地の拡大をもたらしていることから、集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図るとともに、農村地域の共助の体制を育てることで、自立的な防災・災害復旧につなげていく必要がある。【農水】
- ② 次世代に引き継いでいける経営体を育成していくため、所得の向上と経営の安定化が重要であることから、引き続き栽培施設の整備支援を行っていく必要がある。また、高齢化により離農する経営体も増えてきており、今後は新規就農者や既存農家の栽培施設整備などを促進し、産地の維持につなげていく必要がある。【農水】
- ③ 森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれるおそれがあることから、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応として、森林整備等を継続して実施するとともに、鳥獣害防止対策を推進する必要がある。あわせて、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて推進する必要がある。【農水】【土建】
- ④ 林道は森林の整備や保全において重要な役割を果たし、地域のネットワーク的な路網であるとともに、災害時は、市道や県道等の迂回路としても利用されることから、今後とも計画的な整備に取り組む必要がある。【農水】
- ⑤ 近年の台風や豪雨等による自然公園等施設の被災を防ぐため、引き続き自然公園等施設の老朽化対策、災害時の影響軽減、自然生態系等の再生に係る施設整備等に取り組む必要がある。【商労】

**(代表的な指標)**

【農水】 主要林道舗装延長(累積) 3,441m (R6) 【再掲】

【農水】 森林整備面積(累計) 16.14ha (R6) ● 【再掲】

【農水】 有害鳥獣による農林産物の被害額 11,035 千円 (R6) 【再掲】

## 5 上下水道施設及び電力等ライフライン、情報通信サービス、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 5-1 災害時に活用する情報サービスや通信インフラ等の機能停止により、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ① Jアラートや同報系防災行政無線、Lアラート等、市民への情報伝達手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。【総務】
- ② 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化や洪水・土砂災害・津波対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。【土建】
- ③ 大分県内の119番通報を一元化した、おおいた消防指令センターは、システムやデータのバックアップなど業務継続性に特化した構成となっている一方で、回線の物理的切断などのリスクが存在している。これらリスクを回避するため、通信事業者との連携や各消防本部への回線切替対応の習熟など体制強化を図る必要がある。【消防】
- ④ 市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための資機材整備などの経済的な活動支援を進め、自主防災組織の活性化を促進する必要がある。【総務】【農水】【土建】【教委】
- ⑤ 避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に情報収集を行い、市民へ提供するための体制整備を引き続き推進する必要がある。  
<国><県> 【総務】【商労】【農水】【土建】
- ⑥ 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、災害・避難情報などを効果的に利活用することが重要であることから、自主防災組織や自治会など地域コミュニティの機能の強化を図る必要がある。【総務】【市民】
- ⑦ 子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校などにおける取組を通じて防災教育を推進するとともに、将来、地域において活躍できる人材を育成するための取組を推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。【総務】【子ども】【教委】
- ⑧ 本市を訪れた外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本市の観光情報をはじめ防災情報について、国際課公式 Facebook・公式 Instagram など様々な手段を通じて周知を図る必要がある。【企画】【商労】

- ⑨ 外国にルーツを持つ市民等に向け、国際課公式 Facebook・公式 Instagram を通じ、本市ホームページに誘導することで最新の災害情報を発信するとともに、様々な機会を活かして本ページの更なる周知を図る必要がある。また、災害時のコールセンターを通じた多言語による通訳サービスの提供により、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努めるとともに、大使館または領事館等、関係する団体と連携しながら、緊急時の情報伝達や安否確認に努める必要がある。【企画】【商労】
- ⑩ 常備消防力の強化を推進し、大規模災害時における対応力向上を図るとともに、県内を一元化した、おおい消防指令センターの機能を効果的に活用できるよう県内市町村との連携を強化する必要がある。また、システムの機能強化を踏まえた中間更新について検討を進める必要がある。【消防】

(代表的な指標)

- 【総務】 防災訓練を実施した自主防災組織率 57.9%(R6) [再掲]
- 【総務】 固定電話・FAXでの情報配信の登録者数 405件(R6)
- 【総務】 津波ハザードマップの作成・配布率 0%(R6) ⑤ [再掲]
- 【企画】 大分市公式 LINE 友だち登録者件数(累積) 19,191人(R6) ⑤
- 【土建】 無電柱化の整備延長(整備計画路線内) 43.7km(R6) [再掲]
- 【教委】 大分市学校災害対策マニュアル及び各学校における防災マニュアルの見直し実施(R6)
- 【教委】 各学校における災害リスクに応じた避難訓練の実施率 100%(R6)

5-2 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油、LP ガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止

- ① 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進していく必要がある。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【消防】
- ② 地震や津波による被害を最小化するため、国・県・民間と連携し、コンビナートに係る護岸や堤防等の強化など地震・津波・液状化対策を着実に推進していく必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【土建】
- ③ GXの実現にも繋がる再生可能エネルギー等の普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組を進めてきたが、引き続き、再生可能エネルギー等の導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を行

っていく必要がある。【環境】【上下水】

- ④ 燃料供給ルートを実実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進める必要がある。【農水】【土建】

**(代表的な指標)**

**【環境】 公共施設（建築物、敷地含む）に太陽光発電設備を導入した割合  
20%(R6) ⑤ [再掲]**

**【消防】 危険物施設の査察率の維持 100%(R6) [再掲]**

**<官・民> 大分県石油コンビナート等防災計画の見直し 実施(R6) [再掲]**

**<官・民> 大分地区石油コンビナート等特別防災区域総合防災訓練の実施  
実施(R6) [再掲]**

### 5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

- ① 水道施設の基幹管路や浄水場等の耐震化は、各更新(耐震化)計画等に基づき、更新時に計画的に行うが、アセットマネジメントの視点により、業務量、経費の標準化を図るとともに、災害時における浸水対策について、早期かつ効果的に復旧するために、電気、機械設備への「防水扉」等の設置を行う必要がある。【上下水】
- ② 水道施設の災害時の電力遮断に備え、自家発電設備の設置などによる電力の確保対策を行う必要がある。【上下水】
- ③ 災害発生時に上下水道施設の機能を維持するために必要な事業継続計画(BCP)等の危機管理マニュアルの内容を検証し、現状に即した改訂を定期的に行うとともに、様々な事象を想定した防災訓練や研修を実施し、計画の実効性の向上を図る必要がある。【上下水】
- ④ 民間企業や他の自治体など関係機関と災害時に関する協定の締結や見直しを行うとともに、災害時応援受入れマニュアル等の見直しを行い、連携・協力体制の構築や給水体制の強化を図る必要がある。また、災害時に早期復旧できるように関係機関と必要な資機材を相互に補完できる体制の確立を図る必要がある。【総務】【上下水】
- ⑤ 水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を着実に推進する。また、緊急遮断弁の設置検討や、給水基地の整備などによる応急給水体制の確立、さらには広域的な応援体制の構築を図る必要がある。【上下水】
- ⑥ 大規模災害時には、生活用水が不足する事態が想定されるため、災害時市民開放井戸や雨水等の水資源の有効利用等の普及・促進を図る必要がある。【総務】
- ⑦ 上下水道施設(浄水場、水資源再生センター、ポンプ場等)の老朽化対策や耐震化・耐水化対策を着実に推進する必要がある。【上下水】
- ⑧ 浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽は、災害等により深刻な被害を受ける

可能性が高いため、合併処理浄化槽への転換の促進を図る必要がある。また、浄化槽管理台帳システムを整備し、設置・管理状況の把握に努める必要がある。【環境】

**(代表的な指標)**

**【上下水】重要幹線等となる管路耐震化率 44.2%(R6) [再掲]**

**【上下水】配水池の耐震化率 77.8%(R6) [再掲]**

**【上下水】基幹管路(水道)の耐震化率 54.4%(R6) [再掲]**

**【上下水】基幹管路(水道)の耐震適合率 72.6%(R6) [再掲]**

**【上下水】給水拠点用資機材の確保状況 90箇所(R6) ⑤ [再掲]**

**【上下水】新技術を用いた下水道の老朽管調査 0箇所(R6) ⑤**

**【上下水】新技術活用による有収率の向上 88%(R6) ⑤**

**5-4 広域交通ネットワークが分断するなど、基幹的交通や地域交通網等の陸海における交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響**

- ① 道路の防災・震災対策や老朽化対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、沿岸部の津波対策を着実に推進する必要がある。＜国＞＜県＞【農水】【土建】【都計】
- ② 市民生活や産業など都市活動を支える交通体系の整備を進めるとともに、災害時の救援活動等が円滑に行うことができる幹線道路及びこれらを補完する道路網の構築が必要である。【土建】【都計】
- ③ 地域の物流幹線に対する道路啓開を迅速に実施する上で必要な措置を講じた車両等の移動方法や補償等について、対応マニュアルや体制等の整備を行っていく必要がある。【土建】
- ④ 国土交通省から提供される最新の交通データをもとに、主要渋滞箇所を検証し、その対策の検討・実施などを行い、渋滞緩和に必要な道路整備や公共交通の利用促進に向けた取組が必要である。【都計】
- ⑤ 農道や林道は、農村・山間地域の活性化に寄与するとともに、防災・震災対策としても迂回路としての利用が可能となるため保全や整備を推進する必要がある。【農水】
- ⑥ 災害時の輸送の代替性を確保するため、東九州自動車道の4車線化や中九州横断道路の整備など、広域交通ネットワークの着実な整備を推進する必要がある。併せて、東九州新幹線等の整備計画路線への格上げや豊予海峡ルート構想の実現に向けた取組を行う必要がある。＜国＞＜県＞【都計】
- ⑦ 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行っていく必要がある。＜県＞【土建】
- ⑧ 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、国・県、民間事業

者等と連携した取組を強化する必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【土建】【都計】

- ⑨ 住宅・建築物は、市民の耐震化に関する必要性の認識不足、耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、啓発活動及び補助制度による支援を行う必要がある。【土建】【都計】
- ⑩ 沿道建築物の倒壊による被害や避難及び救助救援活動や緊急輸送等の障害を回避するため、建築物集合地域通過道路の指定に向け、国、県、市が連携して取り組む必要がある。〈国〉〈県〉【都計】
- ⑪ 大規模災害時には、道路の閉塞や燃料の供給不足等により自動車による移動ができない場合があることから、効率よく現地調査等を実施できるよう自転車等の移動手段を確保する必要がある。【都計】
- ⑫ 農道や農道橋等は、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。このため、農道橋や農道トンネルの点検を実施し、道路網としての役割を維持する必要がある。【農水】
- ⑬ 気候変動により風水害が激甚化・頻発化する傾向にあること、くわえて、大規模地震の発生が切迫していることを踏まえ、港湾施設の耐震・耐波性能の強化に係る技術開発に基づく港湾施設の機能強化を推進する必要がある。【農水】【土建】

**(代表的な指標)**

**【農水】 主要林道舗装延長(累積) 3,441m (R6) [再掲]**

**【土建】 無電柱化の整備延長(整備計画路線内) 43.7 km (R6) [再掲]**

**【土建】 大分市橋梁長寿命化修繕計画(第3期)に基づく橋梁の維持補修  
48橋(R6) ⑤ [再掲]**

**【土建】 AIによる道路損傷個所の自動検知システムを利用したポットホールの  
補修件数 1,438件(R6) ⑤**

**【都計】 幹線道路整備延長(累積) 272.1 km (R6)**

**【都計】 滝尾中部地区住環境整備事業(街路事業)の整備率 48.4%(R6)**

**(目標を達成した指標)**

**【都計】 横尾土地区画整理事業の整備率 100%(R3)**

**【農水】 農道の整備延長 8.3 km (R4)**

**【農水】 農道・農道橋等の保全対策計画箇所数 15箇所(R5)**

**【土建】 橋梁(緊急輸送道路)の耐震化 5橋(R6)**

## 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1 自然災害後のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

- ① 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う必要がある。＜県＞【土建】
- ② 広域かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、「九州市長会における災害時相互支援プラン」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定を適切に運用し、円滑な復旧・復興を進めるための体制を確立する必要がある。【総務】
- ③ 大規模災害に備えて迅速な復旧・復興が行えるよう、事前復興まちづくり計画の策定に向けた取り組みを行う必要がある。【都計】
- ④ サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制するため、これらの活動の基盤となる道路施設の耐災害性強化などの取組を引き続き事前防災対策として推進していく必要がある。【土建】【都計】
- ⑤ 地籍調査を実施し土地の明確化を図ることで、災害後の円滑な復旧・復興を確保し、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティの早期再生につなげていく必要がある。【総務】【土建】

#### (代表的な指標)

【総務】大分市受援計画の見直し 実施(R1)【再掲】

【土建】地籍調査済み面積 119.77km<sup>2</sup>(R6)

### 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態

- ① 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う必要がある。【総務】【都計】【上下水】
- ② 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など、災害時に必要となる人材の育成・確保に取り組む必要がある。【都計】
- ③ 災害発生時に道路啓開等を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されていることから、担い手の確保・育成の観点を踏まえた就労環境の改善や、女性、高齢者など多様な人材が活躍出来る環境づくりを推進する必要がある。【総務】

- ④ 大分市社会福祉協議会と連携し、大分市社会福祉協議会を中心とした企業、NPO、各種団体等のネットワークを活用する中で、災害ボランティアセンターの設置及びボランティア活動の支援を行うための連絡調整等の確認及び受入体制の整備を図る必要がある。【福保】
- ⑤ 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、ICT 技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保していくことが必要である。【総務】【企画】【土建】
- ⑥ 災害発生時における迅速な復旧を図るため、建設工事に係る制度改正や職員の技術力向上のための技術実務研修等を引き続き実施していく必要がある。【総務】
- ⑦ 災害時に備えて、応急仮設住宅や応急修理に関する技術力向上のための研修や訓練を実施していく必要がある。【総務】【土建】【都計】

**(代表的な指標)**

**【総務】 大分市受援計画の見直し 実施(R6) [再掲]**

**【総務】 若手技術者等を配置する要件設定型一般競争入札(試行) 11件(R6)**

**【総務】 週休2日工事の実施率 100%(R6) ⑤**

**【総務】 ICT 施工技術を活用した工事件数 1件(R6) ⑤**

**【企画】 研修を実施した職員数(年間延べ人数) 647人(R6) ⑤**

**【土建】 点検・診断システムによる橋梁点検件数 38橋(R6) ⑤**

**6-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態**

- ① 地域の絆や人と人のつながりは、地域の災害対応力と密接な関係があり、大規模災害が発生した場合、救助活動やその後の復旧・復興などに関して、地域コミュニティの担うべき役割が重要となることから、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティを再生し、あわせてその活性化を図っていく必要がある。また、UIJ ターンを推進することで、地域の活性化と地域防災力の維持を図る必要がある。【総務】【市民】【商労】【農水】【土建】【都計】
- ② 自主防災組織については、地震・津波避難行動計画や風水害避難行動計画、防災マップ、マイ・タイムラインの作成、避難訓練、防災講話の実施などにより、活動の活性化を支援する取組の充実を図る必要がある。また、防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施等を行う自主防災組織における防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成が必要である。【総務】【農水】【土建】
- ③ 地域コミュニティの拠点施設であり、災害時には避難所としても利用される校区公民館や自治公民館の建設や修繕、耐震補強等に対する支援を継続する必要がある。【市民】
- ④ 災害時の円滑な住宅供給確保を可能とするため、「応急仮設住宅供給・居住確保マニユ

アル」の見直しを行うとともに、災害リスクを勘案した応急仮設住宅建設候補地の見直し・検討を図る必要がある。【総務】【土建】【都計】

- ⑤ 地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団員を雇用する事業所と連携し、活動しやすい環境づくりを推進するとともに、大規模自然災害に対応するため、市町村の区域を越えた広域的な消防相互支援体制の充実強化を図る必要がある。【消防】

**(代表的な指標)**

**【総務】 防災訓練を実施した自主防災組織率 57.9%(R6) [再掲]**

**【総務】 自主防災組織等への防災士確保率 90.0%(R6)**

**【総務】 自主防災組織等への女性防災士確保率 29.2%(R6)**

**【市民】 まちづくり協議会の団体数 23 団体 (R6)**

**【市民】 ご近所の底力再生事業助成金の申請率 72.9%(R6)**

**【市民】 地域まちづくり活性化事業の参加者数 38,226 人 (R6)**

**6-4 災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態**

- ① 最新の被害想定等に基づき、災害廃棄物処理計画の見直しを進めるとともに、訓練や研修等を通じた人材育成を図ることが必要である。また、仮置場所等候補地についても、具体的な候補地の選定を行っていくことが必要である。【総務】【環境】
- ② 清掃工場の点検を着実に実施しているが、南海トラフ地震などによる工場被災も想定した施設の整備を進めていくことが必要である。また、プラントメーカー等と清掃工場の損壊が発生した場合の応援復旧に関する対応について協議する必要がある。【環境】
- ③ 住民の衛生確保、地域生活の早急な復興のためには、生活ごみ・し尿、避難所ごみ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理していかなければならないことから、ごみ・し尿収集運搬体制の確立に向け、災害規模に応じた収集運搬計画を策定していく必要がある。【総務】【環境】
- ④ 「九州市長会における災害時相互支援プラン」、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」を基に、収集・運搬・処分について具体的な対応方法を検討していく必要がある。【環境】

**(代表的な指標)**

**【環境】 災害廃棄物処理計画の見直し 随時見直し (R6)**

**【環境】 災害廃棄物仮置場候補地の選定 随時選定 (R6)**

**【環境】 新環境センターの整備 12.9%(R6) ⑤ [再掲]**

### 6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- ① 災害時の円滑な住宅供給確保を可能とするため、「応急仮設住宅供給・居住確保マニュアル」の見直しを行うとともに、災害リスクを勘案した応急仮設住宅建設候補地の見直し・検討を図る必要がある。【総務】【土建】【都計】
- ② 都市幹線道路網の形成等、様々な社会基盤整備事業との連携を図り、効率的・効果的な地籍調査の推進を図る必要がある。【土建】【都計】
- ③ 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを、平常時から集約し、発災後、速やかに調整できる体制を整備していく必要がある。【総務】【土建】【都計】

#### (代表的な指標)

【土建】地籍調査済み面積 119.77km<sup>2</sup>(R6) [再掲]

### 6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- ① 大規模自然災害発生時における古民家・社寺など文化財建造物の倒壊や石垣などの崩落、また、火災発生による文化財の焼失を最小限にとどめるため、文化財及び文化財収蔵施設の耐震化や防災設備の整備等を進める必要がある。【教委】
- ② 大規模自然災害発生時には、通常業務に従事できる職員が制限されることで、文化財被害調査・復旧を担う人材が不足して、文化財の廃棄・散逸、または復旧に遅れを来す危険性があるため、必要な調査やレスキューを迅速に行う体制の構築を推進していく必要がある。また、文化財を復旧する際に、修復できる技術を持った人材の育成と確保を行う必要がある。【総務】【教委】
- ③ 大規模自然災害発生後は、復興に向けて急速かつ膨大なインフラ整備が発生することにより、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できない可能性が高い。有事に備え、周辺自治体との連携や業務内容の見直しにより、必要な調査を迅速に行う体制の整備を推進する必要がある。【教委】
- ④ 大規模自然災害発生後、被災や居住者の移動等により、地域が滅失した場合は、有形・無形の文化財の滅失や維持困難な状況が生じる可能性が高いため、地域特性に配慮した復興が実現するよう、あらかじめ文化財の点検及び概要調査等を進め、アーカイブしておく必要がある。【教委】

(代表的な指標)

【教委】文化財収蔵施設が収蔵する文化財の点検及び適切な保存対策の実施率 85% (R6)

6-7 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

- ① 風評被害による商店街団体や各種業界団体等への事業活動の影響を防ぐため、平素から関係団体や県等の関係機関との連携を強化し、正しい情報が迅速に発信できる体制を構築する必要がある。また、風評被害により事業活動に著しく支障が生じた中小企業等に対し、資金繰り等に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知を図る必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【商労】
- ② 観光面での影響の広がりを防ぐため、観光施設、宿泊施設、交通機関等の正確な情報を収集し、迅速に発信する体制を構築する必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【商労】
- ③ 二次災害による農林水産物に対する風評被害の防止を図るため、国・県・各関係団体等の連携体制を強化し、正しい情報を発信すべく、状況に応じて発信する情報、発信経路などの検討を行う必要がある。＜国＞＜県＞【農水】
- ④ 過去の災害の風評被害により、被災地の経済が大きな打撃を受けたことを踏まえ、災害等に伴う風評被害の発生を防止するため、農作物や観光地などに関する正しい情報を速やかに発信するとともに、必要な対策を早期に講じる必要がある。【商労】【農水】

(代表的な指標)

なし